

農林水産委員会議録第十二号

平成五年四月二十一日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 平沼 赳夫君

理事 金子徳之介君 理事 萩山 教蔵君

理事 御法川英文君 理事 榎瀬 進君

理事 柳沢 伯夫君 理事 佐々木秀典君

理事 前島 秀行君 理事 宮地 正介君

理事 岩村卯一郎君 理事 内海 英男君

理事 大原 一三君 理事 久間 章生君

理事 高村 正彦君 理事 鈴木 俊一君

理事 谷 洋一君 理事 中谷 元君

理事 鳩山由紀夫君 理事 保利 耕輔君

理事 星野 行男君 理事 松岡 利勝君

理事 宮里 松正君 理事 有川 清次君

理事 石橋 大吉君 理事 遠藤 登君

理事 北川 昌典君 理事 沢藤礼次郎君

理事 志賀 一夫君 理事 田中 恒利君

理事 辻 一彦君 理事 野坂 浩賢君

理事 鉢呂 吉雄君 理事 山口 鶴男君

理事 倉田 栄喜君 理事 藤原 房雄君

理事 藤田 スミ君 理事 小平 忠正君

出席國務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 上野 博史君

農林水産省構造改善局長 入澤 肇君

農林水産省農蚕園芸局長 高橋 政行君

農林水産省畜産局長 赤保公明正君

農林水産省食品流通局長 須田 洵君

林野庁長官 馬場久萬男君

委員外の出席者

環境庁大気保全局特殊公害課長 後藤 彌彦君
自治省財政局調整室長 林 省吾君
農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

四月二十一日

辞任

野坂 浩賢君

堀込 征雄君

同日

北川 昌典君

沢藤礼次郎君

補欠選任

堀込 征雄君

野坂 浩賢君

本日

の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

参考人出頭要求に関する件

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に

関する法律案(内閣提出第二四号)

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内

閣提出第二五号)

特定農山村地域における農林業等の活性化のた

めの基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出

第六四号)

○平沼委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、農業経営基盤の強化のための関係法

律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一

部を改正する法律案及び特定農山村地域における

農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関す

る法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

ただいま審査中の各案につきまして、来る五月

十一日火曜日、参考人の出頭を求め、意見を聴取

いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

○平沼委員長 次に、委員派遣承認申請に関する

件について諮りいたします。

各案審査の参考に資するため、委員を派遣いた

したいと存じます。つきましては、議長に対し、

委員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等

につきましては、委員長に御一任願いたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

○平沼委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。小平忠正君。

○小平委員 今回提案されましたこの三法案に関

しまして、まず私は、農業基本法が我が国に制定

されましたが、その制定以来、農業政策で最も欠けております点は、農政に主体性がなく、そのときどきの経済の動向あるいは財政事情等により目まぐるしくこれが変わり、これによって農業者の農政に対する信頼が著しく低下をされてきました、このことにあると思います。

農業は工業とは異なり、長期にわたる不変のビジョンの確立が必要であります。農業者に信頼される農政の確立を期さなくてはなりません。そういう意味においては、今回提出をされました三法案とも、昨年六月に公表された新政策に沿って新しい視点に立った施策の展開を図ろうということは、それなりの評価はできる面もございます。しかしながら、問題は、この新政策そのものが関係者に十二分に理解をされ、農業者が自信と確信を持って今後の農業に取り組んでいけるかどうか、また、そういう体制が構築されるかの点だと思えます。

特に、新政策の中でも、言葉としては幾つか評価をする点もございます。言うならば、今日までの農政が効率一辺倒だったことを反省しなければならぬと指摘している点であります。しかしながら、新政策の中身について見れば、その反省のもとに立った具体的施策が何ら見当たらないのであります。農業の国際化の進展等に対応し、今後構造政策を強力に推進する必要はだれもが認識をしていることではあります。私もこれを否定するものではないと思いません。

問題は、構造政策を円滑に推進できる周辺の各種施策が整合性を持って十二分に整備をされているかという点であります。今回提出をされた法案を含め、構造政策のみを先行させる施策が展開されれば、これは今日までの効率一辺倒の農政と何ら変わりがなく、これが失敗に帰することは明らかだと言えらると思えます。農業基本法の抜本的

見直しを含めて、バランスのとれた農政の展開を図ることが肝要であり、この点等々を含めて、まず大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○田名部国務大臣 おっしゃるとおり構造政策だけで考えてはいかぬ、こう思っております。それは農業と農村、これが健全に発展していくということが大事なことであり、今そういう意味では農村社会が非常に困難な状況になってきておるということを考えながら、この新政策でもそのことを考えたのと、何といつても理屈はいろいろありますけれども、他産業並みの労働時間をどうやって確保した中で農業というものができていくかということも考えるのと同時に、そこには所得、それがやはり他産業並みのものを確保しないとなかなか後継者も生まれてこないという実態がありますので、担い手がいないことも考えてみると、経営体をどう育成していくかということも大事なことであり、その経営体が生産の大宗を担う、そういう農業構造にしていかなければならぬというふうなことを考えております。

そのためには農地の集積を図るとか、あるいは居住する環境、そうしたのもよくしていかなくてはならぬし、地域の特産というものもとりえ、付加価値の高い農産物の生産対策、流通、加工、総合的に考えたつもりなんです。

ですから、構造政策だけで何かしようということにはもう無理があるという考え方でこれを進めております。経済、財政、そういうことにより大きな影響を受けないためにはどうするかということ、しかしこれは、受けるのは国全般ですから、結局この農業以外の方の経済も停滞すると、農業にもこれは影響が連動して出る。

ただ、私は、他産業と違って毎日食べる食糧ですから、これは生涯日に三度三度食べておるわけですから、そういう面では影響をやや受けにくいものだ、いいものさえしつかりとつくっていいば。そういうこと等も考えながら、予算、税制、各般にわたって具体的な施策をお願いしておるわけでありまして、今後ともそういう考え方で進め

ていきたい、こう考えております。

○小平委員 それでは次に、農業者の最大の関心事は、今まさしくこの新政策に沿って規模拡大を図った場合に、現在よりも収益が上がるかどうかというこの点だと思ふんです。大臣がよく言われる、もうかる農業、このことが実現されるかどうかといったことではないかと思ふます。

まことに残念ながら、最近の農政の動向について見れば、まさにこれとは逆のことが行われているのではないのでしょうか。端的にいえば、規模の拡大を図り、生産が向上すればそれだけ価格を引き下げるという政策がとられているのが実態でございます。生産性の向上メ리트が還元されない農政に対し、農業者は大きな憤りと失望感を抱いております。

私は、当委員会でも、前の質問で北海道の酪農の例を取り上げました。規模拡大のために多くの酪農家は大きな借財をしてまいりました。しかし、乳価は年々低下をしており、据え置きもございまして、これに牛肉の輸入自由化も加わって、その経営は年々著しく苦しくなってきたのが実態であります。

私の選挙区であります北海道の空知、日高、この地帯は北海道を代表する稲作地帯でもありますが、酪農地帯と同様の状態にあって、規模拡大による借財の増加と米価の引き下げによって農業経営は悪化の一途をたどっております。新政策においては、先般、昨年六月です発表された新農政において、北海道における稲作の展望としては、作付面積も少しく大きく見られて、二十八ヘクタール。その中身は、水稲十四ヘクタールを中心にして、輪作というか、麦、大豆等々になっておりますが、こうした経営を実現するためには、さらに多くの設備投資が必要であります。これ以上の米価の引き下げは経営に大きな打撃を与えることは明らかであります。いわんや内地において、こういう状況で十から二十ヘクタールの規模の経営体、これを実現することは私は大変に難しいのではないかと感じております。

それはそれとして、農産物価格の内外価格差の縮小は、ガット・ウルグアイ・ラウンドの進展等に伴い大きな政策課題となっていることは承知しておりますが、こうした農業経営の実情を無視した価格の引き下げは、構造政策の推進に当たっても決してプラスの面にはならないことを十分認識をする必要があろうかと思ふのであります。

今後の構造政策と価格政策の運用方針について、政府の御答弁をいただきたいと思ふます。

○上野徳政府委員 農産物の価格政策は、農産物の種類ごとに若干の違いはございますけれども、基本的にはそれぞれの作物の再生産を確保する、あるいは需給の調整を図って過不足のない状態を保っていく、あるいは消費者に価格安定、余り価格が変動しないような価格の安定というものを果たしていくという種々の機能を持っております。毎年の価格決定のために必要な生産者のコスト、生産費を正確に把握をいたすところから作業を始めまして、毎年度の需給動向、生産費の水準というものを勘案をいたしまして価格決定をいたしてまいっているわけでございます。

今後の価格政策につきましても、基本的には今私が申し上げましたような考え方でまいることが当然基本になるわけでございまして、今この三法を御審議願っております諸般の農業をめぐる情勢、これに対応するために構造政策は必要なのでございまして、そういうことを鋭意努力をいたしまして、コストの削減にも努めながら、需給事情等をも的確に反映させた価格を決定してまいらなければならないというふうな考え方をいたしております。

その際に、委員御指摘のように、規模の拡大などを生産者が図っていくに際しましては、いろいろコスト面での負担もあるわけでございまして、そういうものが十分に織り込まれてまいるよう、コストのダウンと価格へのその反映ということがタイムラグが生ずることがないように努めていく必要があるということについては、十分配

慮してまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

○小平委員 特に価格政策、端的に言って、農業にとっては価格政策、そのことは非常に大きな要素だと思ふます。いろいろな農政、多々ございませけれども、やはり何といつても収入という面からいいますらば、価格政策、これが大きな問題であることは御承知のとおりでありますので、この問題は、今答弁いただきましたけれども、しかし、これが実際に農業の経営にプラスになるような方向に行っていくだけのこと強く期待するものであります。

そこで、法案に關しての質問をさせていただきますが、今回の農用地利用増進法ですが、これを農業経営基盤強化促進法に改正をする、そして今後の育成すべき経営体の実現を図るために、農地の集積やその他の施策の集中化、重点化を図ることは確かに必要であり、一定の評価はしなきゃなりません。しかし、政府は、この法律の運用を中心に今後十年間に約百七十五万ヘクタールの農地の流動化を進め、稲作の個別経営体について見れば、十から二十ヘクタールの個別経営体、これらを五万戸程度ですか、それから複合経営体については五から十ヘクタールを規模にして十万户程度、これらを実現したいというプランを描いておるようでありますが、果たしてこれが着実に実現されるかどうか、これについても大きく意見が分かれておることも事実であると思ふます。残念ながら、これが絵にかいたもち、画餅になるのではないかと、そういう指摘も多いのもこれまで事実であると思ふます。こういうことにならないために、大臣、どのような決意で臨もうとしておられるのか、これについてもお答えをいただきたいと思ふます。

○田名部国務大臣 新政策で示されておりますように、何といつてもやはり経営感覚にすぐれた効果率のかつ安定的農業経営というものがなければならぬ、こう思ふのです。そのために大区画の園地整備を進めていくとか、あるいは育成すべき農業

経営体、これを実現することは私は大変に難しいのではないかと感じております。

経営及び実現すべき農業構造の目標というものを明確にする。あるいは農地の利用集積活動の強化をする。あるいは経営指導、経営体質の強化を図るための法人化の推進をしていく。こういうことによつて農業も近代的な経営に変えていかなきゃいかぬ。そうしないと、実態が、目標を達成した、そういうものがなければ意欲が出てこないと思うのですね。一体自分のやっていることはどうなっているか。そのためにいろいろ、去年の米価でも、勉強する費用とかパソコン、ファクシミリ、そうしたのも実は米価の算定の中に織り込んで、意欲的に、若い人たちはそういうものはこれからはもう必要ですから、そういうことをやっていたらどうということをやったわけでありま

す。いずれにしても、これは目標を掲げましたけれども、全部が全部やるということかどうかは、これは農家の皆さんのかかつて意欲の問題でありますから、その意欲を引き出すように、我々もまた努力していかなきゃならぬということで、金融あるいは予算、いろいろな面で総合的に、体系的に講じて、そしてこの実現、達成のために全力を挙げて取り組んでいかなきゃいかぬ。そうでなければ、現状のままではもう先が見えていない。それを放置しておくわけにまいりませんので、何とかも意欲を持って、魅力ある農業経営をしてもらう。本当の喜びというものを味わっていただきたい。こうが農業経営に取り組んでいただきたい、こう願っているわけでありま

す。○小平委員 具体的なことでお伺いをしてきたいのであります。

農地の流動化を進めるに当たってやはり必要なことは、担い手に対する施策の強化拡充にあわせて、農地の出し手であります要するに売り手、高齢農家やあるいは安定的兼業農家というのか、そういうところの皆さんが農地を供給しやすい環境整備を図ることにも大きなポイントがあるんじゃないかと思ひます。この点については、この新政策については、法律案においても具体的な記述がど

うも見えてきません。

出し手農家という売り手農家に対してどのようなメリットを与えることができるのか、またメリットを与えなければなりません。さらに、これら農家の集落における位置づけをどのように考えておられるのか。この点について、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○入澤政府委員 ただいま大臣が御答弁いたしましたとおり、農地の流動化を進めて、やる気のあ

る農家を育成していく、その過程で、やはり地域の集落を基礎とした関係者の話し合いを十分に積み重ねなければいけないと思ひます。

そういう中で、個別農家を、個別経営体を育成していくのか、あるいは地域全体として生産組織を育成していくのか。そういう場合に、その地域に存在する土地持ちの非農家であるとか、あるいは小規模な兼業農家あるいは高齢農家等がどういう役割を分担するのかということや地域全体で話し合つて決めていかなきゃいけない。労働力の提供であるとか農道や水路の管理など、地域社会でいろいろ役割分担するものがあります。そういうものをスムーズにやっていく仕組みをつくっていくことが必要だということに考えております。

そこで、兼業農家等農地の出し手が農地を出しやすくするようないきなり考えなくちゃいけないというところでありますけれども、現在やっておりますのは、農村地域工業導入法等に基づきまして安定的な農外就業機会を確保するということ、あるいは農業委員会等によるいろいろな情報の収集、提供あるいは農地の利用調整活動によりまして出しやすくする、あるいは税制上も、農地を譲渡しますと八百万円特別控除の恩恵を受ける、あるいは小作料の一括前払いを受けた場合には所得税の平均課税の適用を受ける、税制上の特例措置も考えております。

こういう措置をこれから拡充強化しながら、地域全体として出し手にもメリットを与え、それからまたコミュニティを維持する方法を考えて

いきたいと考えております。

○小平委員 今、局長から御答弁をいただいたのですが、今、八百万の控除とおっしゃいましたよね。さらに拡充強化する、具体的にどういうことなのか。

言うならば、私は、この一点については前のときにも質問した経緯があるのですが、いろいろな手当てをするといつても、農地の流動化に一番効果があるのは、いわゆる基礎控除の問題とかそれから税率の問題だと思ひます。これがまさしく売り手農家に対するメリットの大きな点だと思ひます。特に、今申しましたように、農地の譲渡所得に対する控除額の引き上げ、これがいわゆる今局長が言われたさらに拡充強化ということなんでしょうか。そういう点、あるいは税率の問題ですね。国税、地方税合わせて今は三九%ですが、こういう引き下げの、これも税法上難しいことがあるのかわかりません。しかし、これらのことが何にも増して一番大事な施策だと私は思ひます。

これは御承知と思うのですけれども、特に北海道においては、農地の流動化というのは賃貸よりは所有権の移転、これに期することが主体なんです。そんな意味で、このところは非常に大きな問題なものですから、もう少し具体的にお答えいただきたいのです。

○入澤政府委員 ただいまの農地を譲渡した場合の特別控除につきまして、毎年財政当局、税務当局にも農林省としては要求しているわけでござい

ます。なかなか難しい問題がありますけれども、譲渡所得が年々上がっていくという傾向にありますれば、実態に合わせて税率なりあるいは特別控除額等についても考慮してもらえらうように、可能な限り折衝をしていきたいと考えております。

○小平委員 ということは、今後、これについて検討していくということと受け取ってよろしいのですか。

○入澤政府委員 税のバランスの問題とか税全体の取り扱いの問題がありまして、実現をするかどうかということについて確約申し上げるわけにいきませんけれども、私どもとしては、いろいろなデータを十分に分析しながら、常に前向きな姿勢で取り組んでいきたいというふうに考えているわけでございます。

○小平委員 確かに今、これは一部の地域を除いて全般的に言えることだと思ひますが、北海道におきましても農地の価格が下落傾向に依然としてありまして、そういう意味においても農地の流動化はなかなか難しいのも今の実態であります。

この点に関して、今回の改正におきましては、農地保有合理化法人の機能を拡充し、農地信託等事業が創設をされ、本事業の活用による大きな期待が寄せられてくると思ひます。事業の具体的な内容とあわせて、これはどっちかというと北海道をイメージというのか、主体的に北海道向きだと思ひます。ですから、どの程度活用されると、またどんな効果があるかと考えておられるのか、お答え願

いたいと思ひます。

○入澤政府委員 農地信託等事業につきましては、今先生御指摘のとおり、一般に農地価格が下落傾向にあります北海道あるいは東北地方の地域におきまして、農地保有合理化法人が農地を取得して買い手を探す間に売買差損が発生するというふうなことが予想されるために、農地保有合理化促進事業を活用いたしました優良農地の保全とかあるいは担い手への農地利用集積に支障を来す事態が生じている、こういう状況をどうやって打開するかということと考えると、農地保有合理化促進事業は、地価下落地域におきましても農地保有合理化事業による農地の中間保有あるいは再配分機能が発揮できるように、信託の手法を活用いたしまして農地売買等事業を補完して農地の流動化を促進するということが目的としております。

具体的には、農地保有合理化法人、都道府県農

業公社あるいは農協の合理化法人が離農農家あるいは規模縮小農家から農用地等の売り渡し信託を引き受けて、これが新しい仕組みなのですけれども、当該信託の委託者に対して、信託を引き受けたときに農地の評価額の七割以内の資金を無利子で貸し付ける。そして、農地保有合理化法人は農用地等を規模拡大農家に売り渡し、その対価を信託の委託者に支払う。委託者は、信託財産の売却の対価によって農地保有合理化法人からの借入金償還する。こういう手順で、可能な限り円滑な離農促進と、それから地価下落地域における優良農地の保全それから農地の担い手への集積を推進するということになっているわけでございます。

北海道でどのくらい活用されるかという話でございますけれども、北海道における農地保有合理化促進事業、売買等事業が中心でございますが、この実績で見ますと、買い入れ面積で見まして、昭和六十年年度以来毎年三千ヘクタール台で推移しております。平成三年度には若干回復いたしまして四千ヘクタール台に達しました。しかし、ピーク時昭和五十二年あたりでは七千四百ヘクタール前後あったのですけれども、それに比べますと五十数%の水準になっている。

これにつきまして、いろいろな原因がございます。農地開発事業が縮小をして未墾地の買い入れが減少したとか農地の供給がだぶつきみであるとか、それから担い手の間で買い控えがある、それから農業先行き不安等から担い手の投資意欲が減退している。いろいろな事情が指摘されておりますけれども、こういう状況の中でも、一般的な地価下落傾向のもとで、優良農地であっても農地保有合理化法人が売買事業で介入しにくい事例が散見されます。

今後どのくらい量的に実現していくかということとを推計するのは困難でありますけれども、今のよう状況でございますと、この農地信託等事業はかなり活用されるのじゃないかというふうに見ております。

○小平委員 農地保有合理化促進事業が発足をしてもう二十年少したつのですが、今いろいろと数値を挙げられて御答弁もあったのですけれども、実際には農地が予定したとおりには動いていませんね。それをさらに今回いろいろと制度を拡充していること。それはわかるのですが、問題は、農地信託事業ということなのですけれども、それが終了しても売れなかつたらどうするかということですね。さらに、この公社は北海道府県単位が多いです。ただし、今のあれでは市町村から農協とか、そういうように、もう少し広げようというあれもあります。また、この農地を目標どおり流動化するには、もう少し突っ込んだ施策が必要じゃないでしょうか。

○入澤政府委員 まず、信託期間内に信託財産を処分できなかったような場合のお尋ねでございますけれども、この事業の対象にのけるのは、基盤整備が済んでいて連担して団地化している優良農地というふうに、まず入り口のところで選別いたしまして、そして可能な限り信託等事業を円滑に進めるようにしたい。それから、それでもなかなかできない場合には信託期間を延期する。要するに、再引き受けによりまして、契約を更改して、粘り強くやっていくというようなことをまず考えております。

いづれにしても、やはり農業公社が相当な力を入れなければなりません。しかし、農業公社は各都道府県に一方所でございますから、新しくできました市町村あるいは農協の農地保有合理化事業あるいは市町村の公社、こういうそれぞれの機関と連携プレーをするのももちろんでございますが、さらに農業委員会の活動、農地銀行活動をやっておりますけれども、そういうところと十分に連携しながら、農業公社が規模拡大のために一定の役割を十分に果たすというふうな持ていただきたいと考えております。

○小平委員 私はこの問題でどうしても触れなければならない点は、やはり規模拡大を図ることが主眼点でしょう。そこで一番大きなネック

になっているのが、土地改良事業等のいわゆる基盤整備の負担金の問題ではないかと思うのです。特に、事業工期が予定以上に長期化したということ、言うならば農民の責任ではないのです。まずほとんどの事業が、もう予定以上に長期化してきました。これによって負担金の増大、さらに追い打ちをかける農産物価格の低迷、これらがある、ほとんどの農家は土地改良事業費の償還に苦慮している、これが実態であって、まだまだ土地改良が済んでない地帯も多うございまして、しかし、これをさらに事業を新たに展開するなんてことは、今は皆さんはもう警戒しちゃって、だれもしません。こんな状況が今の実態です。当時を思い起こすと、本当に雲泥の差があると思うのです。

こういうところで、今回提案された法案の中には、この土地改良事業にかかわる受益者負担に対する無利子融資の道が開かれるようで、それが出ておりますけれども、その具体的内容は何のようになっているのかをお伺いしたい。

さらに、こうした無利子融資の対象となる事業を積極的に実施することがぜひ必要だと思っておりますが、そのことに關して、本年度から始まる第四次土地改良長期計画においては、この事業をどういうふうに加味しながら取り組んでいくかというところ、この点もあわせてお伺いをしておきたいと思ひます。

○入澤政府委員 規模を拡大するに当たって、その前提として基盤整備事業をきちっとしないといけません。その場合の農家負担の軽減を図るということは御指摘のとおりでございます。我々としてもいろいろな工夫をやっているわけでございます。

今回、圃場整備事業を実施するということを契機といたしまして、経営体へ農地が集積されるようにということで、土地改良事業の農家負担金に対する農林漁業金融公庫、沖縄の公庫等からの資金の貸し付けにつきまして、国の無利子資金を原資として貸付資金の一部を無利子とする制度、担

い手育成農地集積事業というふうな予算では言っていますけれども、これを創設しようとしたものでございます。

具体的には、事業完了後に、将来担い手になると見込まれる農業者等の経営する農業生産面積が、事業実施前に比較しておおむね二〇%以上増加すると見込まれる、そういうふうな要件を満たす場合には、農家負担分、一般的に、標準的に申しますと農家負担分は一五%前後でございますが、このうち生産基盤整備事業費の一〇%を限度といたしまして、土地改良区等に対して無利子資金の貸し付けを行うというものでございます。この無利子資金で充当された分以外の五%相当、これはまた既存の農業基盤整備資金で全額賄う。したがって、トータルすると、無利子の資金が重なる部分だけその負担が軽減されていくというところでございます。

この事業としまして、今申し上げました担い手育成基盤整備事業のほかに、北海道とか沖縄等の土地改良型の畑作地域におきます事業費にも適用するということで、高生産性畑地帯総合土地改良事業、これも平成五年度で創設しましたけれども、これを対象にしたいと考えているわけでございます。

第四次土地改良長期計画におきまして、どの程度この無利子の融資制度の対象事業を考えているかということでございますけれども、土地改良長期計画は個別具体の事業ごとの事業量について定めるものではございませんので、この計画の実施に当たりましては、これからいろいろな補助制度とか融資制度等を活用いたしまして農家負担の軽減を図ってまいりたい、可能な限りこの無利子融資制度の事業量が多くなるように配慮しながら、その予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

○小平委員 私は、この問題で御答弁のようないろいろな手を打っていることとはわかってますが、幾らそういう手を打たれても、農地の流動化を促進する意味において一番大きなネックに

なっているのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、この土地改良事業に伴う負担金の償還の問題ということが依然としてそこに存在しているのです。それは農地を譲渡するにしても、売買に当たっても、この償還金をどういうふう処理するかという問題。

例えば離農する場合、いろいろな事業の消化に伴う費用一切をその売買の際に一括返済しちゃうという、国営事業なんかではそういうことが実際ございます。したがって、その農地の価格を高くしても、売り手にとってはその中身というのはその負債の償還に充てられちゃって、実際はもう残らない。ましてやいわゆる国税、地方税等の支払いもあるでしょう。また逆に買い手から見ると、今度は高い農地を買わされて、それがさらに規模拡大をした後、今後のみずからの経営にこれが大きな重しになってかかってきている、こういう実態がございます。それで、このことが指摘されましたので、過般、土地改良負担金に償還平準化事業ですか、こんなことも講じられてきました。しかし、これでは根本的な解決策にはなっていないという切なる願いが、関係者からも、これは農民からもあるいは土地改良関係者からも上がってきております。

そういうところで、これからの事業に対しては、今ほどもいろいろな制度の道を開こうということとはわかりますが、今既に抱えているもの、これを整理化するための解決策というか、いわゆる強力な手段というものは何か考えられないものでしょうか。

○入澤政府委員 土地改良事業に伴う農家の負担金の軽減対策につきましては、御指摘のとおり、今の平準化の事業であるとかいろいろな施策、制度を逐年実施しているわけでございます。例えば、平成元年度には工種別完了制度を設けるとか、あるいは昭和六十二年には計画償還制度を設けるとかいろいろのことをやっているわけでございます。

土地改良事業で見ましても、公共事業一般の性

格、内容に応じまして応分の負担が個別農家の受益農家に求められていることは否定するわけにはいかない。しかし、実際に営農をやってみて、十分に負担金を払えないような状況にあるという農家もあることも事実でございます。

私は、やはりこの負担金の問題を基本的に考えるには、制度として負担金の軽減対策を可能な限りやります。これはバランスがありますから、その農林省の思っているとおりすべてが認められるわけではございませんが、今までもかなりやっています。それから事情に応じていろいろ工夫、検討はいたしますけれども、基本的には営農に対して濃密指導をきちんとしてやる、そして農業経営によって農業所得を十分に得られるような仕組みを考えていくことが必要ではないかと思えます。営農にもっと力を入れるということ而努力したいと考えております。

○小平委員 もっと的を絞って言いますと、要するに、負債は負債で、もうそれは承知しているのです。問題は金利なのです。今はまさしく金利が金利を呼ぶ状況です。言うならば、公定歩合は今極端に下がっている。でもそれと連動していないでしよう。だから、私今いろいろと申し上げましたけれども、端的に言っている金利の削減措置なのです。これについてはどうでしょう。

○入澤政府委員 金利の軽減措置につきましては、ただいま申し上げましたような一千億円の資金を五年間で造成いたしました。その資金を使って利子補給をする平準化事業をやっておりますので、そういうふうな工夫を各地に適用するということが最も最善ではないかというふうに考えております。

○小平委員 特に土地改良区においては、水利権、水利費等も含めてやはり大きな問題。これも御承知だと思っておりますけれども、そういうところで、このところを解決しないと、幾らすばらしい案をつくっていても、新農政プランといっても、このところが解決しなければいかぬと私は

思うのです。

特に、いろいろな策を講じられます。でも、基本的に言って今農業が抱えている問題は、やはり大きく言って二つあると私は思うのです。一つは言った負債の問題。これはまさしく農民が農政、政府の施策に踊らされたのです。それに忠実に従ってきこうなつたわけですね。この責任は、やはりそれを指導した政府がきちんと解決すべきだと私は思います。この負債の対策の問題。

それからもう一つは、これも何度か機会あることに申し上げましたけれども、価格ですね。毎年、乳価、畜産から始まって、ずっと価格政策がございまして、この価格政策。この二つさききちんとしていければ、単純な論理ですよ。年々物価は上がる、いろいろな分野で皆さんの給料、サラリーは上がっていく、ところが農業だけは合理化を図っていきば逆に算定基準が下げられる。理解できないですよ。端的に言って、負債問題とそれから価格の問題、この二つさききちんとやってくれたらほかの農政要らないと思うのです。

今、私感じますことは、今まで農業者というのはたくさんおられました。でも、その中でいろいろ淘汰があつて、今やっておられる方は、苦しいながらもきちんとした経営能力を持った、また意欲もある農家が実態やっています。しかし、そういう農家の方は、皆さん後継者はいるのです。でも、その後継者に向かって、おまえ農業をやれとは言えないですよ。ところが、平たく言って採算に合う農業だったから、親は息子に向かってやれと言っているのです。でも、こういう状況なら私だって言えないです。私も実際畜産農家です。私も息子がいますけれども、おまえ自信を持って畜産業やれとちよつと言ひ切れません。これは、幾ら農民が努力したって、その自助努力ではできないものがここににあると思うのです。私、そのことを本当に強く感じます。端的に言って、もうほかのことと要らないと思うのです。どうでしょう。

○入澤政府委員 新政策を考えたとき一番の基本は、まさに農業が職業として誇りを持って後世につないでいける、そういうものにして、産業として自立できるような農業にしようということ。意欲を持って一生懸命創意工夫をする農家を広範に育てていこうということで考えたわけでございますが、今の負債対策であるとか価格政策の問題、いずれも私ももちろんなりのことをやっているということとは御承知のとおりだと思います。

ただ、それが十分であるかどうかにつきましては判断の分かれるところでございまして、今のよう御指摘があるのだと思います。我々も、農家の経営実態をよくよく分析しながら、これから可能な限り農業経営が円滑にやっていると努めてまいりたいと思えます。

○小平委員 その気持ちは私も百姓ですからよくわかるのですが、もう少し申し上げますと、こういう例をもって申し上げたいと思うのです。

これはよく言われるのですが、施設型農業ですね、これは何か皆さんやっておられる。野菜ですとか果樹園芸、こういう施設型、これらはどちらかというと市場原理、そういうところでやっている要素が非常に強いのです。また、規模的な問題もあります。でも、土地利型農業、これは農民みずからの自助努力ではできない、どうしても政府の農政がしっかりしなければいけない、そういう分野です。ところが、どっちかというとそちらが、国土保全を含めて、将来に向かって我が国農業の非常に大事な分野でしょう。大事な柱というか、それが欠落しているのです。

具体的な例を申し上げますと、私のところでも一部施設型農業主体の地域がございまして、例えば有名な夕張メロンあるいは追分メロン、これは北海道においてメロンの元祖という草分け的な地域です。この地帯はいわゆる中山間地域的なところで、土地条件も悪かった。それが今成功されて、メロンがあの状況で、全国津々浦々皆さん御存じですよ。ところが、この地帯は後継者、配

偶者の問題はないですよ。まずほとんどの農家は、どこに行っても後継者はおります。それから配偶者もおります、お嫁さんもおります。黙っていても息子はやる気を起こしますし、親も一生懸命息子に向かっていろいろな経験を教えます。そして、いろいろな施設を改良していく、お嫁さんも来る。本当に問題ないですよ。そうすればもう一生懸命、またそれがいい方向に広がっていくのですよ。こんなところもあります。すべての地域でこういうふうにいけば本が我が国の将来、いろいろな地域社会を守る面からあるいは国土保全の面からも、本当にいい方向に行くと思うのですけれども、この点、特に価格政策と負債対策、私はこの点を重ねて指摘しておきたいと思えます。これは答弁はもういいです。

次に、同じくまた今回の改正において、農地法それから農協法の改正も行われ、これに基づいて農業生産法人の事業要件と構成員要件の緩和が図られる、こういうことであるのですが、今回のこの改正においては新たに構成員となることができる企業等に対しては、議決権等に制約が設けられており、この措置は法人事業の活性化を図るものとしては評価はしなれないと思えます。しかし問題は、企業等が出資のほか融資もすると思うのですが、それらを通して農業生産法人の実態上のオーナーになっていくのではないかと、言うならば金が支配するということであるのです。その防止のためには、企業等が構成員となる農業生産法人に対し、その事業活動や運営状況、さらには法人が解散した場合における農地の処分等の厳しいチェック体制の確立がぜひとも必要である、私はこう思うのですが、これに対してどんな方針で対処をされていくのか、この質問。

それからもう一点。これに関して、私は株式会社農地に農地取得の道を開くことは絶対にしてはならないと思うのです。こんなことを含めて、政府の見解、それから特に株式会社農地の農地取得に対して、私は絶対にいかぬと思うのですけれども、これについて、まず大臣の御見解はどうでしょう

か。

○田名部国務大臣 株式会社農地取得して農業に一般的に参入することについては、これはかねてからいろいろな意見がございました。投機的に、または資産保有的な農地取得のおそれがあるということ等の意見がありまして、これは私も不適当だということに考えておりまして、このような内容の農地法の改正は考えておりません。

ただ、一方、経営感覚にすぐれた、安定的な農業経営体を育成するということも大事なことでありまして、農業生産法人の営む事業及び構成員の範囲を拡大していかねばならない。かねてから私が申し上げておるのは、企業的な感覚というのは、人と物と金だ。物は、幸い農家の方々が自分の土地を持っているわけです。ただ、一戸当たりで経営していくとすると、経理面とかそういう面の人手が足りないとかいろいろありまして、法人にしたらどうか、そうして全体の経営内容を明らかにしながら、給料もきちっと払えるあるいは労働条件もいろいろな制度を使って、雇用の安定というか、働く人のためのものというふうに考えたわけです。

ですから、さらに発展していくと、あちらこちらで私も見ております。一昨日も行って見てまいりましたが、農産物だけではなくて、それを、とったものを加工する。私のところの田子町に、ニンニクを一生懸命やっている町なんですけれども、最初はニンニクをつくることばかりやっておりまして、だんだんこれを加工して販売するところまでいって、何か、今度アメリカと向こうのニンニクの、きのうの新聞では市長さんが来てガリニックの生産をやる、それでセンターで販売する、そういうことまで発展していくのが、多様な就労の場ということでは大事なことでありますね。

そういうことを考え、あるいはテレビや何かでコマシヤルを流してやっていくというには、今の農家の力ではなかなか容易でない部分というのはある。やがて力がついてくればもうそんな心配

はないのでしようけれども、そのために農家等も積極的に資金を出して、そして経営も管理も一緒にやっていくという姿は、出生率の低下した、担い手がいない、人手不足は全部ですから、農業だけじゃないのです。そういうことを考えたときに、どういう体制でいかなければならぬかというのがこれからの農業だと私は思う。

そういうことを考えながら、そう言っても、実質的に株式会社農地を農業生産法人に支配することの範囲に、いろいろな構成員の範囲の拡大に当たって一定の限定を設けたわけでありまして、また、農業生産法人に対する十分な監督体制が整備されておまして、今回の農業生産法人の要件の見直しは企業の土地投機につながらないというふうに考えております。

○入澤政府委員 今回の農業生産法人の要件の見直しに当たりまして、御質問の趣旨は、実質的な企業支配がないようにチェック体制を強化したらどうかということでございますが、当然のことではございまして、今回の農業生産法人の要件改正によりまして、農業生産法人制度が悪用されないようにするために、現行いろいろなチェックシステムがあるわけでございます。農業生産法人が農地を取得する場合にきちんとした要件に該当しなくてはならない。例えば、すべての農地を耕作する、取得する農地を効率的に耕作する、農地法上いろいろな要件がございまして、これでまずチェックいたしますが、これに加えて、事業内容とか構成員の状況など、法人要件の具備につきましても報告する旨の条件を新しく付する。それから、農業生産法人台帳を毎年補正して、要件具備について常時チェックするというふうなことを追加いたしまして、企業による支配がないようにしたいと思っております。

ただ、融資等によりまして実質上は支配があるのではないかというふうなことでございしますが、その場合におきましても、やはり農家みずから、あるいは農業関係者みずからが経営感覚を磨いて、そして他からの支配に対応するというふうな

内側からの努力が必要じゃないかと思えます。そういう意味で、営農指導体制を強化いたしまして、経営指導、技術指導、それからそのほかの、マーケティングの指導等を行って行くようにしたいと思っております。

○小平委員 そういう歯どめ等がありまして、実際には力があるところが支配するというのは、これは自然の摂理ですから、そのところが今後大きな課題であると私は思うのです。

しかしまた、今大臣も言われたように、そういうところにいるいろいろな不足していることを、助力を頼むというか、その力をかりてPRというか、広げるといふことも大事ですから、新しい試みでもあり、それがよい方向に作動するように私も期待いたします。

しかし問題は、農業と一つに言ってもいろいろな品目というか、各般ありますね。それによってこういう法人を巻き込んで、法人化というか、企業を巻き込んでやる方がいい分野と、どちらかといったらそういうことでない方がいいというのがあると思うのです。例えば北海道ですと、稲作についてはそういう法人化というのは過去にもう既にやっているのですよ、政府のそういう指導によって、でも、やはりこれははっきり言うてうまく作動しなかったですね。ですから、農業でもその部分によって適不適、向き不向きがあると思うのです。そんなことを思いながら、このことが単に改正だけで済まないようにしていかなければならぬ。そのことがひいては農地をしっかりと守ることにもつながっていくと思いますし、また新農政、今回の新プランによって、これがためにまた崩れていったのじゃまいかと思うのですよ。だから、ある意味では、企業参入ということとは意外と大事なポイントかもしれない。しかし、それをうまく、ちゃんとやっていけば私もいいように作動すると思うのです。そんなふうな思いです。

それで、実は中山間関係、農山村法案についても質問を用意しておたのですが、時間が来まし

たので、残念ながら質問できません。これは次回に残しておきまして、一応きょうはこの点で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平沼委員長 遠藤登君。

○遠藤(登)委員 新農政の基本的な分野については幾つか議論されましたので、主として農業機械化促進法の改正案を中心にしながら質問を申し上げたいと思っております。

まず、その前提に、いわば我が国の総合経済政策、それは自由市場経済ということだと思っておりますが、原則的に総合経済政策の中における農業、食糧経済政策というものの位置づけをどのように考えていらっしゃるのか。その中で、極端に言えばアメリカの百五十ヘクタールあるいは二百五十ヘクタールと日本の平均一・一ヘクタール、あるいはタイの労働賃金にしても日本との比較の中では十六分の一とか十七分の一とかいう、いわば賃金構造一つとってもそういう開きが、それぞれの国によって違うわけでありまして、そして今食糧問題、環境問題が世界的に問われている、こういう状況の中にあるのであります。いわば我が国の総合経済政策の中における農業政策というものの視点はどのような考え方に立っていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたい。

〔委員長退席、築瀬委員長代理着席〕

○上野(博)政府委員 極めて大きな問題でございますけれども、基本的に申しますと、農業も農産物を生産する産業であるということでございます。国民の毎日の生活に欠かさない食糧の生産にかかわるものが非常に多いわけでございます。

そういう意味で、国内生産を、食糧自給率の維持を図っていくというような観点から、できるだけ供給力を高めていかなければならないというふうに考えますとともに、最近の食生活の高度化というようなことからわかりますように、なかなか国内で供給できにくいえさみないなものもあるわけでございます。そういうものにつきましても、これはやはり国際的に依存してまいらざるを得ないわけでございますし、それからまた消費者の立

場に立ちますれば、やはり家計の負担等の限界から一定の制約があるということもあるというふうな考え方をさせていただきます。

したがって、一概にどうこうとなかなか言いにくいことではございますが、先生のお話にございますように、農業というのはそういう食料品の生産ということとを離れまして、いろいろな多面的な機能を果たしているという役割があるわけでございます。すべてを市場経済的な考え方だけで切ってしまうというわけにはいかないということもまた、そのとおりだというふうに考えているわけでございます。

今度の新政策の改定に当たりまして、今後におきます世界的な食糧の需給というふうなことに付いて見通しも得たわけでございます。なかなか見通しは難しい面があるわけでございますけれども、どちらかという需給がきつくなっている方向に行く可能性があるのではないかと、非常に不透明ながらその心配があるというふうに考えている、その面からは大いに国内の生産力を上げていかなければならぬだろう。

それからまた、それぞれの国の置かれております農業、これは非常に差があるわけでございます。今委員にも御指摘をいただきましたように、経営規模の大ききというところにつきましては、日

米間では非常に大きなものがあるわけでございますし、こういう所与の要件とも言わなければならない。そういうことになりまして、農業の持っている多面的な役割というものを果たし得なくなるといふ問題があるわけでございます。我々といったしましては、一定のそれぞれの抱えている条件の差というものに着目をして、これはぜひとも必要だというふうな考え方をしております。

ただ、その中におきまして、やはりこのところ非常に厳しくなっております農業外のいろいろな状況、それから労働力の不足の問題、先ほど大臣も申し上げましたが、そういうような問題に対応

する、あるいは農業就業者の高齢化という問題に対応いたしまして、可能な限りの効率的な農業を展開するという努力をしていかなければならないというふうな考え方をさせていただきます。

○遠藤(登)委員 新農政の中にいわば所得目標というものがありますが、生涯所得として二億円あるいは二億五千万円とか、大体年間八百万円ぐらいの総合所得を目指すということでございます。

先ほどもいろいろ議論が展開されておりましたのですが、いわば価格政策という所得政策、所得目標、それを達成するための価格政策、その中で再生産を保障するような価格政策というものを重点的にとらえて、あるいは食糧その他需給事情を勘案して対応するというところであります。所得政策と連動して少なくとも主要農畜産物の価格政策、再生産を行うに足る価格政策というのが一定程度きちっと目安として確立されていかなければならぬのではないかと。もちろん、それは国民全体との合意形成を目指しながら、そういう価格政策あるいは所得政策というものをきっちり確立していくかなければならないのではないかと。いふように思っておりますが、その点についてはどのような視点を立っていらっしゃるのか。

○上野(博)政府委員 価格政策の基本的な運営の態度につきましては、価格政策は、もちろん委員おっしゃいますように、農家の所得の安定を図っていく上で非常に大きな機能を持っているものでございます。そういう面で、生産費調査などをしっかりやりましてその数値やなんかを十分検討いたしまして、再生産が確保できるかどうかを一つの大事なメルクマールとして価格決定が行われているというところは当然のことだというふうに考えるわけでございます。

ただ、ではそれだけで、例えば価格は上げれば上がる方がいいのかということになりますと需給の問題というものがあつてございまして、農家が非常にいい値段だと思つてどんどんつくりますと、一方では需要とのアンバランスが生ずる。こ

の需給のバランスをどう図っていくかということも、やはり価格の果たす非常に大事な役割だといふふうに考えるわけでございます。

したがって、価格決定につきましては、いろいろなことを総合的に勘案をいたしまして決定をいたしてまいらなければならないわけでも、消費者のことも考えて、コストの低下を図りながら農家の再生産なり経営規模の拡大なりということができるといふことでの運営に今後努めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○遠藤(登)委員 例えば、現在春闘が行われております。毎年春闘が行われている。きのうもきょうも話に出たわけでありまして、まず農業を代表する米価の問題から始まりまして、四％前後で春闘が攻防しているという状況がありまして、地方の段階はまだ半分ぐらいしか妥結状況がないという状況があります。大体、米価、これは政府の米価で十五年、十六年前の米価ですね。物価が六五％も上がったというは賃金が五割も上がったという状況の中で、時間がありませんから端的に申し上げれば、農業、生産者と消費者の、いわば憲法規定に言う価格の団体交渉権というものを主要農畜産物について確立することができないか。政府が中に入るといふこともそうでありまして、端的にそういうふうな考え方がありますが、どんなものでしょう。

○上野(博)政府委員 ただいまの委員の御提案について、ちょっと直接にお答えをするのはなかなか難しいのでお許しをいただきたいと思います。現在実態的には七割見当ぐらいのお米が自主流通米として生産され供給をされているわけでございます。この価格決定というのは、言わなければ生産者と消費者の需給の力かげんで市場で決まっております。ございまして、団体交渉ではないのでございましてけれども、それに代わるいゆる価格決定メカニズムの中で決められているという意味で、多分に今委員の御指摘になられたような形に近いのではないかと。いふような気もいたします。

それから、その価格が多年にわたり据え置かれていたというこの事実の理解の仕方でございますけれども、稲作をやりますのに投下労働時間というものは、これは大変急速に減少をいたしているわけでございまして、時間当たりの賃金ということで見れば、やはり全体としての労賃の上昇傾向というものを十分に反映してきたのではないかと。ただ、生産物の値段として見れば、その生産に投与された時間というものは短くなっていることを反映して、なかなか思うようには上がっていないというようなことが一つの事実としてあるのではないかと。これも考えるわけでございまして、農家の経営とか所得とかということを考える際には、もう少し、一体農家がどれだけ稲作に従事をしたのか、全体としてはどういような労働燃焼の場を持っているのかということもあわせ考える必要があるんじゃないかと。思うように考えるわけでございまして。

○遠藤(登)委員 農業は生命産業であり環境産業である、農業と環境は一体であるという認識についてはほとんど一致して確認できるのではないだろうかというふうに思います。今日、七百万人ぐらいの農家の総所得の中に占める農業所得が大体百二、三十万、ある県によっては百万も割る。それは何なのか。農家がだらけているのか、苦勞が足りないのか、工夫が足りないのか。それは市場経済との関連もあろうかと思いますが、この新農政における所得政策、価格政策、少なくとも主要部分については、きちっと一定の方向を明瞭に展望のあるものとして確立されていくということが不可欠な課題ではないかというふうに思いますので、十分ひとつ御検討をいただきたい。

それから、農業機械関係に入るわけであります。生産費の中で農業機械代というのが一番大きい。生産費の中に占める割合というのは三五、六%になる。したがって、農業機械を大いに開発をする、そして生産コストを低減して生産性を高めるといふことについては一番重要な課題だとも思っています。

そういう意味において、今回の法改正の目的あるいは基本的な課題、新農政との関連について、農業機械促進法の一部改正案件について、どのようなかわりがあるのかということについてお聞かせをいただきたい。

○田名部国務大臣 新政策で示された経営感覚にすぐれた農業の担い手が、夢を持ってやりがいを持って取り組んでほしい、こういう願いがあるわけでありまして、そういう魅力ある農業づくりを進めるには、先ほど来申し上げておりますように、まず農地の流動化を図る。経営感覚にすぐれた経営体の育成といった構造政策とともに、農業の効率化あるいは労働負担の軽減、そうしたものを進めるには何と。これもやはり機械化が必要だということでもございまして、新政策においてもセンサやコンピュータを活用した作業ロボットの開発等、画期的な技術開発の重要性を指摘いたしているところであります。

このような視点から、今回の新政策を進めるために重要な柱の一つとして、構造二法とともにこの農業機械化促進法の改正案を提出いたしておるわけであります。高性能農業機械の計画的な試験研究、実用化及び導入を中心とした農業機械化の促進を図ることによりまして。

委員お話しのように、農業機械というものは非常に大きな負担だということでありまして、この利用の仕方についてはいろいろと考えて農家が機械の負担に耐えていけるような仕組み、そういうものを考えないと、機械の下になつてしまいうことだけじゃなくても農業経営がよくなる、そういうことだけは避けていかなければいかぬ、こう思っております。

○遠藤(登)委員 現況は、幾ら働いても大方の農家はまず機械代、農機具代を払うに四苦八苦をして、賃労働に出るとか出稼ぎに出るとか、機械屋の奉公みたいなものです。土地改良の負担もさることながら、そのために借金が返せないという農家はいっぱいある。それで、高性能の農業機械の開発ということが

一つの大きなポイントになっているのであります。が、どのような視点、構想に立っていらっしゃるのか。

○高橋(政)政府委員 お答え申し上げます。我々高性能農業機械の開発に当たりまして、効果的な研究開発を行うという視点から、まずどういうような対象機種を選定していくかということでもございまして、これは、農業生産現場からの要請が強く、農作業の効率化または農作業における身体負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与することが認められる機種としたいと思っております。

具体的な機械の開発に当たってでございますが、まずどうしても機能性を保持するということが必要でございますので、まず一つには作物の条件あるいは圃場条件等に適合いたしまして安定した性能が確保されること。あるときは非常に安定しているけれどもあるときは非常に性能が確保されないというところではいけませんので、どういう条件でも一定の性能は確保されるようにすること。それから、オペレーターの労働負担の軽減等のために、機械操作が容易に行われ得るようになること、そんなことがまず機能の面からでございます。

もう一つは、低コストの視点からでございますけれども、いろいろなものを飾り立てないで、基本機能を重視いたしまして可能な限り簡易なものにする。それから、長期利用が可能な耐久性が確保されるということ。それから、作物を超えまして利用が可能となるようないわゆる機械の汎用化あるいは部品の共通化が図られるというようなことが必要ではないかと思っております。

それから、安全性の観点からは、農作業事故防止のための機械の安全性が確保されるということが重要ではないか、こう思っております。○遠藤(登)委員 何と。これも農業機械の耐久力、今大体五年とか七年。日本の農業機械はドイツあたりの農機具とは比較にならない。二、三年たてば部品もないというような状況が機械によっ

てはあるので、新しく買いかえなければならぬ、そのために機械化資乏がはかばかしく、こういう状況で苦悩しているのが今日の状況なので。

それで、同じような機械を、例えば部品を取りかえて、いわば多様な作業に耐え得る汎用化の拡大、耐久力、いかに長く使える農機具をつくるか。そして軽装で簡単に操作できる、そして安全性が確保されて安い農機具をいかにつくってもらうか、これは生産者側の強い願望だと思っております。そういう意味では、もっとも内容や視点を細かくすれば、農家がこれにかける期待というのは非常に大きいと思っております。

それから、現在ある農機具の部分的な改良、開発にもっと力点を置く必要があるのではないかと、暫定的な過程として、新しく機械を買うというよりも大事だけれども、現在ある農機具を部分的な改良によってもう少し長もちさせる、そういう開発についても力点を置いてもらいたい。これは農家の切なる要求だと思っております。そういう点についてはどのような視点に立ちますか。

○高橋(政)政府委員 今お話がございましたように、特に地域に適した農業機械の開発につきましては、既存の農業機械の部分的な改良、そういうことについていくことが非常に必要じゃないかというふうに思っております。

このため、現在国では、特に地域的な機械が多いわけでございまして、都道府県の試験研究機関がローカルのメーカーの皆さん方と連携いたしまして、地域の立地条件あるいは作物の特性、地域の栽培特性、特に地域の栽培特性といえますのは、あぜの高さであるとか幅であるとか、播種あるいは定植の様式、そういったものが違うわけでございまして、そういうものに応じた機械の改良を行うことを支援する、助成をする、そういう事業もやっております。

また、地域特産物を含めた複数の作物に利用が可能となるような汎用機械の開発も推進をしていきたい、こういうふうに思っております。

それから、事業内容につきましては、生研機構におきまして開発されました農業機械の実用化の促進を行うということでございますので、具体的には、全国広範囲に適応可能な標準的な機械化栽培様式、栽培の仕方が非常にばらばらでございまして、機械を開発しても使えないということになりますので、標準的な栽培様式をどんなものにし

○高橋(政)政府委員 結局、出資をするメーカーと出資をしないメーカーがあるわけでございますが、それで出資をするメーカー、出資をしないメーカーもそうでございますけれども、促進会社でつくる金型の貸し付けを受ける、借りるわけで

れておりますが、当面の開発の重点課題としては、何を考えていらっしゃいますか。

○高橋(政)政府委員　我々がこれから検討していく対象の機械としてはどんなものかということでございますが、まず農業経営の大規模化あるいは

稲作で見ても二割あるいは三割といったようなところでございますので、その軽減を図っていくということは、我々も非常に重要なことというふうに思っております。そのための政策手段といたしましては、今お話がございましたように、いろいろ

平成五年四月二十一日

るな補助事業、そのほかの制度資金、税制措置といたったようなものがあるわけでございます。

まず、農業機械に対する補助事業でございますが、これもできるだけ効率的に使っていただくということが必要なのでございます。で、営農集団等が新技術の導入をするとか、あるいは共同利用組織を育成しながら効率的に利用するために導入を行うという場合に、その取り組みに対して助成をするということをしておるわけでございます。

また、融資制度といたしましては、御承知のように農林漁業金融公庫資金あるいは近代化資金、改良資金におきまして各種の資金が設けられておるところでございます。特に平成五年度におきましては、農業機械の貸付事業につきまして、公庫資金からも長期低利の融資の措置を講じたところでございます。

さらに、平成五年度の税制改正におきまして、農業機械化促進法のこの改正にあわせまして、農業者が特定の高性能農業機械を取得あるいは借り受けた場合における特別償却それから税額控除の特例を設けたところでございまして、こういう措置を通じて、開発された農業機械の適正な導入あるいは効率的な利用というものを促進してまいりたい、こう思っております。

○遠藤(登)委員 それから一面、やはり農業機械の効率的な有効利用というのが、今日の農業において一つの大きな課題になっているわけであります。農業機械銀行、全国的には約七百くらいありますが、農業機械銀行、あるいは各県に農業機械公社がある、あるいはそれに準ずるような組織が全国に幾つもあるということですが、農業機械をより有効に効率的に活用するというのが極めて重要な課題になっておりますが、そのための政策も、財政的な面を含めて強力に推進をしていく必要があるのではないかとこのように思っておりますが、新農政を展開されるという中でどのような方向に立っていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたい。

○高橋(政)政府委員 農業機械の効率的な利用を図りまして、機械の過剰投資を防止していくということが重要なことでございまして、農林省といたしまして、まずこの機械化促進法により定められます高性能農業機械導入基本方針、県では導入計画を定めるわけでございますが、これに基づきまして、農家が農業機械を効率的な利用に配慮して導入するようになるように、普及組織などを通じて指導をしております。

それからもう一つは、今お話しのように、農業機械銀行方式を推進しておるわけでございます。この農業機械銀行方式では、農業機械銀行が農作業の受委託の仲介あつせんも行いますが、そのほか必要に応じて、所有する農業機械を農家集団に貸し付けるとか、あるいは農家の持っている農業機械の利用調整を行うとかいうようなことをしております。受託作業の集積によって受託者の経営規模の現実的な拡大を図るとか、あるいは農業生産の中核的な担い手としての受託者の集団の育成を図るとか、あるいは受託者の基幹的な農業機械作業の肩がわりによる地域全体の農業生産力の底支えなどを図っておるわけでございます。

それで、現在その実施主体は、地域の実情に応じまして農協とかあるいは農業機械公社、そういったものが事業主体として行っております。先ほど先生からお話ございましたように、現在七百八ということになっております。

近年、農業者の高齢化という中で受託者が不足しております。そういう農業機械銀行が多くなっておりますので、現在新規受託者の掘り起こしであるとか、あるいは最新鋭の農業機械がなかなか使えない人がおられますので、そういうオペレーターの実践研修をするとか、あるいは年間就業機会の確保のための受託作業範囲の拡大等、そういったことで現在活動の強化を図っております。ことでございます。

ことで、農業機械の効率的な利用を一層促進してまいりたい、こう思っております。

○遠藤(登)委員 農業機械に関連をして、農業機械の事故が非常に増加をしている。これは労災の対象にならない部分あるいは加入していない部分が相当ある、あるいはそれと農協等の保険対象部分を一定程度救済されている部分があります。この農業機械事故に対する救済措置、その面ももっともと考究する必要があるのではないかと。もちろん、いわば組織経営体、農業法人を初め、それは当然労災事故に該当していくという部分が出てくるのだと思いますが、その点は十分配慮をされていく必要があるのではないかと。もちろん安全性、農業機械の事故を撲滅していくということも重要な課題であります。農業機械化が拡大されるに従って重要な課題になる。

それから、現在でも就農女性が日本農業の約六割を占めているということがあります。農業機械に対する女性のいわば研修、講習を初めとして、その点は重視をしていく必要があるのではないかと。あわせて、農地流動化促進の問題と関連をしながら農業者年金の問題が非常に大きく絡まってくる、あるいは日本農業の大宗を担っている女性の農業者年金の問題も重要な課題になってくるというふうにも思っておりますが、その点についてどういうふうにお考えですか。

○高橋(政)政府委員 農作業の事故でございますけれども、最近農作業の死亡事故の推移を見ますと、特に高齢者の方が農作業に従事してある機会が非常に多いということもありまして、作業事故が非常に多いという現状がございます。また女性の皆さん方が実際に機械を運転しているということもあるわけでございますので、我々もそういう実態に基づきまして、まず一つは安全意識の啓蒙活動を実施しておりますが、今先生からお話ございましたように、特に研修事業というふうなものもやりまして、そういう事故が起らないような対策も講じているところでございます。

それから、特に今回の法律の改正におきましても、都道府県知事が定める特定高性能農業機械導入計画があるわけでございますが、この中に機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項も追加いたしまして、都道府県における農作業安全への指導も強化したい、このように思っております。

それから、そもそも農業機械そのものの安全性ということも重要でございますので、我々といましては、農業機械の型式検査あるいは安全鑑定におきまして、安全防護装置などがちゃんと取りつけられるように、整備されているかどうかということもチェックするようなことをやっております。

それからもう一つは、労災保険への加入というふうな農作業事故補償制度への加入促進ということについても積極的に取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

○遠藤(登)委員 それから特に、いわば特定地域です、中山間、山間、それはほとんど高齢者が主體的な担い手である、あるいは女性が担い手である、こういう状況から、特定地域の農業機械の開発については特段の留意をする必要があるのではないかとこのように思います。

時間がありませんから、それと連動しながら、いわば特定地域対策、新農政でもいろいろな角度からそれは政策化されようとしているのはわかるのであります。特に山間、中山間の中にもあるわけであります。集落が集落ごと崩壊しているという状況、この前の五年間の農業センサスの調査でも、十四万の農山村の集落の中で、五年間で二千三百を超えて集落ごと解体になっている。それは最近ますます加速をしているという状況であります。

したがって、新農政なんというふうなまねる状況ではないのじゃないか。特に高齢者比率が五割を超えているとか、あるいは集落が崩壊寸前のところとか、そういうものに対してはいわば定住給付金とか交付金とか、あるいは集落も維持できない

ということであり、集落振興交付金とか、それは臨時措置でもいいからそういうものを早急に手だてをしていかなければ大変なことになるのではないかと、こういうふうな切実に感ずるのではありませんか、新農政展開に当たって、もう山間の集落が集落ごと崩壊をする、廃屋になっていくという状況に対して歯どめをかけるということが喫緊の課題ではないか、こういうふうな思っているのですが、どんな認識を持っていらっしゃるのでしょうか。これは大臣から。

○上野(博)政府委員 今回の新農政の考え方を出すに至りました過程におきましても、中山間地域の農業のあり方というものをどういうふうにかえていくかということに非常に重く考えてまいったわけでございまして、高齢化あるいはそこに住んでいる人たちの数が減っていくというふうなことが自體に、何らかの手を打って対応していかなければならないというふうな考えをたててまいりました。

ただ、そうはいいまして、この地域の状況は、委員お話しございましたように、非常に厳しい事情にあるわけでございまして、なかなかそう簡単にうまく対策が打てるということでもないわけでございまして、一方で、非常に厳しい事態を招いているその地域の自然的な状況というものが、農業の生産という面から見れば、逆にその地域特有の農産物を生産できるというふうなことも考えられるわけでございまして、いろいろそこに住んでおられる農業者の方々に工夫をしていただきまして、農業生産の発展の道を考えてまいりたいというふうな一つは考えております。

それからもう一つは、中山間地域の方々の所得の維持の問題という点でいえば、農業以外につきましても、やはりいろいろな角度から就業の機会というものを導入し、確保していかなければならないわけでございまして、必ずしも農林水産省の行っておりません政策だけでございまして、関係各省の力も得て必要な対策を講じてまいりたいというふうにも考えているわけでございします。

○遠藤(登)委員 これはなまぬるい悠長な問題じゃないと思います。これは農林省だけの問題じゃないと思います。したがって、これは緊急対策として、私は政府全体で各省庁にまたがって対応されることを強く求めたいというふうに思っています。

最後に、時間ありませんから、ニュージールランドのリンゴの輸入解禁問題に関連して、去る三月三十日あるいは三十一日、公聴会が開かれた。しかし、六十五名の公述人があつて意見開陳されたのが七名だけであつたとか、それは年度末のいろいろな多忙な時期に開催をした、あるいは農繁期にも消費その他、剪定、非常に忙しい時期に開催をした、それから官報で告示をされた、農民は官報など見ていない状況じゃないのであります。よくに告知もしなかった。それは形式的なものじゃないのか。改めて意見開陳の場を求めるといふうに農林大臣は青森県の生産者と約束をしたということがあります、その点についてどのような対応をされるのか。

それから、ニュージールランドについては、臭化メチル、次亜塩素酸ソーダ、これは国内においても禁止をされている、それはモントリオール議定書において国際的に使用規制が行われている、そういうものを前提にして輸入解禁をするというのは問題じゃないか。

それから、最近、きのうの報道にもあつたのですが、アメリカの解禁要求について強い要求がある、あるいはカナダの要求などもあるという状況をいろいろマスコミの報道を通して聞くのであります、どういふ状況にあるのか、あるいはそこになど対応するのか。

それから、鹿島港に濃縮果汁をいれればタンカーで運んでくる、それはブラジル産ということが報道されて、濃縮果汁貯蔵タンクが五月に完成するというところであります、国内産の果汁あるいは果樹産品にどのような影響があるのか、それにどう対応するのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋(政)政府委員 相当広範な御質問でございますので、少々長くなるかも知れませんが、まず一つは、公聴会があつただけけれども、それについてどういふ考え方をしているかということでございます、御承知のように公聴会を三月三十日に開催したわけでございしますが、この開催に至るまでの手続といたしましては、我々、植物防疫法第七條第四項に基づきまして、これでは十日前に公告をするということになっておりますので、実際には十四日前でございしますが、官報に掲載をいたしましたので開催をしたわけでございします。

また、当日は一部の出席者により不規則発言あるいは議長席を取り囲むなどの行動がありまして、議事が遅延したわけでございします。この点は非常に残念なことであつたわけでございしますが、したがって、途中休会といたしまして、同法施行規則第四條第四項の規定により続行すること、次の日の三十一日に再開をいたしましたので、この点については、公聴会において公述人を排除するとか、あるいは公述を制限するというようなことはしなかつたわけでございします、現に七人の公述人は公述されていることから明らかになつて、公述する場合は与えていたわけでございまして、公聴会は適法に行われたものでございまして、したがって公聴会を再度開催するというつもりはございません。

しかしながら、意見を発言しなかつた公述人につきましては、あらかじめ公述意見書を提出していただいておりますので、我々が現在その中身を審査する際には、十分にその公述意見書も検討させていただきますと思っております。

なお、我々農林省といたしましては、常に農家の皆さん方の御陳情なり御意見に対しては門戸を開いておるわけでございします、そういう要望があればいつでも陳情あるいは御意見に対して対応をいたしたいということは大臣からも申し上げておるわけでございします。

に臭化メチルそれから次亜塩素酸ソーダの使用をされている、これは安全性から見て問題ではないかということでございます、この点は、特に輸入食品の安全性というところは厚生省の所管でございます。農林水産省といたしましては、人の健康は重要な問題でありますので、ニュージールランド側には、日本の残留基準がこういうふうになっております、これをクリアする必要がある旨指摘をしておるところでございます。それで、植物防疫措置で行う消毒に伴う食品の安全性についてはその基準内にあるというふうな、我々としては確認をしておるところでございます。

それから、特に臭化メチルが使われておるけれども、この臭化メチルは国際的に禁止をしよう、使用を中止しようという方向にあるものではないかということでございます、これは先生がおっしゃいましたように、一九九二年十一月に第四回のモントリオール議定書締結国会議というのが行われまして、そこで、この臭化メチルはオゾン層を破壊するのではないかと、いうようなことで、生産、消費量は一九九一年レベルで凍結するということになりました。これは使用禁止とは言つておりませんが、凍結する、しかしながら、植物防疫用のものについてはこの凍結から除外するということになっております。

しかし、この臭化メチルが本当にオゾン層破壊にどんなふうな影響を与えるかということにつきましてはまだ科学的な知見が十分ではないということ、一九九五年に次の国際会議が開かれますが、そこでさらに検討しようということになっております。そこで使用禁止ということになれば当然使つてはいけないうわけですから、今の消毒技術が対応できないことになって、その意味では輸入はされないということになると思っております。

それから、最近、アメリカ、カナダ、そういうところからも輸入解禁の報道があつたりしておりますが、その辺の考え方がどうであるかということでございます、これは、植物防疫法に基づいて

て輸入が禁止されております生果実等におきましては、相手国において対象病害虫の殺菌殺虫技術が開発されまして我が国への侵入が完全に防止される場合にのみ輸入を解禁するということになっております。したがって、アメリカ、カナダからリンゴの輸入解禁の要請があることは事実でございますが、これらにつきましても、それぞれの国から現在提出されている、あるいは提出を求めております殺菌殺虫技術データの評価を個々に行った上で判断するものでございまして、まだその技術について向こうにそういったデータを求めている最中でございます。

したがって、ニュージーランド産リンゴの解禁が、直ちに今申し上げましたような国からのリンゴの解禁に結びつくというようなものではないと考えております。

○連藤(登)委員 終わります。

○平沼委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時開議

○平沼委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。金子徳之介君。

○金子(徳)委員 私は、新農政、いわゆる「新しい食料・農業・農村政策の方向」に基づく関連三法案に多大の期待を持ち、そして戦後農政の混乱の中から農業基本法が生まれ、そしてその線上で大きな成果が上がるように期待を込めまして若干の質問を行いたいと思います。

農業基本法ができたのは昭和三十六年六月であります。自來、三十年余たった今日、我が国の産業は急速な経済成長を遂げました。そして、世界経済をリードする先進国になったのであります。これを支えてきたのは、何といっても私は農村である、良質な労働力の供給や、あるいは土地を供給したり、あるいはまた食糧を生産し、国土保

全、環境保全、緑と自然の安らぎの場を国民に提供してきたのは農村であると申し上げてはばからないわけでありまして。

この農林業が、今や第一次産業ゆえに他産業、都市部との所得格差、生活格差、生活格差にはいろいろあります。利便格差、文化、教育面での格差、すべての面での格差は依然として残っているのではないかと。構造的ひずみあるいはゆがみが是正されずに幾多の隘路に当面していることもまた否定し得ないところであります。

一方、世界は東西冷戦体制が消滅するとともに、新たに食糧需給の面からは、飽食の国と飢餓の国に象徴されるような南北問題の発生と、世界が地球規模で人類の平和的共存共生をかけて食糧問題を考えなければならぬ時代に入ったと言っても過言ではないと思います。いつまでも金に飽かして食糧を買いたる国というよりは、いざいざ出てくるものと思います。日本の食糧問題は、いわば世界の食糧問題に通ずる問題である。

私は、このような観点から、この新農政は国民経済の見地からしっかりと位置づけを新たにするため、先ほど申し上げました農業基本法の上に方向づけられたものと確信するがゆえにその期待も大きいわけでありまして、必要とする関連三法律案が、たとえ多少の現実的対処の中で、当初はなじみにくいことがあったとしても、制定し、施行し、実効を上げることが目下の急務であると思うからでございます。そして、沈滞しているあるいは夢を失いかけている農村の活性化と、当面の諸課題解決の糸口を早く見つけなければならぬと信じます。

まさにこの新農政は国政の根幹にかかわる施策であり、政府は総力を挙げ、全知全能を込めてこれに当たるべきであると思います。改めて大臣の決意のほどを伺いたいと存じます。

○田名部國務大臣 同じ東北という環境の中で、私も、農村社会あるいは農業というものは地域の発展に大変な貢献をしてきたということはもちろん御案内のとおりでありまして、ただ、日本の戦後

工業化を目指す中で、一極集中、今日を想定したわけではなかったにしても、国土政策において少し創意と工夫が足りなかっただろうと思うのです。その結果として、農村の若い人たちが都市に働く場を求めて出てくるという中で、残されたお年寄りの皆さん、今頑張っているわけでありまして、けれども、このままいきますと大変なことになっていく。私は、何といっても活力のある農山村を守るということではなければならないし、その中で、農業そのものが魅力のあるものでなければならぬと考えております。

きのうもOECDのバイエ事務総長と屋にお会いしまして、その中でも私は、今委員お話しのように、農業というのは南北の格差、余剰な農産物を抱えている国もあれば、これがまた不足して飢えている国もある、そういうことの将来見通しというものを考えてみると、確かに開発途上国では人口がどんどん増加をする、そこには環境問題というものがネックになって農地を拡大する余地がだんだんなくなっていく中で、一体世界の食糧というものはどうあるべきかという観点から貿易問題というものを議論しないと大変なことになるということも、きのうお話をいたしておきました。

世界はそういう傾向であります。我が国の農業は現在、新規就農者の減少、高齢化がどんどん進み、あるいは耕作放棄地が増加するということがありますから、何といっても地域の農業生産を担う意欲的な農業者を育成していかなければならぬということでありまして、そうでありまないと、農業生産と農地の利用がだんだん荒廃していくという事態になっていることは御案内のとおりでありまして、こういう認識に立って、新しい農業政策というものを取りまとめました。

何といっても、やはり他産業並みに収入も確保できる、意欲を持って次の世代の若い人たちが本気で農業というものに魅力を感じて取り組んでいただく体制をこの機会につくらなかったら、まさに二十一世紀の日本の農業というものは惨憺たるものだ、これは十分覚悟して、決意を新たに

して、多少の痛みは伴っても、次の世代のために我々は親として、政治家としてしっかりしたものを残していく、この覚悟で臨んでいきたい、こう考えております。

○金子(徳)委員 まことに力強い御決意のほどを伺いまして安心をいたしました。どうか自信を持って進めていただきたいと思います。

そこで、グローバルな立場から食糧の需給の見通しについて伺いたいと思います。

地球上の総人口は五十三億ともあるいは五十四億とも言われているわけでありまして。しかも毎年一億人ずつふえている。そうしたことになりますと、長期的に世界の穀物等の需給バランスが大変心配になってくるというふうに向っておるわけでありまして。とりわけ先進諸国の小麦生産地帯等では砂漠化現象などが起こっておりますが、これらの予測をどのようにされているのか。

また、こうした予想あるいは予測をされる中で、我が国の食糧自給について、どこまで自給力を強化し自給率を上げようとするのか。これは当然この新農政の関連の中では大きな基本的な問題になるわけでありましてけれども、平成三年度では既にカロリーベースで四六％の自給率と言われております。穀物はもう既に三〇％を割っているのじゃないかと思いますが、これについて御回答いただきたいと思います。

○上野(徳)政府委員 今度の新政策を策定いたします際に、どのような将来の食糧自給率の見通しをもって対応したのか、こういう御質問でございます。

もとに、生産力を極力高める。この新政策の一つの前提になっております。平成二年につくりました「農産物の需要と生産の長期見通し」におきましては、供給熱量ベースで大体五〇％の自給率というものを平成十二年程度の時点で維持していくというふうなことで考えている、そういうものを踏まえて検討を進めてまいったということでございます。

○金子(徳)委員 大変難しい予測と対応になると思いますけれども、これはまた後ほど触れさせていただきます。次は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、まことに斬新な、例えば農業従事者の年間労働時間を切り口よく二千時間以内という形、あるいはまた生涯所得をおおむね二億から三億五千万円、これはまさに各委員からの質問にそれぞれお答えになっておられるわけでありまして。また、一つのシミュレーションで、稲作をやった場合はこうだというようなモデルまでお示しになったという、ガイドラインとしてはまことに適切である。

しかし、何といっても、すばらしい経営感覚を持つ安定的な経営体を育てるためには、その担い手を確保するといかなければいけません。その担い手を確保するためには、この新政策で目標としている農業経営体を地域の実情を踏まえながらしっかりと実現していかなければならないと思います。この実現のために、その施策をどういうふうに進めるか、お伺いしたいと思います。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営を実現する、これが新政策の一番基本的な目標でございます。このためには、地域の実情を踏まえてやらなくてはなりませんけれども、単に規模拡大のみならず複合化、これは地域複合化ですね、それから個別農家の複合化、集約化、こういような経営内容の改善を図っていくことが重要であると考えております。

この法体系の中では、望ましい経営体として目標を示すことになっておりますけれども、自然的、社会的条件等、地域の実態に応じまして多様な営農類型というものを示していきたいと考えております。この営農類型を示しまして、それを実現するためにどうしたらいいかということで、まず第一に先進的な優良事例を広範に調べながら、その優良事例に学んでいきたいと思っております。

いろいろな事例がございます。例えば、福井県の例でございますけれども、担い手が安定農業農家の農地を引き受けて、借地により規模拡大をするともに、部分作業受託につきましましては兼業農家の一部がオペレーターとなりまして、両々相まって集落全体の農業が省力化とか機械の共同利用により、低コスト、高所得を実現しているわけでございます。

それから、三戸の機械共同利用の農事組合法人を設立して稲作の省力化を図るだけでなく、同時に菊とかキュウリのハウス栽培を複合化して年間就労を確保して、一戸当たり一千数百万円の農業所得を確保している例も愛知県にございます。これらの優良事例を各地で拾い集めて、そして具体的な普及指導システムをまず確立していきたいと考えております。

○金子(徳)委員 担い手への農地の集積を進め、地域農業の再編を行っていくに当たっては、何といっても、現在の農外収入を主とする第二種兼業農家を含めて、関係者が引き続いて農村に居住し、農村コミュニティの崩壊を招かないようにする必要があります。今後の構造政策において、この第二種兼業農家をどういうふうな位置づけていくのか、伺いたいと思っております。

○入澤政府委員 御指摘のように、この法律によつて目指す今後の農業、農村の再編整備におきましては、第二種兼業農家の位置づけが重要であります。この第二種兼業農家を含めた農村コミュニティ全体が構造再編のメリットを享受できるように進めていくことが重要であるというふうな認識しているわけでございます。

それでは、最近における第二種兼業農家の実態はどうかと見てみますと、例えば都市近郊などでは、兼業機会が豊富な地域でございますが、第二種兼業農家が既に安定的な兼業先を得て農外で十分な所得を確保しており、小作料も含めて安定的な生活が可能になっておりますので、農地の貸し手となって、コミュニティの中で生産性の向上、所得の向上に寄与している例がございます。例えば栃木県の小袋管農集団なんかその例でございます。

それから、高齢化が進んだ地域では、むしろ後継者のいない小規模兼業農家の側から、地域の農地管理のための担い手またはこれにかわる組織経営体に、農地の受け手となつてもらうことを希望するケースもおります。これは富山県の例でございます。

こういうような例にありますように、地域の関係者の話し合いに基づきまして、規模拡大農家だけでなく、小規模な第二種兼業農家とか高齢農家もあわせまして、地域農業全体として生産性の向上あるいはその地域の技術の伝承、それからコミュニティの維持を図って、過疎化を招かないようにしていくことが必要であると考えております。

○金子(徳)委員 第二種兼業農家の農地が遊休農地というふうな形で放置されると、いろいろな地域にとっては、病害虫の発生の原因になったりなんかというふうなことも、それだけではなくて、今後、専業農家にとっても、そうした姿は非常に不安感を与えるわけでありまして。そうした場合、どうしたってこの農地の流動化を図っていく必要がある、この決め手はこれからどうするかというふうなことで、地域の農業委員会等の役割というのは非常に大きくなっていくのではないかなと思っております。

そうしたい意味で、後ほどまた触れさせていただきますけれども、担い手の育成に力をつけて、特に魅力あるというのを前面に押し出されてこれからの農村づくりを指導するというお考え

であります。この農業経営の法人化の問題が重要だというふうな思っております。これをどういふふうに進めるか。

いま一つ、直接そういう育成との関連はないわけですが、中山間地域は一番担い手が少ない、嫁さんもない、そうして崩壊していくというところであります。国土庁調査の結果でちょっと数字を見ますと、最近十年間で、廃村になった集落が何と三百七十二集落、そして集落移動、集落再編成が望ましいというふうな、地方団体、自治体があるように思っているところが何と二百十団体あるという回答であります。ざっと六百近い、現在ではもっとふえているだろうと思いが、過疎地域市町村千五百五十七市町村の中でそのような現象が起こり、とても現状では、集落数は約六万七千ほどあるわけでありまして、町村当たり平均三十七集落ある中で、大変なこれからの対応対策が必要になっているわけでありまして。そうした意味合いを含めて、この法人化で活路が見出せるかどうか、これをお尋ねしたいと思っております。

○入澤政府委員 今回の新農政のもう一つの柱が、経営感覚にすぐれた経営体の育成でございます。その一つの方法といたしまして、農業生産法人を広く育成しようということが指摘されているわけでございます。この農業生産法人、あるいは農地を取得しないで法人化する法人化も含めまして、今回はいろいろな方法を法律の中に取り入れております。

まず、農業生産法人につきましましては、要件につきまして事業及び構成員の範囲の拡大を行う。それから法人化全体につきまして、設立の指導あるいは設立後の経営内容を指導する体制を整備するということ。それから農業生産法人につきましては特に財務基盤の強化が必要でありますので、農業公社が農業生産法人に對しまして農地を出資する制度を創設いたします。さらに、その場合の譲渡所得等の軽減措置を講じます。それから担い手が不足している地域の農地管理を進めるために、

第一類第八号 農林水産委員会議録第十二号 平成五年四月二十一日

特定農業法人の制度なども設けるようにしております。いろいろな新しい工夫を凝らしながら、法人化を進めていきたいと考えているわけでございます。

特に、今御指摘のありました中山間地域、ここでは担い手が非常に少なくなっている農業の継続に困っている、困難になっているという地域がたくさんございます。そういうところの農地を有効利用して農業生産を継続発展させるためにどうしたらいいかということで、いろいろ考えまして、その一つの工夫といたしまして、今申しましたように、特定農業法人の制度というものを設けてみました。

この制度は、担い手が不足している地域におきまして、関係者の合意に基づいて農用地利用規程を定めます。その農用地利用規程の中で、その区域内の農用地の相当部分を利用して農業生産をしようとする農業生産法人を明確に位置づけまして、その法人に農地利用を集積していく仕組み、その場合に農用地利用集積準備金制度というものを税法上設けまして税制上のメリットを与える、こんな工夫もいたしまして、中山間地域のように担い手の確保が困難な地域におきましては、特に農業生産法人あるいはその他の農業法人に期待するところ大なるものがありまして、各般の施策を展開していきたいと考えているわけでございます。

○金子(徳)委員 機能的な、そしてまた柔軟性のある対応をしないと、確保というのはなかなか大変だと思えます。

そうした農業後継者不足の中で、新規就農者の参入が望まれるわけでございます。計数的にも、データをいただいておりますが、去年は千七百の新規就農者があったわけでありまして、実際には農協や農業委員会の対応の面が具体的には入ってまいります。法の改正もありました。しかし、農業委員会の運営や、農業者として承認するかどうかということも任されておるといいますか、法の範囲内で判断業務になっているわけでありますから、参入しやすいように国としての方策といいま

すか方向づけをきちんと御指導いただきたい、あくまで法制上の範囲でということになりますけれども。

それからまた、新規参入者、Uターン就農者向けに国内留学制度というか、これからの新しい農業をやるためにはこういうような考え方、あるいはこういうようなやり方、バイオテクを利用すればこのような方向になるというようにもいろいろと、絶えず日々新たな技術が出てまいりますので、これらの研修体制を整備していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○入澤政府委員 最初に、新規就農者と農業委員会との関係につきまして、私からお答え申し上げます。

昭和六十二年度から、サラリーマンなど農外からの新規就農希望者の円滑な就農を促進するという目的で、全国農業会議所に新規就農ガイドセンターというのを設けました。大変な反響でございまして、今までの相談延べ件数八百八十件、相談者実数は四千三百九十四人になっております。この中から毎年少しづつ就農しているわけでございます。

就農に当たりましていろいろな問題がございます。一つは農地の取得が円滑に進まない、あるいは農業というのはロマンチズムだけでやれると思ってしまうからそうでなかった、大変な難しい問題で研修が必要であった。あるいはそのほかの初度調的な経費も十分に用意しなければいけない、いろいろな問題に直面しまして、相談者は多いのですが、なかなかスムーズに新規就農しないといったようなことがございます。

そこで、こういうふうな新規就農を本格的に進めるために政策を強化しなければいけないということでございまして、平成五年度におきましては情報提供のシステムを抜本的に強化しようということで、新しく制度予算をとっております。また、現地に希望者本人を同行いたしました、農業委員会とか農協、農地提供者等に紹介を行い、農地の取得が円滑に行われるようにしたいと思つて

おります。

いずれにしても、新規就農ガイドセンターは全国農業会議所にございまして、その指導のもとに各農業委員会がございまして、農業委員会に特段の努力をしてもらいまして、新規就農が円滑に進むようにやっていきたいと考えております。

○金子(徳)委員 最後の質問になるわけでありますが、時間がございませぬので、要約してお尋ねしたいと思っております。

新政策の中で農地保有合理化事業、これを地域に根差した事業として定着、発展させていくためには、どうしても地域の農業委員会の役割が大きいわけであります。特に、土地の流動化を図るためには、農地銀行活動と連携なくしては構造政策等は全くできないわけでありまして、この連携の強化を図っていく必要がある。

また、これは大臣に最後をお願いしたいわけでありまして、構造、経営対策を推進していくためには、農業委員会系統組織を含めた構造政策の推進組織の整備を考えて進めるべきではないか。今までの農業委員会は単に農地法を守るという立場で、法制上のそれぞれの判断事務、許可を出す、あるいはノーだ、これらについては条件がつくという程度の形であってはならないし、また、積極的に農地銀行活動をやっているところもあるわけでありまして、そして、海外の構造政策の成功、不成功の例はやはり流動化次第である。特にデンマーク等では今、伝統的に行われた親子契約が、農地の価格上昇下落でどうしてもスムーズにいかないというところもあります。これからは構造政策が中心になる、担い手の対策が中心になるということから、どうか適切な、そして慎重な対応を、しかもたくましく自信を持ってやっていただきたいということ、最後のお尋ねにしたいと思っております。

○入澤政府委員 従来から農地保有合理化促進事業、要するに流動化を進めるに当たりまして、農業委員会など関係機関の行う農業構造の改善に資する

するための施策と連携、調和を図るよう留意しているわけでございますが、特に農業委員会の行っている農地銀行活動、これは地味ではありますけれども、大変重要な活動をやっております。この農地銀行活動との連携につきまして、今後とも十分に配慮していきたいと考えております。

特に、構造政策の推進機関の中長期的なあり方として、今御指摘のありました農業委員会系統組織の問題につきましては、新政策の文章の中でも「農業委員会系統組織については、法令業務を中心とした既存業務の見直しを行うとともに、農地利用の集積の一層の促進及び農村地域の活性化を図るため、その組織、業務の見直しを行う必要がある。」というふうに指摘されておりました、このような観点から今後検討を進めていく考えであります。

○金子(徳)委員 農業委員会関連組織等のこれらの活動については、どうか大臣、省内研究会等を設置するなり、そうしたことで大いに活動強化を図れるような体制づくりを最後に御要望申し上げます、終わります。

○平沼委員長 御法川英文君。

○御法川委員 我が国の現在直面しております農業問題等につきましては、農業関係者の方々、ほとんど同じような問題意識を持っておられると思います。今さら私から申し上げるまでもないわけですが、今、何と申ししても国内の穀物自給率の低下、現在一九％とも言われております。さらにカロリー換算でいたしましても、四六％という状況にございます。また、農家の所得が、これも御指摘されておりますように、相対的に低下しているのが現状でございます。

さらにまた、農業後継者が少ない、後継者がいない、こういう深刻な状況に直面しておられるわけでございます。今現在、辛うじて高齢者の方々に農業に取り組んでもらっておりますが、これは、考えてみれば明治、大正あるいは昭和の前半の日本の教育の成果でこうした高齢者の方々が農業に取

り組んでおる、こういうふうにも言えるわけでございます。いま、この農業後継者問題が農村にとって大変深刻な問題であるわけでございます。

また、最近では農業機械が普及されまして、農業労働力の厳しさというものは大変緩和されてはきておりますが、それでも、なおかつ他産業に比べますと、農業の労働というものは厳しい、こういう状況にございます。

さらにまた農村の混住化、こういう社会現象でございまして、農村の環境問題、これがまた大変重要な課題になってきております。こうした背景によりまして地方の過疎化の進行が大変急速に進んでおる。まさに多種多様な問題を抱えておるのが農業問題であり、あるいは農村社会である、こういう認識を強くいたすわけでございます。

一方、外的な問題といたしましては、何と申しましてもガット・ウルグアイ・ラウンドの問題でございまして、きょうはこのガットの問題につきましても触れませんが、いざにいたしましては厳しい状況にある我が国農業、農村をどのような方法で維持発展させるか、これが現在の農政に課せられた最大の課題であらう、私はこう思うわけでございます。

政府は、このような認識のもとに農林水産省内にプロジェクトチームを編成いたしまして、精力的に取り組んでいただいたわけでございますが、昨年の六月でございまして、新しい食料・農業・農村政策というものを打ち出したわけでございます。私は、このいわゆる新農政の考え方ににつきましてはおおむね正しい方向にある、こう思っております。そして、今国会に提案されました、現在審議いたしております三法案、これは新農政を具体的に実現するための法整備、こういうことになるわけでございます。そして、この新農政の中では、農業経営基盤の強化ということを強く打ち出してあります。

今回の特徴は、何と申しましても経営の主体としての法人化と大規模化、これを前面に打ち出したことに一つの特徴がある、こう見なければなら

ないわけでございます。もちろん個別経営につきましても大変大きな比重を置いておるわけでございますが、何といたしても法人化という物の考えを取り入れたことが最も特徴的な事柄である、こう思うわけでございます。

全体計画の中で、現在の三百八十三万余の農家が十年後には二百五十万から三百万、この程度を目指しております。個別経営で三十五万から四十万戸、組織経営体としての法人組織で四万から五万戸、こういう見方をされております。そして、その補作に占める割合は、大体八〇％程度の生産を見込んでおるわけでございます。

そこで、こうした物の考えに對しまして、一部には小農切り捨てというような声も若干あるわけでございますが、私は、小も中も大も一緒にやって、力を合わせ、農業を守り、国民に安全な食糧を安定的に供給する体制を確立することが最も大事な事柄である、こんなふうに見えるわけでございます。

そこで、第一点の質問でございまして、こうした目標、計画、これをどういう手順で達成するか、これが一番の問題であらうと私は思います。これまでも何人かの議員の方々が御質問をされておるわけでございますが、具体的な取り組みも、しかも個々の農家あるいは農業関係者の方々がよくわかるような形での政府の説明がなければ、なかなかこの計画を達成することはできない、こんなふうにも思われるわけでございます。特に生産所得二億から三億五千万というふうなものを目標としておりますが、こういうものもあわせまして、具体的にどういう形でこの目標を達成しようとするのか、我々国会議員がわかるのじゃなくして、個々の農家、現場の生産に携わる人方がわかるような形の具体的な取り組み、こういうものを国民の前に明らかにすることが最も大事だと思っております。そして、この点につきましてもまずお伺いいたします。

○田名都国務大臣 今委員、いろいろとお話になりました。そういうことを目標にして新政策というものをまとめたつもりであります。何といたしても望ましい経営体をつくるのが大事でありまして、そのための目標、農業構造の目標の明確化を図っていかねばいかぬ、その上で農地保有合理化法人を活用した担い手の農地を集積していく、経営体ができたからこそそういうものを持ていきながら、さらに農業経営の法人化を進めていく。

これは、日、月と鳥取県に行つてまいりました。が、個人ではどうしてもできないものは農協が物すこいバックアップをして、集落ごとに養鶏、養豚、畜産というように働く場をそこに確保しながら、自分でも自分の農業をやりながらそこへ行って働いて、両方から収入を得ながら大変意欲的にやっているとところを見えてまいりまして、私も考えている法人化というもの、何といたしてもこれに信頼されなければいかぬ。あるいは経営管理能力、それから資金の調達能力、あるいは取引の信用力の向上でありますとか、一番大事なのは雇用の関係、これが明確になると、社会保険、そうしたものの適用、働く人たちの労働の福祉といえますか、そういうものが明確でないと、法人化というのはできないのです。

そういうことは私もこのねらいとしておるところでありますし、そこで、そこまでするまで、何といたしても高性能農業機械、そういうものでやらないと、規模が大きくなりましてそれに見合った機械を開発しなければいかぬ。今お話にもありましたように、労働が非常にきついという話もありまして、嫁対策、担い手対策としても、農村から都市に嫁に行くのではなくて、何とか都市から農村に嫁に来たいという人たちはおるのですよ。自然の中が好きだという人が、そういうことで担い手の新規参入、そういう人たちは、会社の中でこせこせとやるよりも自然の中で私は汗をかきたいという人たちがだんだんふえておるといふ実態にも合わせてやはり整備をしていかなければならぬ。

そこで、生産の方もさることながら、生活環境というものもよくしていつて都市との交流もやっというところで、農村社会をもっと都市の人たちに理解してもらいたい、すばらしいものだというところ。前にも申し上げましたが、他産業の方は景気、不景気に左右される、農業も多少はあります。しかし、生まれてから死ぬまで三度三度毎日食べるのですから、誇りを持って農業をやりなさいと私は言つて、農家の皆さんを激励しておるわけであります。そこへもってきて、今度の第四次土地改良長期計画の策定、これに基づいて計画的な基盤整備をやっていく。大体そういうことを想定しながら、新たな立法措置でありますとか予算、税制、そうした各般の施策を強くなり、農業経営をやらせたいと考えております。

○御法川委員 今大臣のお話、よくわかるわけでございまして、また、そうでなければならぬと思ひますし、くどいようではございますが、そうした大臣の考えでございまして、新しい政策を総合的に、一つのパンフレットでも結構でございまして、そういう形で個々の農家にまで行き渡るような形で、今何をやらうとしておるか、何を考えておるか、そして農家が何をやらなければならぬか、そういったところをかみ砕いたものを個々に提示していただくことが、この政策を進めるのに非常に効果があると思ひますので、ぜひひとつそういうこともやっていただきたいと思います。

それから第二点でございまして、農用地利用増進法を改正しまして、この農業経営基盤強化促進法に改めるわけでございます。その中で、都道府県が基本方針を決定する、それに基づきまして市町村がさらに基本構想というものを決定する、そしてそれに基づきまして個々の農業者が農業経営改善計画を作成する、こういう法律の内容になっております。

そこで、この農業経営改善計画でございまして、個々の農家がこれをつくるということにおいては実際問題としてなかなか大変だと思ひます。これを作成するに当たつてどのような指導体制で

つくらせるのか、この辺の物の考えにつきましてお尋ねしたいと思います。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、農業経営改善計画は、農業者自身によってつくられ、自主的な申請によって認定を受けるわけでございますが、計画作成に当たりましては、経営とかあるいは技術の専門的な知識を有する者の指導助言がぜひとも必要であります。

このために、制度の趣旨にのっとった農業者の自主的な作成ということとは基本としながらも、十分な指導助言体制をつくっていかねばいけないということ、現行の農用地利用増進法に基づく経営規模拡大計画というものがございしますが、これも農業者からの要請に応じた農業委員会それから農協等が計画作成に協力をしております。

さらにまた、農業改良普及等も指導助言することになっておりますけれども、これを強化いたしました、各市町村ごとに農業指導センターみたいなものを設けて、これは予算措置でありまして、すけれども設けて、そこに農協あるいは農業委員会、あるいは場合によっては市場関係者あるいは食品産業のメーカー、そういう人たちの助言も得ながら、そこに行けば農業相談あるいは技術相談、場合によっては税務相談もできるというふうなぐあいに持っていきたいと思ひまして、農業指導体制を今どうやって強化するかということを部内で検討しているわけでございます。

○御法川委員 局長、大体わかりましたけれども、僕は一番のポイントはここになってくると思ひますので、これは相当腹を据えてやらないと中途半端な格好になってしまふ危険性もあるわけでございまして、やはり相当腹を据えた取り組みをしていただきたい、こんなふうにお願ひしたいわけでございます。

次に、特定農山村地域、いわゆる中山間地域の活性化対策でございます。

この現状につきまして、野党の議員の方々からもその実態につきましてもお話がありましたので、その内容につきまして申し上げます。

ん。この中山間地域を活性化させようということ、なことで、いろいろの物の考えが法案に示されております。

まず、この特定農山村地域の指定を行うことになっております。そして、その基準等につきましては政令でこれを定める、こんなふうになっておるわけでございます。また法律が制定されないわけでございますから、制定され次第というふうな答弁になるかもしれませんが、大体どういうものを基準にしてこの指定を行うとするのか、概略で結構でございますからお聞きしたいと思ひます。

○入澤政府委員 この特定農山村地域の指定につきましては、この法律の二条におきまして、一応の要件が書いてあるわけでございます。

一つは、「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域」というふうになっていて、具体的に政令で要件を指定することになっております。

現在、この政令の要件を検討中でございますけれども、「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」という要件をいましては、全耕地面積に占める急傾斜地面積の比率が高いこと、または林野率が高いことを考えております。それから、「農林業が重要な事業である地域」という要件をいましては、農林地の割合または農林業従事者の割合が一定以上であるということを考えております。

対象地域としては、市町村の区域を原則といたしまして、旧市町村の区域についても、所定の要件に該当する場合にはその対象地域とするという方向で検討しております。

○御法川委員 概略わかりました。そして、今局長が申されましたそうした基準に大体合致するであろう町村が、全国で千七百九十三市町村あると言われております。

そこで、年数にもよるわけでございますが、大

体この千七百九十三のどれくらいの町村を指定しようというお考えなのか、この点につきましてもお尋ねしたいと思います。

○入澤政府委員 対象市町村の数につきまして、現在その具体的な要件の詰めを行っているところでございます。正確な数字は申し上げられませんが、市町村の全域が対象地域となる、こういう市町村の数はおおむね千二百市町村程度かなというふうに見込んでおります。

○御法川委員 わかりました。次に、いわゆる中山間地域の活性化計画でございます。これも前の法案と同じでございます。市町村で計画を立てることになっております。そして、その内容は非常に広範囲にわたっておりまして、ございまして、この計画そのものも、やはり立てる段階になりますと大変難しい作業である、実際私は思ひます。

今現在でさえ、中山間地が先ほどのようないろいろな不利な条件のもとで生活されておるわけでございまして、そこに、たとえ町村といえども、どうやって自分らの地域を活性化する方向に持っていくか、何をやらねばいいのかというその辺がわからないで悩んでおる、あるいは壁にぶつかっておるというのが現状でございます。そこいら辺のこの計画を立てる段階における取り組み、これもそこに住む人の方の創意工夫と一言で言ってしまうと、まあそれまででございますが、それでは意味がないわけでございまして、どうやってその計画を手だてさせるか、ここいら辺の指導といいますか取り組み、これが大事だと思ひますので、ここいら辺につきましても、現在のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○入澤政府委員 全く御指摘のとおりでございます。中山間地域の活性化を図るためには、地域の基幹的な産業であります農林業の振興はもとより、地域特産物の販路の開拓とか地域間交流の推進、あるいは就業機会確保のための工場とか企業の誘致等も重要でございます。

こういう観点から、市町村が基盤整備計画を作

成するに当たりましては、みずからだけではなかなか十分でない、地域住民の英知を結果することはもとよりでございますけれども、計画作成に必要な人材面での支援体制の整備が必要であるというふうにも考えております。

このため、学識経験者等による助言、相談活動あるいは人材育成のための企業派遣研修等を行うとか、現在非常に活発に行われております二十一世紀村づくり運動、こういうふうな運動を活用しながら人材の育成を支援して、そのような人材の指導のもとに、この基盤整備計画が具体的に実行可能性のあるものとしてつくり上げられるようにしたいというふうにも考えているわけでござい

す。

○御法川委員 これは大変根本、基本になる部分でございますので、ひとつ特段の力を入れていた

きたいと思います。時間もございませんが、第四点といたしまして、この中山間地における地域経営改善あるいは安定融資事業等がございまして、目標の収入に對しまして実際の収入が割に上下回った場合に、十アールにつき五十万円を限度に融資をされる、こういうふうになっております。

きのうの野坂先生のお話にもあったと思ひますが、二年、三年あるいは四年と連続でそういう現象が続いていったと仮定した場合にどうされるのかという問題。

それから、生産性が非常に低いわけでござい

ますから、その融資を受けた場合でも、今度はその償還というものが当然出てくるわけでござい

うものが行われておると聞いております。我が国の中山間地域におきまして、こうした施策を講じてまいりませんかという声もございします。しかし現在、当面はこの政策を強力に推進してまいりるわけでございしますが、この政策が実施されていった段階で、この委員会が指摘するような問題、こういうものに直面した場合に、今申し上げました、将来の課題ということになりますけれども、いわゆる所得補償対策の導入というものを考えられるかどうか、私は、将来でございしますけれども、考えてもよいと思いますが、この点についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

〔委員長退席、農林大臣代理着席〕

○上野(博)政府委員 この中山間地域に對します所得補償の問題につきましては、将来、将来といいますが、その地域の活性を保つ上でどういような対策を考えなければならぬのかという非常に広い問題の對象として、検討對象には入る問題だといふふうには思っているわけでございしますけれども、現在我々が感じておりますところを申し上げますと、そういう所得補てん的な措置といふものは、これは生産と切り離した形の所得補償といふようなことではデカップリングの本質でございしますけれども、そういうものが行われたときに、果たして中山間地域の農業の活性化をもたらす、あるいは農業の安定性を継続するということにつながるであろうか、これは金銭的なものももちろん関係があるだろうとは思つてございします。そういう感じが一つはするわけでございします。

それから、これは農業の分野だけに限って、地域活性化という観点からそういう措置を講ずるといふことが、全体としての、その地域社会に住まわれる皆さんの間で受け入れ可能というふうな話になるのかというふうな問題もあるのではないかと、いふふうには思つております。

それから一方では、所要の資金を負担する国民全体の側のコンセンサスというふうなものができるのかというふうな点についても配慮の必要があるのではないかと、いふふうには考えているわけでござい

まいして、現在のところは、中山間地域の厳しい条件に對した農業生産を可能ならしめるために、必要な基礎整備事業等の補助率の設定であるとか採択基準の緩和であるとか、あるいはそれに加えて、生活環境をよくするための各種の投資であるとかいふものを集中的に行つていくといふようなことによつて対応するといふことを考えているといふことでございします。

〔農林大臣代理退席、委員長着席〕

○御法川委員 この問題については、もっと聞きたいところがございますが、申し上げたいところがございますが、時間もありませんので、これにございしますけれども、あと農業機械化促進、これにつきましては先ほど遠藤先生が大変詳しく御質問されたわけでございしますので、私はあえて申し上げません。しかし、問題は、やはり丈夫で長もちして、しかも価格が安い、こういう農業機械をつくり出していくべきだ、私はこういう考えでございまして、この考えはひとつ取り入れてもらいたいと思ひます。

それから、これは余計なことで大変失礼でございしますが、きのう、農林大臣が農田委員の質問の最後の方で、毎年毎年この農産物価格を政府で決めるのが果たしていいのかどうかというふうなお話をちよびりなさいました。そして、生産する場所もいろいろ違う、そういうものがみんな同じ価格というのはいいかどうかというふうな意味合いのお話があったわけでございまして、同時に、国内で自由化というふうな、自由な価格形成といふようなお言葉があったと思ひます。

そこで、日本の国内で、国内の農産物の価格がある程度自由な形で決定されるというふうなことを想定した場合に、いわゆる外国農産物の日本に對する自由化というものの阻止ができるのか、できなないのか、この点につきましてお聞きしたいと思ひます。

○上野(博)政府委員 やや技術的なところも関係があるのじゃないかと思うわけでございまして、私の方から先にお話をさせていただきます。

国内の価格安定制度といひましても、内容的にお米について講じておりますような制度、あるいは乳製品について講じておりますような制度、肉、大豆であるとかいろいろあるわけでございまして、一概に外の国際的な価格関係とのつながりやあいを頭に置いた議論というのはなかなかしにくい面があると思ひます。国際的な価格関係を完全に遮断して決めておりますような場合でございしますれば、国内的な価格の決定が国際的な問題につながる面というのはいない、要するに数量規制の面で完全にシャットアウトされているといふことでございしますと、国内の価格関係といふのは自由に設定しても一向に構わないといふことになろうと思ひます。国際価格の関係等考慮いたしまして、非常に価格が安くなる場合にはその影響を遮断するといふようなことで国内の価格安定制度というものができてくる場合には、国内関係、国際関係を切り離して物々考えるといふのはしにくい面があるのじゃないかと思ひます。

ガットやなんかの制度との関係でいいますと、価格安定制度の有無がどうかというよりは、国内の生産数量規制、数量制限をしている場合には輸入数量の規制ができるというふうなことが方々むしる原則として確立しているわけでございまして、今の先生の疑問に對して直接のお答えになつていない面もあるかと思ひますが、必ずしも一概には言えないといふふうには考えているといふことでございします。

○御法川委員 豊かな農村、明るい農村、これをぜひひとつ実現したい、みんなそう思つております。大臣を中心に農林水産省が一丸となつて、ひとつこの理想実現のために大いに頑張ってもらいますことをお願いいたします、私の質問を終わります。

○平沼委員長 北川昌典君。

○北川(昌)委員 社会党の北川でございます。地方行政委員会に属しておりますが、お許しをいただきます。

だきまして質問をさせていただきますと思ひます。

もう既にそれぞれの委員の皆さん方から質問があったことかなりダブる部分があると思ひますけれども、これまたお許しをいただきますと思ひます。

最初に、農業の新政策についての大臣の基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

先ほど御法川先生の方から今までの歴史、現状についてお話もございました。まさにそのとおりが制定をされました。それを基軸に数次にわたる農業構造改善事業が進められてまいりました。しかし、一方では農産物の輸入自由化が進んでまいりました。そのことから減反政策がとられまいし、米の減反あるいはミカンの減反、十年ほど前にパイロット事業で五ヘクタールぐらいのミカン園をつくつた、ところがまだ果実が実らない、収入が入らないうちに減反といふことでミカン園を放置せなければならぬ、そして残るのは借金だけ、こういった農家があちこちに出てまいつたところでございます。そういうことから、農政に對しての猫の目農政といふ酷評もあちこちから出ました。また、国の言うことの反対側のことをすれば農業は成り立つ、こういった声も農民の中から出てきた。これも一つの歴史でございします。

そういったことから農業を離れていく人、あるいは兼業しなければ農家が成り立たない人、またこういった農業に對する展望を失う、希望がないといふことで後継者が育たない、こういう歴史がこれまで続いてまいりました。まさに日本の農業は今、剣が峰だらけと思つてすけれども、今回そういう中で農政の大転換とも言うべき新農政が成功するかしないか、日本農業が再建するかしないかの出発点であります。成功すれば田名部大臣がやつたんだといふことにもなりかねない、こういう農政でございしますが、これについての基本的な考え方をまずお聞かせいただきたいと思います。

す。

○田名部国務大臣 今お話の中に猫の目農政ということがあります。私もベトナムの幹事長を長らくいたしまして、米価のときにも徹夜して朝方にいろいろな対策を立てて、これは毎年やってきて、こんなことをやっておつては農家も大変だ、こう思ひまして、今官房副長官の近藤、私の前大臣ですが、話をしまして、もっとしっかりとした対策をやるよと。それには、きのうも私はベトナムに言ひました、猫の目農政と言ひてゐるんです。何と訳すかと思つておりました。この猫の目のときに、私はベトナム事務総長に、輸入は絶対にできないもの、国内で自給でいくもの、それから五〇％ぐらいは輸入するもの、あとは完全に自由化してやういふものというふうに分けてやらないと猫の目農政と言はれる、農家も安心して営農にしようという、不安定な要素があつてどの国も困るのではないでしようかという話をしたので。

しかし、国際的なことはこれからの問題であります。それから、それはそれとして、農業基本法制定後、今までのいろいろ変わってきました。国民の食糧に対するニーズも多様化してきました。そういうものは国内産で全部賄えないのですから、輸入が増大して四兆五百億にも達しているということもあります。しかし中には畜産、施設園芸、そういうものが生産性向上を実現してきたものもありまして、あるいは農外所得、都市近郊の農家は農外で収入を得て、それと農業の収入を合わせる、所得だけで見れば勤労者世帯を上回る水準に達したという、これらの面が基本法農政が果たした役割であろう、こう考えております。

しかしながら、高度成長過程の中で農地価格が上昇した、土地利用型農業部門における経営規模拡大がそのことによって停滞していることも事実でありまして、この面が一番問題になっているのです。施設園芸でありますとかそういうものはまあまあ何とか収入もあるということでありまして、けれども、土地利用型の農業はある程度の規模が

ありませんと安定しません。あるいはそのために農家と他の産業との所得が不均衡になってきた、あるいは一極集中などによって中山間地を中心とした過疎化、高齢化、担い手の不足、今お話しになったようなことが起きているわけでありまして、こうしたことを考えながら、二十一世紀という次の時代、長寿社会と言われる時代に出生率の余りにも低下しておるといふことから見れば、一体どういふ農業でなければならぬかということに着目をして、今日の視点に立ってこの新農政というものを、三十年ぶりに大改革をしようということになったわけでありまして、この方向に沿って、ただいま御審議いただいております法案を初め各般の具体策を講じながら、数は少なくても意欲的な経営体というものををつくりながら農村社会というものを守っていききたい、こういうふうな考へております。

○北川(昌)委員 ひとつ全力を挙げて農業再建のために頑張つていただきたいと思います。

次に、この政策の中には食糧自給率の向上の具体的な指針が出ておりません。確かに、農政審議会の中ではカロリー四六％、穀物二九％、先進国でも異例に低い、こういう指摘はされておりますけれども、これをどうしなればならない、したがってこういう農政をというものが出来てまいっておりませんけれども、この十年の間で食糧自給率をどこまで高めようとするのか、この目標はどうなつておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上野(博)政府委員 食糧自給率の問題につきましては、国民の食糧消費の傾向がだんだん高度化といひますか、変わつてまいっていることに対応いたしまして、国内の生産体制もそういうものに合せて変えていかなければならない。しかし、畜産物を大量に消費をするということになりますと、国内で十分なえさの生産もしにくいということもございまして、自給率が下がつてまいっているわけですが、将来、国際的な先行きの様子を考へてみますとなかなか厳しい面もあるわけ

でございます。生産性の一層の向上を図つて、品質やコスト面での改善も進めながら、可能な限り国内の農業生産を維持拡大していく、現在の自給率の水準をできるだけ維持してまいりたいというのが我々の基本的な考え方でございます。確かに、そういう新政策の具体的な提言の中にはその点についての言及はございせんが、今私が申し上げましたような考え方の背景といたしまして、平成二年一月に閣議決定いたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」というものがあるわけでございますけれども、この中には平成十二年ごろの水準として供給熱量ベースで五〇％程度の自給率を考へているということでございます。

○北川(昌)委員 これはその程度にいたしました。特に今度の法案の中にも稲作の方向、農業の方向というものが出ておりますけれども、稲作以外のものについてはほとんど出ていないわけなんです。これが自給率との関係もあるわけでありまして、ここではあれしませんが、こういうことも本当に総合的な農業を進めていく体制を早急につくつていただくことをお願いしておきたいと思ひます。

次に、今後のあるべき農業の経営体ということである方向が示されておりますけれども、それを見てみますと、今後育成すべき個別経営体を三十五万から四十万戸、うち稲作が十五万戸程度、こういうことになっておりますけれども、六十三年の農業センサスによりますと、十ヘクタール以上の農家が三万五千、今こういう実態の中で、この十年間の間にこうした経営体の育成が可能なのかどうか、この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○上野(博)政府委員 これはなかなか簡単な話ではないことはどなたもお認めいただけるのだらうと思ひますが、そういう大きな、経営の効率性の高い規模の農業をつくるということでは、これから先若い人たちが農業に従事するという期待が持たないということから、我々

としてはそういう経営としての目標を立てたわけでございます。その実現に向かつてとにかく最大限の努力をしなければならぬことが最大の問題意識としてあるわけでございます。現在でも、中核農家の経営規模等をもとに考えますと、今の我々が立てておりますその程度の水準の経営規模の農家をつくり出していくということにつきましては、繰り返すようになりますけれども、非常に難しいのは言うまでもないわけでございますが、必ずしもできないことではないと考へております、よろこびます。

○北川(昌)委員 こうした経営規模拡大をするに伴ひまして百七十五万ヘクタールの農地集積がその中で打ち出されております。過去十年間に農地流動化の実績は七十一万ヘクタール、こうしますと、過去十年間の二・四、五倍の流動化をしなければならぬということになります。先ほどの農業の担い手の問題と一つで、これもなかなか難儀なことだろうと思ひます。この実現は可能なのかどうか。これも夢を持たせるためのものであつてはならないわけなんです、いかがでございますでしょうか。

それとあわせまして、集積しますと、規模拡大しますと、結局一方では縮小しなければならぬ農家も出てきます。これが全部離農するわけにまいりませんので、そういう規模を縮小する農家の対策というものがこれに連動しているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○入澤政府委員 午前中もお答え申し上げたのですけれども、過去十年間の農地流動化の実績が七十一万ヘクタール、今後十年間では、今先生御指摘のとおり百七十五万ヘクタールぐらゐ恐らく流動化するのではないかと推定しているわけでございます。

その推定の根拠は、現に跡取りのいない高齢農家の皆さんが持つてゐる農地が四十二万ヘクタールある、あるいは第二種兼業農家、恒常的な勤務をやつてゐる農家の農地が百三万ヘクタールある。この人たちはいずれ出し手になっていくわけ

でございます。この出し手になっていく農地をいかにして担い手としての経営体へ集積させていくかということでございます。いろいろな数字を勘案しますと、百七十五万ヘクタールぐらいは流動化が、利用集積を図らなければいけないのじゃないかと考えているわけでありまして、

その結果、見通しとして、稲作でいえば十から二十ヘクタールの経営面積を持つ農家が個別経営で五万と十万、組織体で二万とかいうようなことが数字が出ておりますけれども、そういう人たちをつくると同時に、各地域のコミュニティの発展ということも考えなければいけない。我々は、いろいろなところで優良事例に学ばなければいかぬと思っております。出し手になって、農地はこれから担っていく人たちにしますよ、しかし自分は一部の農地を自留いたしまして、自留地を持って野菜とか花とかをつくって、兼業所得と合わせて高価格で作物をつくって所得を得ます、あるいは高齢でも年金生活に入っている、地代収入を当てにする方がいいということであれば、土地持ちの非農家として、農地は新しい経営体あるいは生産法人に出すということで、村にとどまらず村の中の役割分担を果たしていただく。

ですから、コミュニティの中でいろいろ話し合いを積み重ねながら、プロ的な担い手としての農家を育成すると同時に、生産組織も育成し、それからそれぞれの高齢者あるいは土地持ちの非農家として役割分担を担っていくことを想定しているわけでございます。また、そういう人たちが農地を出しやすくなるような政策、これは別途税制等で用意しておりますし、農地保有合理化事業等でも小作料の一括前払いとかなんとかということも用意しておりますし、いろいろな政策を用意しておるわけでございます。

○北川(昌)委員 兼業農家が必ずしも土地を提供することにはなかなかならないのです。農家が成り立たないから兼業、ほかのところに動機に行く、こういう形になっておりまして、やはり土地は、先祖伝来のものを手放すあるいは出すという

ことは、日本人の性格としては非常に難しい問題だろうと思うのですけれども、やはりそこがすばらしい政策というものを据えられていけばこれに協力してもらえんというところにもなるだろうと思ひますし、そういった面ではぜひひとつ今後頑張りたいと思ひます。

ただ、この農地流動化については、農地保有合理化法人がやっておりますね。それと同時にまた、農業委員会がやっております農地銀行、これも取り扱っておるわけですが、この違いはどうなのでしょう。

○入澤政府委員 農地保有合理化事業というのは、農地保有合理化法人、これは現在県の農業公社、通常農業公社というのは県の農業公社、それから市町村、それから農協、それから市町村の公社、この四つの組織体が農地保有合理化事業をやることになっております。要するに、農地法の特例をいたしまして、耕作者でないのですけれども農地を売買できるという機能を与えられているのが農地保有合理化法人または農地保有合理化事業でございます。

農地銀行の活動というのは、通常掘り起こし活動と言っているのですけれども、農地を売りたい人あるいは買いたい人、貸したい人、借りりたい人を尋ね回って、とにかく毎日、よく聞いてみますと、夕御飯食べてから一軒一軒農家を回って、あなただけの農地はこういう人が規模拡大しようとして出しているのだから、売れなかつたら貸してもええなというふうな話し合いを進めている農地流動化推進員という方々が各村々に配置されているのです。そういう人たちが農業委員会に情報を持ち寄って、農業委員会ではそういう情報を収集分析いたしまして、そして農地保有合理化事業に結びつけるという前段階の作業をやっているわけでございます。

そういうふうな農地保有合理化事業と農地銀行活動とは、掘り起こし活動と掘り起こしの成果を受けて具体的に売買とか賃貸借をやるということに結びつけるという連係プレーをやっているわけ

でございます。一つは法律に基づく事業、一つは予算制度に基づく事業でございます。

○北川(昌)委員 土地を流動化させるにはどちらか重要な役割を担っているわけでございますが、こういった点でいきますと、連携を強めていくというところが今からは極めて大事なことであらうと思ひます。私は、できるならば、これは一本化できるものならそのことによつてより円滑な運営とか、事業が進んでいくのではないかと思っております。しかし、この点は今お聞きしましたので、あれします。

次に、農業生産法人についてお尋ねしたいと思ひます。

今回、農業生産法人の要件緩和が行われました。企業も一定の規制の中で参入することになりました。この企業が参入するということは、もちろんいろいろな経営のノウハウとか技術のノウハウを持っておりまして、今後の法人を引っ張っていくという意味では大きなメリットもあると思ひますし、そういう役割を果たすというふうにも思ひます。ただ一方では、やはりノウハウを持っておるがゆえにいろいろな面での発言力が強くなる、そのことがリーダ的な立場になって今度はその法人を支配していくということになりかねないのではないかと思ひます。この法人に対するチェック機能というものを置く必要があるのではないかと思ひますが、そこあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○入澤政府委員 御指摘のような心配がございまして、私も、今回、農業生産法人の要件を緩和するに当たりまして慎重の上に慎重を重ねて、農政審議会の意見を聞くほか、学識経験者の意見等も十分に聞きながら進めたわけでございます。幾つかの角度からチェックシステムを設けております。

一つは、農業生産法人が農地を取得する際には、定款とか要件の具備を証する書面の添付、すべての農地を耕作すること、取得する農地を効率的に耕作するということの確認、それから許可時

におきまして構成員の状況等要件にかかわる事項等を報告する旨の条件を付する、こんなことによりまして、農業生産法人の要件の具備それから投機目的による農地取得でないことをまずチェックいたします。

それから、今度は農地を取得した後でございますが、許可条件に基づく報告を義務づける、それから農業生産法人台帳を作成いたしまして、常に補正をいたしまして要件の確認を行う、それから要件を欠いたような場合には、農地法第十五条の二の規定に基づきまして一定期間内には是正措置を講じさせます。それでも是正しない場合には、その法人の所有する農地は国が買収するという法律体系になっているわけでございます。

さらに、今回、農業生産法人の要件改正によりまして、農業生産法人制度が悪用されないようにするために、現行の今申し上げました要件チェックに加えて、事業内容、構成員の状況など、法人要件の具備についても報告する旨の条件を付します。それから、農業生産法人台帳を毎年補正して具備要件について常時チェックすることを追加しております。

このように農業生産法人の構成員要件の改正を行うことにしたわけでございますが、その際、企業の有する議決権につきましても四分の一以下、かつ、一企業が有する議決権を十分の一以下というふうな規制するとともに、実質的に企業支配等が生じないように、要件チェックにつきましても監督体制に万全を期するというようにしていただいております。

しかし、何よりも大事なのは、農業生産法人の経営者みずからが経営マインドを持ってみずからが強く働くことだと私は思ふのです。要するに、経営感覚を持って、マーケティングリサーチもきちんやり、売れる物をきちんとつくっていく、生産活動と同時に商活動もきちんやりとやるというふうなことを企業の方々から十分に学んでやっていくことが必要じゃないかというふうな考えてお

りまして、そういう意味での経営相談、技術相談、マーケティング相談等の体制もつくっていき
たいと考えております。

○北川(昌)委員 やはりこの農業生産法人は特殊
でございますから、一遍失敗したらこれはやり直
しがきかないわけなんです。そういった面で、
本当に真つすぐに、素直に進んでいくような体制
というのには、いろいろなチェックあるいは助言体制とい
うものを整備してもらわなければいけないという
ふうに考えますので、今後の指導等をお願いしま
す。

もう一つ、万が一農業生産法人が倒産をする、
解散をするといったときに、この企業が、企業単
独ではできないわけですが、企業と関係する
人が持ち分権を持っておつてその土地を取得す
る、こういったような心配は起きないだろうかとい
うのがあるわけなんです。ここらあたり、簡
単でいいですけども、なければならぬ、あればあ
るのどうするということにお答えいただきたい
と思います。

○入澤政府委員 農業生産法人が解散し、構成員
に農地を処分するという場合につきましても、一
般の農地の権利移動と同じように、農地法第三
条の許可が必要でございます。そして、農業委員
会または都道府県知事の許可を受けなければなり
ません。この許可を受けるためには、農地法の規定
に基づきまして耕作主義ということと各種の要
件が定められております。すべての農地を耕作し
ない場合はだめだ、それから必要な農作業に常時
従事しない場合も権利取得はできない、効率的に
利用しない場合にも権利取得はできない、非常に
厳格な要件でございます。農地を取得しようと
する者が法人の場合には農業生産法人以外の法人
が農地を取得することができないというふうにな
っているわけでございます。

したがいまして、企業が一定の制限のもとに新
たに出資者となるのが今回認められるわけでご
ざいます。このような企業が農業生産法人に対

する出資者であったとしても、解散に伴う残余財
産の分配によって農地を取得することはできない
というふうになっているわけでございます。

○北川(昌)委員 次が、生産法人ができません、そ
のときにUターンあるいは脱サラで帰ってきてこ
の法人の組織員として入りたい、就農したい、こ
ういう若者がおります。ところが、途中でござい
ますから、現物出資もない、株も参加してないわ
けでございます。参入するにしても資金が必要
なんでしょう。こういったときに、途中から参入
する場合の持ち分の譲渡を受ける場合、何か支援
措置、いわゆる融資とか、そういったものは考え
られないか。これはやはり担い手をつくり上げて
いくという面から一つのポイントにもなります
ので、聞かせていただきたいと思います。

○入澤政府委員 新規に農業に従事する者が農業
生産法人に参加するに当たりまして持ち分を取
得しなければいけません。これは必ずしも必要で
はない、持ち分の取得に対する支援が新規就農を
特に促すということもないんじゃないかというふ
うに考えております。

農業生産法人には、新規就農を希望する者が、
まず農業生産法人の被用者として雇用されて農
業に従事し、その後段階的にその法人の持ち分を
取得するという形で、初度的な経費の負担とか経
営リスクなしに農業経営に参画することが可能
んじゃないかというふうな我々考えておりまし
て、農業生産法人が新規就農者の受け皿としての
役割を果たしていくように、これからいろいろ
角度から指導してまいりたいというふうに考え
ております。

○北川(昌)委員 やはり最初法人をつくる場合に
は、それぞれ農地を出したり、株、持ち分をする
という形で参加します。ところが、その参加し
た人がお年寄り、もうおれの権利を譲りたい、と
ちようどUターンしてきた青年が買いたい、とこ
ろがお金がない、そういったところの融資の問題
ですが、これは今度の中に入っております。

ね。
○入澤政府委員 そのように農地法の条件を充足
するような新規参入者がありまして農地を取得し
たいということでありますれば、これは農林公庫
の農地取得資金、三分五厘資金が借りられること
になっております。

○北川(昌)委員 ありがとうございます。
次に、経営改善計画の認定制度であります。し
ども、この農業者を認定していく、この場合、そ
この首長さんが認定していくわけですね。基本計
画もつくっていきますが、認定をする。そういった
場合に、その集落の中で何人か、幾組か、そうい
う事業計画を出してやりたい、こういう人があり
ましたときに、すべてが認定になるのか。そうで
ない場合は、その首長が認定するのになかなか
感が出てくる。もう一つは、やはりその集落間
の中で、農業者間の中での感情的な対立といま
すか、そういったものが出てくるような気がして
ならないわけです。同時に、首長さんは四年に一
遍選挙があるわけですから、私どももありますけ
れども、選挙があるわけですから、やはりその点
についてはちょっと積極的に認定できない、そう
いう障害があるんじゃないかと思うのですけれど
も、その障害をどのようにしていくのか、何
か対策がございますか。

○入澤政府委員 全国の農山村で、活発に生き生
きとして農業をやっている、林業をやっているよ
うなところの共通項目がございまして、その一つ
に、開かれた村、要するに、今御指摘のような
いろいろな感情のもつれを排除して、積極的に新し
い慣習、新しい技術を導入する、それからよそ者
を歓迎するというふうなところは非常に生き生き
としてやっております。

今回の経営改善計画の認定に当たりまして、こ
れは上から押しつけるものじゃないですね。か
ら、集落内の関係農家がみんな集まりまして、十
分に話し合いをして、その結果として計画にま
とめ上げていくこととございまして、私どもは、で
きるだけ感情問題でそういうふうなことがないよ

うに、むしろ経営改善計画というのはその村の生
産性を上げ、それから全体として農業を活性化さ
せていくんだという視点に立って、首長さんが指
導力を発揮されることを期待しているわけでご
ざいます。

○北川(昌)委員 一口に簡単におっしゃるけれ
ども、それは実感でも、同じ農業をしてきまして、
この人だけをリーダーにすると、いろいろな問
題が起きてくる可能性は含んでいると思うのです
よ。こういったことが起きると、やはり今度集
落が崩れていきますので、そういったことがない
ような対策というのをもっておいでいただきたい
ことだと思っております。

それから、農地保有合理化法人でございます
が、これは新規事業として新規就農者の研修事
業が入っております。ところが、この合理化法人と
いうのは利益を得る法人じゃないわけですが、こ
の研修に当たって、いろいろな人と設備とか、
こういったものが必要になってくるわけなんです
。これに対しての経費、これについては支援措
置というものがあろうか。

○入澤政府委員 農地保有合理化法人が研修を行
う場合に、まず農地でございますが、代位して農
地を買って、中間保有している農地を使います。
具体的指導でございますけれども、それは、農
協に頼んだり、あるいは市町村に頼んだり、ある
いは農業者みずから、農業公社みずから、必要
範囲内で経費を支出してやるということも考え
ております。特別に予算措置を講じたわけじゃ
ございませんけれども、地域の関係者の総力を挙
げて協力していただきまして研修をやっていく
というふうにしたいと思っております。

○北川(昌)委員 これは答弁は要りませんけれ
ども、先ほどもお話が出ましたように、後継者の
問題、これは極めて深刻でございます。新規学卒
者の就業が一千七百人、農業関係の高校に行きま
してもほかのところに就職していくということだ
すね。やはり問題もあるのです。中学校時代、今偏

差値がなくなりましたけれども、あれで輪切りをして、全く関係ない、希望もしない者を中学校から農林高校に送り込んでいくとか、こういうことだったわけなんですよ。目的意識がないから就職しませんね。

これは文部省の関係なんですけれども、こういう話もあるんですよ。私の地元なんですけれども、すぐ近くに農林高校がある。その中学校の先生が子供に、おいおまえ、勉強しないとこの高校にやると、こういう農業軽視の教育というものがされてきておる、ここにも問題があると思うのです。そういう点、これはここで私は申し上げて、文部省の方にも農林省の方から、ひとつこういったものの協議を強めていただきたいと思うのです。

それから、生活環境の改善の問題、これは集落排水でございまして、一つの方針を見ますと、農振地の中で十二万の集落があって、これから十年間で三万の集落をということでございまして、四分の一はかならないわけですね。これでは改善できないのです。

昨年、私のところで高校給食がございました。民宿がございました。民宿でない、地方でございましてから宿泊がない。ところが、子供たちが何と言ったかという、あそこは水洗トイレじゃないからだめだ、こういうように本当に敬遠するわけなんです。そういう環境の整備、衛生環境等も整備されてないと、何としてもこれは急がなければならぬ。都市との交流というのが今度の方針の中にもうたわれておりますが、これを成功させるためには、やはりそういうところがないといかないわけなんです。

そういった面で、集落排水でも一番切り捨てられておるのが農村なんです。こういった面で、これはもうお聞きしませんけれども、これは積極的に取り組んでいただいで、環境整備というものをしたい。中には、ちょっと話しましたけれども、二十戸が一つの基準になりますので、ところが、山村に行きますと、二十戸どころか

点々とありますから、なかなかこの事業は網をかぶらないわけですね。したがって、これは今厚生省がやっておるようございまして、合併処理、こういったものを農林省サイドでも取り上げていたで、排水事業ができないところはそういった施設を整備していただくという考え方も御検討いただきたい、このことをこれは要望として申し上げておきたいと思っております。

それと同時に、農業、農村を守るには農道の整備等が必要なのですが、私のところの地元で広域農道、沿岸南部広域農道は非常に長い、四十二・七キロでございまして、建設サイドもございまして三十五・三キロでございまして、もう五十五年からかかっておりまして、年次でございまして、三つに分かれておりますから五十九年、ちょっと十年以上かかったところ、それから今年、それで進捗率が三五％、これは、これから農業を再建していくというときに、このテンポでは農業がなかなか進んでいかないことにもなりかねない。ことはかなり予算を組んでいただいておりますので、さらにこれからスピードが速まっていきたいと思いますけれども、これも要望して、ぜひ速めていただくことをお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、特定山村対策についてお尋ねをいたしましたと思うのですが、先ほどの御法川先生の質問の中で山村の指定になるのは千二百程度とおっしゃいましたが、間違いないでございせんか。千七百九十三ですからかなりあるわけですね。でも、やはり山村地域というものはその条件が変わるところはないと思うのです。山村で大変苦しいたどきながら今まで農業を守る、林業を守る、環境を守るといふことをしていただいているわけ、さしまたこれでの指定から外れていきますと、さらに意欲を失うという地区もでかねないわけでありまして、そういった面では指定の枠を緩やかにして広げていただいで、ほとんどこれにはまるようにしていただいで、全体の農村を、せつかくこの農村対策というものを今度の農政の中で初

めて目を向けていただいたわけですから、これを成功させなければいかぬ、そのためには枠を広げて大多数が入るようなことにしてもらわないといかないと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○入澤政府委員 先ほど千二百市町村くらいが対象になるのじゃないかということをお聞き上げましたが、山村振興法の指定地域、指定市町村、それから過疎対策法の指定市町村も大体千二百弱でございまして、ほぼオーバーラップしたようなこととございまして、一定の要件に該当するところをきちんとして指定していきたいと思っております。

○北川(昌)委員 市町村はそういう数でございまして、集落になりますとどういうことになるのでしょうか。やはり事業を進めていくには、集落単位で事業を進めていかなければならぬと思うのです。

○入澤政府委員 行政区域です。市町村単位で指定いたしますけれども、地域のとり方は大体旧市町村単位にするかなというふうに考えております。

○北川(昌)委員 これは基本計画は市町村がつくるといふこととございまして、その中で解決されていくものだろうと思うのですけれども、この基本計画を作成する場合、普通農振とか、あるいはほとんどが県が基本計画を出して市町村が基本構想、こういうことになっておりますが、この分については市町村が基本計画をつくる、こういうことになっていくわけですね。

確かにこのことは非常に現場を重視した将来の、現場で決めていく、地元で決めていくということでの考え方としてはいいと思うのですけれども、ただ、この基本計画をつくるときに、国とか県とかがある程度参画していただかないといかないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

(委員長退席、御法川委員長代理着席)
○入澤政府委員 全く御指摘のとおりでございまして、新しい試みでありますので、私ども関係機

関を動員してこの中山間地域の活性化に取り組むたいと思っております。

まず国にありましては、試験研究とか、それから地方農政局における指導の充実強化を図ります。それから、新規導入作物の作付とか需給動向に関する情報の把握とか提供については国が一生懸命やりたいと考えております。それから、都道府県にありましては、それぞれ地域における試験研究や普及活動の充実を努めるとともに、計画の承認に当たりまして、導入すべき作物などにつきまして、地域の特性を踏まえながら他の市町村の導入動向などもらんで所要の調整を行うというふうな、都道府県の役割も明確にして指導していきたいというふうな考えでおります。

○北川(昌)委員 やはり国は全国のいろいろな情報、動向というものを、これをつくらうということを取っかかりですね。最初が大事でございまして、それから、それに取っかかりましたら、全国で金太郎あめのようにこうということではこの事業は成功しないわけ、そういった面での情報とか指導とか、こういったものが必要だ。県にすれば、やはり私のところに例がございまして、構造改善事業でミカンを植えました。植えるについてどういう品種を植えるか。県の普及所あたりでいろいろ研究してもらって、その結果、今非常に適地適作ということでも全国的にも評判がいいミカンができるという成功例もあるわけですね。ところが、片やそういったところがなかったがゆえに、せっかく植えたミカン、何年もたつてこのミカンが出たときにはこれが上がりをして全く売り物にならないという例もあるわけですね。

土壌が転作に適するか、そしてこれが本当に全国的に余り厳しい競合はしないか、こういった面のことも十分に頭に入れての計画をつくり、取っかかりをしていかないと成功しないというふうな考えますので、そういった点を十分配慮をいただきたい、こういうふうな考えておりますが、いかがでございましょうか。

○入澤政府委員 全く御指摘のとおりだと思います。

○北川(昌)委員 同じようなことでございますけれども、高付加価値の新作目を導入する、こうした場合に、その集落だけの積み上げということではなくて、やはり周囲には商工会議所、いわゆる販売の商工会議所あるいは森林組合あるいは農協、こういった団体があるわけですから、こういった団体のノウハウも一緒に入れてその村全体で事業を進めていくということにならないと、その集落だけの話し合いでは、先ほど申しましたような感情的な問題とかいろいろ問題も起きてくる危険性もあると思うのですけれども、そういう面での役割といいますか、そこら辺はどうお考えになっていきますか。

○入澤政府委員 各市町村ごとに経営指導センターというのを設けてまして、そこには普及所それから農協の職員、それから農業委員会等もみんな参加してもらいまして、そのほかに市場の関係者、食品産業のメーカー、それから中小企業のいろいろな経営診断をやるような人、いろいろな人を集めてセンターで具体的に相談にあずかるような仕組みをつくっていききたいと思っております。そこに行きましたら、その地域でどういう経営をやったらいいか、それから技術はどういうふうにとやたらいいだろうか、マーケティングはどうやたらいいか、どこの市場に売ったら高く売れるかとか、いろいろなことを相談できるような仕組みにしたいと思っております。ですから、農協等団体、普及関係者、農業委員会等の役割は一段と重要になってくるのではないかとこのうふうに、私は考えております。

○北川(昌)委員 それから、やはりこれからスタートするについては高齢者の知恵というものが大きな役割を果たすと思うのです。と同時に、こういった新規の事業を、作目を導入して農業を経営していく、一方ではこれに関連したいろいろな製品を付加価値をつけるというようなことも必要であるかもしれません。そのノウハウを高齢者は

持っているのです。かつては福祉対策も含めて各戸に牛を一頭ずつ貸し付けて、これが高齢者の皆さんのお仕事でしたけれども、もう今そういうこともできません、牛も集約化されていきましたから。こうした人たちは、お年寄りの皆さん方、しゅうゆをつくるとかおみそをつくるとかいろいろの工芸品とか、技術を持っていらっしゃるのです。こういったものを生かすこともこの事業の中で必要だろうと思うのです。こういった点は地元の問題だ、こうおっしゃればそれまでなんですけれども、国もそういう気持ちがないといけないと思ひますし、そういうことに對しての支援というのまた必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、高齢者は地域の活性化を図る上で貴重な経験と知識を有する大変重要な存在ではないかと思ひます。高齢者対策、人間押しなべて、働く意欲と能力がある限り働く場が与えられてしかるべきだと私は考えておりますけれども、そういう観点からしますと、農山村において農業あるいは農産加工業に従事するということは大変重要な職場ではないかと考えております。

全国でいろいろな例がありますが、今御指摘のとおり、みそ、漬物等伝統的な農産加工品を製造するところで高齢者がお役に立っている。地域の農産物やキノコ等を利用した伝統料理、木工品等伝統工芸品の製造、それから農林業体験とか伝統芸能、こういうもののインストラクター等、幅広くその経験と知識を生かして活躍をしておられます。

今度の中山間地域の振興は農林業などの活性化でありまして、農林業以外のいろいろな事業の活性化もあわせてやって、その地域全体を活性化させたいということでございますので、当然高齢者にも非常に重要な役割を果たしていただかなければいけません、そのためのいろいろな助成措置といひますか、予算上のいろいろな政策はこれから用意していく考えております。

○北川(昌)委員 先ほども出ましたけれども、いわゆる直接所得補償ということについて、お考えをお聞きしたいと思うのですけれども、経営改善資金それから安定資金、低利融資がされますね。しかし、耕地面積が狭いのです。山村に行きますと段々畑で、昔の三畝とか五畝とかいうのが集約されて何段になつていくわけで、そういう面では生産性も非常に低い。よつぱり付加価値の高いものが植えられれば別ですけども、そう簡単にはいかないわけでありまして。そうなりますと、今でも年間農家所得が五十万ですか、大きく伸びてくるとは考えられない。やはり今度はこれに専従するのではなくて、またどこかに仕事に行かなければ食へられない、食えないということになって、この事業が進んでいかない。したがって、やはり事業が確立するように一つの補償をする考えはないのか、検討をいただく考えはないか。

先ほどはそういうことはないとおっしゃいましたが、実は私は宮崎の出身でございますけれども、私のところの知事はなかなか偉いのです。県土の中で温度差が、宮崎から福島までの温度差がある。その温度差を生かしているいろいろな作物をつくって、高冷地では高冷地野菜とか菊とかこういったもので農業が成り立っていく。いろいろなやつてこれでした。所得も高いところもあるのです、なかなか大変なところもあるのですけれども、そういうことをしながら農業を守ってきたが、それでもなかなかいかぬということではないかと、そこもあるわけですね。どうにももうそういったことができないところには、一昨年からデカップリング、直接所得補償について検討しようということ、森とむらの会の高木文雄さん、元国鉄総裁ですね、この方に調査研究を委託いたしました毎年予算をつけております。

ただ、これはやはりそのことと同時に環境を守る、保全するという立場での検討に入っているようなのです。そういう面からいいますと、これが決まりましたと農家だけの財政支援はなかなかできない。そこでやはり国に要請しなければならぬという考え方を持っているようですが、そういうふうな現場ではそうしなければどうにも守れないところが出てきている。多いのですよ。そういったところに対してのデカップリングを私どもは提案をしているわけなのですけれども、やはり地方でそういう動きがあるわけですから、国としても御検討あるべきではないかと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○田名部国務大臣 たびたび御熱心にこのデカップリングのお話をいただくわけでありまして、今、現に中山間地農業をやっておりますから、そういう中で、じゃあどうされておるか。結局、収入が一定していない、そのみで生活できない人たちは、やはり場所によっては、近くに市があるとか働く大きな場所があれば、そこへ行つて収入を得ながら中山間地農業をやっております。一方ではそう働きに行けないところ、は、もう既に出て、あるいは仕送りとか年金とかいろいろなことでやっておる人もおるということになりますと、一様ではないのです。二種兼業と申し上げた方がよいと思うのですが、そこに補償を出せるかどうか、またそのことによって本当に若い人たちがそこに定着してどこにも行かずにやれるかという、いろいろなことを考えると、なかなか難しい。そこへもってきて、農村、中山間地を守っているのは働いている農家だけかというと、農家でない人、お店を経営したりいろいろな人もそこにおる。そつちは補償するがこつちは補償しないとかというケースを考えると、いろいろ出てまいります。

それからいま一つは、ECの場合には一農家当たりの平均支給額は一年間で十四万円です。十四万で本場に若い人たちがそこに残って農業をしていただけるだろうかという問題もあるわけですね。けたが違ふわけですから。日本だと月に十四万ぐらい出せばあるという人もおられるかもしれせんが、いづれにしてもそうしたことがありまして、今回、中山間地対策としては、地域の自主性と創意工夫を生かした取り組みを支援しよ

從來から中山間地には有利な補助率の設定もいたしておりますし、採択基準の緩和などの措置を講じておりますけれども、これらの施策に加えて、地域の特性を生かした農林業の振興、集落機能の再編強化、農林地の利活用の促進、そういうことを図るための新たな制度を創設するということといたして対策を強化していくことが大事であろうというふうに考えたわけでありまして、どうぞこういう面でまずやらしていただきたい。やっている中でまた新たな問題というものは出てくるかもしれませんが、そのときには今度どういう対策が必要か、いろいろと我々も模索しながらいい方向にいい方向に努力しているわけですから、そういうことで御理解をいただきたい、こう考えております。

○北川(昌)委員　この地区の、山村地域の人は今おっしゃったように確かに山振、過疎法、いろいろ網をかぶっておりますけれども、その中でもなおかつ余り恩恵を受けていない地区が多いんですよね。下水道、上水道あるいは病院、道路、本当にそれからわきに置かれた人たちであって、それでもなおかつ先祖伝来の土地を守ることといふことで、それが今度はその地域の環境保全にもつなげていっているわけですが、農業を続けてこられた。そういうものに対することも考慮に入れたデカップリングというものが検討されてしかるべきではないか、こういうふうに考えます。

これはお聞きしませんが、そういった面も含めて、それと、せっかく今度つくる山村対策でのそういった団体、これに支援することもデカップリングの一つにもなるわけで、そういったいろいろな形で検討をお願い申し上げておきたいと思います。

それと、これは山村問題で、農業を経営していくについて一番の悩みはイノシシとか猿ですね。これが悪さをするんですね。せっかく実りが来た目の前に、収穫時期が来た、全部やるんですよ

○高橋(政)政府委員 中山間地帯では特に最近
狼とかイノシシ、そういうものによる被害が問
題になっていることは我々も承知しております
が、対策といたしましては、爆発音というような
おどし器具を利用する、あるいは防護ネットなど
の物理的防除をやるとか、忌避剤をやるとかとい
う、そういうものとそれから捕殺するという方法
とを組み合わせてやることになるわけでございま
すが、今先生がおっしゃいましたように、どうし
てもなれてしまつてそういうものは効き目がない
というようなことで、どうも従来の手法では効果
的な対策が困難な場合が見られます。

そこで、我々もこの辺ちょっと検討しなきゃいけないということで、五年度から新たに、例えて申しますと、ある一定の場所を通ると必ずボンと音がするということですと、これはもうなれてしまつて全然効き目がありませんので、一定の場所を通りましてもランダムに、時間が決まつてなくて、ある場合は一分後、ある場合は十秒後とか、ランダムに爆発音を鳴らす、そうしますとなれることがなくていいとかそういうような技術、あるいは太陽電池を利用した電気ショックを与える方法であるとか、嫌いであるというような鳴き声とかいうか音を出すような方法であるとか、そんな技術を導入したモデル地区を設定いたしまして、何とか我々もいい防止対策を確立、定着、普及させようというようなことで考えておるところでござい

○御法川委員長代理 志賀一夫君。

○志賀(一)委員 私は、もう既にいろいろ議論されてまいりましたけれども、今回の新しい農水省省の政策の理念、その中では、農業、農村が有するもの、環境保全等多面的機能に着目した農業、農村土、非経済的価値の重視、二つ目には国際的な食

用、三つ目に効率的、安定的な経営体の育成等に
着目した農業の経済効率性の追求、この三つの重
要な視点をどのように整合性を図りつつ新しい農
政の中にどう具体化していくかがこれからの最大
の課題だというふうに考えますが、それらに対す
る方針についてまずお伺いをしたいと思います。
○田名都国務大臣 適切な農業生産活動を継続す
るということの中で、食糧の安定的な供給であり
ますとか国土、環境の保全あるいは生活余暇の空
間の提供、こういうことを図っていかなければな
らぬ、こう思っておりますし、そのためには意欲

的な農林業者の存在が基本的な前提となるわけであります。そこで、こういう人たちのために経営体の農地利用の集積を進める必要があるというふうに考えておりまして、また、これとあわせて関連する施策として、生産性の向上を図りながら環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業の確立、あるいは農村における生活環境整備などの地域活性化対策、こうしたものを総合的に推進をしながら農業、農村の持つ多様な機能の維持増進を図っていくということにしておるわけであります。

○志賀(一)委員　こういう中で私も痛感いたしますのは、農業の公益的な役割、やはりこういうものを考えるときには当然そこに非経済的な要素というものが働いてくるわけでありますが、それ

いますし、かしかなから、現状をずっと見ておりまして、担い手もいない、あるいは嫁対策をどうするか、いろいろ課題があるわけですね。そう言いつつも、やはり所得が一定のものでないとならないということになると、今申し上げたように、その所得が上がる程度の規模のもの、土地利用型、稲作の場合は二十ヘクタール程度、あるいは複合でやった場合、これは一つの目安でありまして、どういふふうに組み合わせるかというのはその地域の実情というのがありますから、土地のないところで規模拡大、拡大と言ってもこれは困難でありますし、ですから、いろいろな組み合わせの中でどうするかという、利益追求ばかりではないのですけれども、基本的なところは、生活が安定しないところに意欲的に農業経営をやるかということとを考えると、おっしゃるとおり国土という面から見ればそういうことであります、農業生産が

上がる中で、その生産をしているうちに、一方で環境でありますとか国土というものが保全されておるんだということに考えていかなければいけないのではないかと考えております。

○志賀（二委員） この問題はまた後で触れたいと思いますので、具体的な課題でお聞きをいたしたいと思ひます。

それは、平成二年一月に公表いたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」に立つた西暦二〇〇〇年の国内農業の枠組み、すなわちカロリー自給率五〇％の維持、優良農地五百万ヘクタールの確保、国民一人当たり二千キロカロリーを供給し得る国内生産体制の堅持を当面の達成すべき政策目標として明示し、これを実現する方向の適切な国境措置と国内農業政策の内容を整備し、必要

な財政負担と消費者負担をあわせて国民に提起を
してその是非を問うべきだ、こういうふうな閣議
決定があったわけでありませうけれども、これにつ
いていまだ少しく具体的な方針をお聞かせいただ
きたいと思います。

○上野徳政府委員　長期見通しで示しております自給率の見通しは、我が国の農業の持つております力を最大限に發揮するということによって実現をする水準というものを意欲的に見通したものでございます。

しかし、一方で現実問題として食糧自給率は低下傾向にあるというところでございます。これは御案内のとおり、国民の食生活が非常に豊かになりまして、そういう食生活の変化が食糧自給率の低下ということに結びついているというところだろうと思われましてございまして、農地の面積にとも限りがあるわけでございまして、自給率を上げていくということについてはなかなか容易ならざる問題があるわけでございます。

したがいまして、食糧自給率の低下傾向に歯止めをかけていくことを今度の新政策でも非常に大事な考え方として立てているわけでございますが、そのためには生産性を一層向上いたしまして、品質やコスト面での改善を図ってまいることによりまして、可能な限り国内の農業生産を維持拡大するということが大事になるわけでございます。

こういう目的のために、特に土地利用型の農業
 につきまして、経営感覚にすぐれた効率的、安定
 的な経営体を育成するという今回の新政策の考え
 方を打ち立てたわけでございまして、そういう経
 営体によりまして土地改良事業などを積極的に進
 めて、それによって出てまいります優良な区画の
 大きい園場というようなものを使って、さらに先
 端的な技術開発なども進めながら、そういうすぐ
 れた技術力のもとにまた新たな生産体制を築いて
 いく、そういうことで初めて達成されることにな
 るということでございます。

したがしまして、今申し上げますようなこと

につきまして、私どもとしては一層の努力をしてまいること考えているわけでございます。

○志賀(一)委員　自給率の低下に齒どめをかけるための具体的な政策目標及び政策内容がこの中で、は全く示されていないのであります。したがって、そういうお考えがあれば具体的に明示すべきだ。効率的な、安定的な、望ましい経営体の提示とそれを育成するための構造政策の展開のみをもって農業の担い手を育成し、一定の国内生産を確保し、自給率の齒どめをかけることは極めて困難ではないか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○上野博 政府委員 ただいまも申し上げましたとおり、各般の施策を総合的に実施いたしました、それによつてようよう達成される意欲的な早通しの水準が長期見通しに載つておる水準であることはまことにそのとおりでございます、その達成がなかなか簡単でないだろうということは委員御指摘のとおりだと考えております。しかしながら、ともかく二十一世紀に向けまして我が國の農業が生存して発展をしていくというためには、現在のいろいろな状況から見ますに、私どもが提示をいたしておりますこの新しい政策体系、これをもつて対応する以外に方法はないのじゃないか、これを努力をして実現していくということが、難しいながら自給率の低下に歯どめをかけることにもつながるのではないかというふうにも我々は思つて、努力しようということを申し上げているわけでございます。

○志賀(一)委員 言っていることは私もわかるのです。しかし、自給率を二〇〇〇年に五〇％に置く、そうならば、その目標に向かってどういう作物を、どういうものを一体どういう年次計画を立てて生産を増加していくのかという具体的なプロセスを国民の前に示さないで、頭の中の文章だけでこういたしますという理屈では、私は納得がいかないと思うのであります。しかも、カロリーベースでもあるいは穀物から見ても年々自給率が下がっている、これ以上下げたら大変だという思

いがありますから、その辺は、ここで五〇%という目標を決めたなら、それに向かって何をどうする、酪農はどうする、野菜はどうする、そういう具体的なプロセスを国民の前に提示することが新農政に対する大きな期待になって、そして農家の皆さんの、ではやろうかという意欲を引き出すことになるわけです。そのプロセスを明らかにしないで理屈だけ言っても、それは我々としても承服するわけにはいかぬと思うのです。

○上野(博)政府委員　プロセス論といったときに、言っておられる意味と私が受け取る意味の間に差があるのではないかという気もいたすわけでございますけれども、新政策の中で土地利用型の農業、稲作につきましては、私どもとしてそのプロセスをお示ししたと考えているわけでございます。確かに、それ以外の作目につきまして、稲作に匹敵するほどのプロセスといえますか、将来の稲作というようなものをお示していないのは事実案でございますが、これにつきましては、これから鋭意農政審議会の小委員会あたりに御検討もいたさながら、この夏ぐらいをめどに、主要な作目について将来の姿を描く、プロセスを描くという努力をいたしたいと考えております。

○志賀(一)委員　米についてはそういう方針を明らかにした、こういうことでありますけれども、あれはやはり五十年に一つの政策目標を描いたにすぎないじゃないのですか。そのプロセスは明らかにしていないでしょう。本当にやろうというのを出すというのが当然じゃないでしょうか。もう一度お伺いしたい。

○上野(博)政府委員　ただいま申し上げましたように、稲作以外につきましては、将来の姿であるとか取り組むべき課題であるとか、現在の技術体系等から見て実現可能な経営の姿というものもお示しをするつもりで努力をいたしているところでございますが、先ほど来申し上げましたように、プロセス論の理解の仕方に差があるのではないかなというふうな気がいたします。

私どもとしては、稲作について言えば、新政策の中でお示しを申し上げましたような将来の稲作の経営体というものをつくり上げるべく、本日とも御議論をいただいておりますような各種の法制の改正について、新たな考え方の方へ向かった取組みを御相談申し上げているわけでございます。それからまた、予算的にも、平成五年度の予算におきましては、各般にわたりましてああいう新政策の考え方に沿った施策をとっているところとございまして、これからもさらに必要があれば、そういう方向に沿った努力をいたすというつもりでございます。

○志賀(二)委員　やはり時は待たないのです。もう毎年、農産物の輸入はどんどんふえる、そして食糧の生産というものは待たないで年々下がっていくのです。そういう中で、やはりもっと具体的に速やかにいろいろな作物について提示をして、国民の皆さん、農家の皆さんが魅力を持ち得るような政策を具体的に出示してください。ぜひお願いしたいものだと思います。

話は違いますが、昨年の端境期には米の手持ち量がわずかに二十六万トンとかと聞いておったわけでありまして。非常に背筋を寒くするような量だと私は思うのでありますが、やはり今の我が国の食糧政策を考えた場合に、ある程度の食糧の備蓄政策というものは当然あつてしかるべきだと私は思うのであります。

そこで、別な例でありますが、今の低下する食糧の自給率を考えたときには、何かがあれば大変なことになる。御承知のように、石油は九二年度で百四十日分備蓄をいたしております、それに必要なお金は三千四百四十五億、まさに農林予算の一分を石油の備蓄政策に使っているわけでありまゝ。いまだ少し農林大臣も、こういった政策について元氣を出して予算要求をしてやるべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○上野(博)政府委員 私どもの住んでおります日本、この国におきまして、この国が持っております

いろいろな条件のもとで、現在の我が々が享受をいたしております豊かな食生活を続けていくということになりますと、やはり国内生産と輸入あるいは備蓄を組み合わせる食糧の供給を安定的に行っていくことが必要だ、その中におきまして、備蓄についてもその役割は果たしていかなければならないというふうな考えでいるわけでござい

ます。その際の備蓄の考え方になるわけでございすけれども、輸入障害が発生いたしましたときの一時的な食糧供給の減少という不測の事態に対応するための手段だというふうな我々としては位置づけているところでございまして、輸入依存度の高い小麦であるとか飼料穀物及び大豆につきまして備蓄を現在でも実施いたしているところでござい

ます。ただ、備蓄の数量ということになりますと、品目ごとの需給の実態あるいは費用と便益、コストが非常にかかるというようなことを総合的に考えまして、妥当な水準で備蓄を考えるべきじゃないかというふうな思っております。現在政府の助成によりまして確保いたしております備蓄数量というものは、品目によって若干の違いはございますけれども、おおむね年間消費量の一月分から三ヶ月分程度になっておるところでございす。

○志賀(一)委員 今一月から三ヶ月ということを言っているわけですが、現実にはそういう備蓄をやっているのですか。何か余り記憶にないのですけれども。

○上野(博)政府委員 私ただいま申し上げましたように、政府の助成でそういう水準の備蓄をいたしているところでございます。

○志賀(一)委員 それでは、秋以降の備蓄している数字をずっと出していただけますか。当然でしょう。それから、そのためにどれくらいのお金を使っているのかもあわせて出してくださ

い。○上野(博)政府委員 経費につきましてはただいま手元に数字を持っておりませんが、数量につ

ましては、食糧用の小麦で平成五年度の計画が九十二万トン、飼料用の穀物としてトウモロコシ、コウリヤンを合わせて八十万トン、大麦が四十万トン、大豆が八万トン、こういう数量でござい

ます。○志賀(一)委員 お米の方はどうなっているん

ですか。〔御法川委員長代理退席、委員長着席〕

○上野(博)政府委員 お米については、米穀年度末の持ち越し数量というのがそういう役割を果たす数字ということになるかと思ひますが、平成五米穀年度の末でたしか四十万トンの数字だったかなというふうな思ひます。この点、確認をいたしまして、後ほどお答え申し上げますと思ひ

ます。○志賀(一)委員 四十万トンといえば、二日か三日しか知らぬけれども、もう本場に徴たる数量だと思ひますので、今後備蓄政策についてはひとつ抜本的な対策をとれるように御検討いただきたいと思ひます。

次に、私は中山間地域の現状についてお聞きをいたしたいと思ひます。

御承知のように、中山間地域は過疎化、高齢化の進行、就業機会の不足、耕作放棄地の増加や森林の維持管理の停滞、生産基盤の整備のおくれ、生活環境の整備のおくれ等で極めて厳しい状況下にあることから、緊急な対策を立てるべきであるとして、中山間地域の総合的な振興を図るには、農水省のみならず関係各省が話し合つて、ひとつ体系的な取り組みをすべきだということで今日まで議論を深めてきたというふうな思ひのであります

すが、その経過と結果についてお聞かせをいたしたいと思ひます。

○田名部国務大臣 御案内のとおり、中山間地域は四割を占めておるわけでありまして、これは農業の四割でありますけれども、地域の基幹的な産業である農林業の振興を初め、良好な生活環境の確保でありますとか農用地及び森林等の地域資源の適正な利用及び保全、さらには地方都市との道

路アクセス条件の改善、医療、福祉、そうしたものの充実を図りながら定住条件の整備を進めていかなければならぬと考えておまして、これまでいろいろな施策を推進をいたしてまいりました。しかしながら、経営の担い手の減少、高齢化の進展の状況から、今委員お話しのように、閣議で私から、農林水産省だけではなかなか対応ができません、よって、各省庁の御支援もいただきたいということもお願いを申し上げました。

これからの、先般、国土庁、自治省、私の方でいろいろと勉強会等もいたしながら、今回御審議いただいております特定農山村法案においては、中山間地域の条件に即応した新規作物の導入等による農業経営の改善、安定の促進、あるいは農林業を中心としてその他の事業を含めた活性化のための基盤整備を促進するため、所要の税制措置あるいは地方財政措置、そういうものを関係省庁が連携協力して総合的に講ずるということにいたしておるわけであります。

○志賀(一)委員 中山間地域では、地域の施策として、畜産、野菜、果樹、養蚕など、立地条件を生かした労働集約型、複合型の農業や有機農業、林業、農林産物を素材とした加工業、観光などを振興するほか、定住条件の整備や地域資源の維持管理に資する各種施策の一層の強化を図るとともに、財政上、金融上の手厚い措置を講ずることに

よって農林業等の経営基盤の整備と体質強化を図り、あわせて地域資源の有効活用や工業導入等を通して安定収入の場を確保することによって所得確保を図りたいということが、農水省の中山間地帯に対する一つの考え方でありまして、そのことに私はなるほど、文章としては立派なものだとい

うふうな思ひます、また、方針としても間違っていないというふうな思ひのでありますけれども、はいないというふうな思ひのでありますけれども、もしならば、今もう瀕死にさまよっている養蚕業をどうやっていくのか、桑が伸び放題となつて

いる現況の養蚕業をどうするのか、それからまた、若い者がこの中山間地域、特に山村地帯にお

うやうや工業導入をするのか。今求められているものは具体的なんだ。それがなくて、若い者が

中山間地帯に定着をし、喜んでそこに定住の地を求めて一生懸命農林業をやっているという気分にはならないというふうな思ひのであります

が、この辺についての具体策についてはどのような考えなのかをおただしをしたいと思います。

○入澤政府委員 中山間地域のみならず、農山村で生き生きと若者が農業をやっている事例を見ていますと、およそ四つの項目が抽出されます。一つは、安定的に所得が確保される。もう一つは、

先ほどちょっと申し上げたのですけれども、開かれた村づくりがありまして、いろいろな技術、いろいろな文化が抵抗なく入ってくる、それから

長老、老人の皆さん方も若者のそういうふうなことをよく理解する。三つ目は、生活環境のいろいろな施設を初め、道路等のアクセスも整備されて

まして、一、二時間もすればちょっとした中核都市に行きまして都市の生活も味わえる。四つ目は、我が村は美しくということ、自分の村を誇りに思うような町づくりや村づくりがなされている。こんな条件が、いろいろな事例を読んでもみ

業導入とか流通施設の設置をして商業等も活性化させていこうということを考えたわけでございます。

既存の各般の施策、制度を可能な限り動員したい、そのためには、それぞれの省の持っている事業をうまくここの地域に当てはめていかなければならないという問題があります。これらにつきましましては、国土、自治、農林省のほか、建設省、通産省も主務大臣になりましたし、それから厚生、運輸、郵政等の各官庁も協議大臣になっておりますので、十分に話し合いをしながら、先ほど申しました四つの条件を充足するという観点から政策を展開していきたいというふうに考えているわけでございます。

○志賀(一)委員 今お話しいただいた四つの方向については、私も全面的に異論はないのです。しかし、それをどう具体化していくのかということの中では、この中山間地帯の中で具体化しているのは低利資金の融資制度が主要な柱で、あと具体的なものが何かあるのでしょうか。法律自体としては立派なものができていると私は思っているのですけれども、しかし、じゃそれにこたえてこの地域の農家の皆さん、特に若い人たちが飛びついてくるような法律案であらうかということになれば、私はどうも納得がいけない、これが現状ではないでしょうか。

どうです、もう既に過去においてこのような文章に書いたことは実質的なことなのですね。今土壌場に来ている中山間地帯をどうするか、具体的にどうするかが今最大の問題だと思ふので、それにはこの法案はこたえていないのじゃないでしょうか。

○入澤政府委員 今御指摘のとおり、既に山村振興法、過疎法、その他各種の地域振興立法がございます。こういう地域振興立法に基づきまして計画が立てられ、公共事業等も逐次計画的に入っているわけでございます。そこにもつてきまして、この条件不利地域である中山間地域に特別な対策を講じなければいけないということを考えま

で、かなり難しい作業だったわけでございます。既存の地域立法と調整をしながら中山間地域立法を考えるわけでございますから、よくよく実態調査もしなくちゃいけない。私も九州の山の奥まで行ってよく見たり、群馬県なものですから、群馬県奥へ行ってよく実態を見たのかなかしてききました。

そこで気づいたことは一つ、やはり平地に比べまして土地の条件が悪いということから、土地の利用が粗放利用である。急傾斜地帯、傾斜度が非常に高い地域が多いものでございますから、田も畑もばらばらに存在する。耕作放棄地もあり、それからまた、いろいろな施設用地もばらばらにある。そこでうまくやっている事例なんかも参考にしてみますと、粗放的な土地利用を最適な土地利用計画に改めなくちゃいけない。その中でも、特に最適な農業の土地利用、農業を中心とした土地利用計画というものをつくらなくちゃいけない。その上で経営改善計画をきちんとつくっていくというところでございます。

そういう場合に、土地をいじくるために、今いろいろな法律がございます。農地法、農振法、それから都市計画法等々ございますけれども、そういう法律に基づいて、一遍ごとによったんじや、一筆ごとに許可を受けていたんじゃないかというところで、この法律では既存の法律にない新しい法律制度を工夫したわけでございます。それが所有権移転等の事業でございまして、一定の話し合いのもとに一定の権利関係の調整が行われた場合に市町村が計画を立てて公告をする、そうしましたら、AさんからBさんに農地が移る、あるいはAさんの農地を林地に転用する、あるいはAさんの持っている耕作放棄地は施設用地に転用されるというふうなことが公告によって効果が発生するということを工夫したわけでございます。まず、土地の制度から始まりました。土地の制度の見直しから始まりまして、中山間地域活性化の条件を整備することにしたわけでございます。

そして、今度はその上に具体的に何をやるかというところでございまして、これにつきましては、私どもでも新しく中山間地域の総合土地改良事業の予算もこの予算で獲得いたしまして、またそれを使いまして、中山間地域の土地状況の整備をしようということにしております。そのほか、農村工業導入の予算であるとか各省の持つておる予算を適宜適切に配置していきたいというふうに考えているわけでございまして、この法律には具体的な助成手段というのはいりません、既存の各種の助成手段をこの法律でつくった新しい仕組みの中に当てはめるということで、既存の法律制度との調和をとった形で進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

○志賀(一)委員 今のお話、しばらくは待ちましよう。しかし、本日に私どもが期待するような政策が出てくるかどうか。

そこで私は、先ほどもお話がありました、やはり低利資金だけではどうにもならぬ。そんなことで今農家の皆さんが飛びついてくるなんて考えたら、それはもうどうかしていると思うので、それよりもデカップリング政策を全面的に、スイスでやっていることを、EC諸国でやっていることをそのまますくくり見習えということ、まねしろということではありません。そういう考え方の発想のもとで政策を少なくともやらない限りは、不利益な地域に対してこれからそういう政策をやらないければ、その地域に住んで農業をやろう、林業を大事に守っていく、景観を維持しよう、そういう考え方の青年はいないだろう、全く皆無になるだろう。そういうところから、いろいろこのデカップリング政策についても議論がありますが、根本は、やはりもっと日本的なデカップリング政策をやれないものか、こういうことでひとつ大臣にも模索してほしい。

さっきECでは十何万云々というお話がありましたが、今、今の時点で同様に、ECで十何万やっているのを日本になんという、そんな考えは私も持っていない、大臣も例えは話で出し

たのだらうけれども、スイスでは年間二百万から三百万くらいの助成をやっているというふうになっているわけでありまして、そういう制度があればもっとがらっと変わって、これの期待感もあるし、例えばスイスの場合は、標高差によって五段階に分けてその段階ごとに所得、お金を補助する、こういう政策をやっているわけでありまして、何かしらそういうものはないかというものが従来の話し合いの中では行政当局の、農水省の考え方ですけども、単になじまないということに対処していたのは日本の農業も農村もなくならない。そういう立場からやはりどうしたらいいかを模索をして、みんなで知恵を絞ってひとつ対策を立てようではないかということとを私は大臣に求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田名部国務大臣 条件が全く違うのです。基盤整備が完全に終わっているECと基盤整備が進んでいない日本、そういう大きな違いもありますし、混住化社会でないという違い、いろいろな条件があります。今、ECのこの補償金の支給額、先ほど私は一年間に十四万、こう申し上げました。幾らなら適切なものかという問題も我々は考えたわけではありますからわかりませんが、平均すると十四万一千円にECはなるのですが、スペイン等は年間五万円、今多いところのルクセンブルグで五十二万六千円、イギリスが四十九万三千円、これが二番目でありまして。少ないところは、ギリシャ等も五万五千円とかいろいろあります。ですから、あれは国々によって違うからいいようなものではありますけれども、日本一カ国でこれをやろうとした場合にこんな差がつけられるのかどうかという問題等もいろいろありまして、なかなか熱心にデカップリングのお話をいただくのでありますけれども、どうも、日本としてこれをやったときに、一体国民的に合意を得られるかどうかという問題もございまして。

いずれにしても、本日にこういうことで残って農村社会を守ってくれるかどうか。しかし、現に

大変厳しいとはいながらもこういう中山間地で農業で頑張っている人も今あるわけであります。これをもう少し支援をしていこうということから、先ほど局長がお話しになりましたような新しい仕組みでお図りをしながら、何とかこの地域の活性化のために努力していこう。

私も、就任以来随分日本国じゅう、時間があれば回ってまいりまして、観光でうまく農業と結びつけてやるとか、地域によっていろいろなアイデアを持ちながらやっています。さつきもお話したように、農業協同組合がそれぞれ働く場所を集落ごとに確保しながら一生懸命それに取り組んでいる。それは加工から流通まで一切やっている農業協同組合、伺いましたら、五百人ぐらい抱えて、他県にセールス、営業所を設けてやっているという話なんかも聞きました。まあまあいろいろな条件のところがありますけれども、いいところは大変よく頑張ってくれておるな。問題は、ひどいところもあるわけですから、そうしたところをどうしていくかということもありますので、今直ちに、E Cと同じでないといながらも、直接所得補償方式ということとはなかなか導入できる環境にないというふうなことを考えております。

○志賀(一)委員 これだけで時間が過ぎてしまっただけで困りますので、しかしやはり今の政策では、何回も申すようですが、結論的に中山間地帯が活性化するということは恐らく期待できないのではないかと。

実は一年前ですが、私の福島県の会津地方に行っていました。環境保全林の落成式に二カ村が一緒にやって、前の渡部通産大臣と一緒に来てまいりました。しかし、あの環境保全林、一億から二億とか三億とかかかっているそうなんです。あんなにたくさんのお金をかけて一体地域の活性化にどれだけの役割と使命を果たすのかな、こう思ったときには、こういう従来のような政策のあり方ではだめで、もっと別な角度から新しい政策をつくっていかないと地域の活性化には本当につながらない、こういうふうには私は思った

わけですが、いずれにしても、デカップリング政策というものを学びながら、やはりどうやら中山間地帯の活性化が可能なのかという模索を、私ももちろん頑張りますが、農水当局もひとつ十分御検討いただくように求めたいと思います。

次に、農地の流動化、集積化について若干お聞きをしておきたいと思いますが、従来とも農業基本法制定以来、何度か法律の制定によってその促進に政府は努めて今日まで来たと思うのでありますけれども、なかなか農家の経営規模拡大ということにはつながってこなかったのではなからうかというふうに思います。それは、やはり今の農村の実態を十分把握した上での施策ではないから、結局空回りにならないうのが私の考えであります。

それで、私がその点指摘をいたしますと、例えば農地を売買する価格の評価が非常に困難な点もあります。それから、貸借関係はなかなか条件がそろってこないという点もあります。それから、農業に対して中山間地帯でも魅力のあるような政策がないから、したがって借り手がないうという点もあります。中山間地帯は、農地が細分化し、また所有権の交錯等で大規模化あるいは機械化の高度化は難しい、こういう地理的な条件もあります。農地に対する農家の皆さんの資産的保有意識があるとともに、最低生活を維持するためにはやはり防衛策として食糧の生産に固執するという生来的なものもあります。

それともう一つ大事なことは、政府の施策に対して不信感が非常に強いということだと思えます。かつては、桑を抜くというときには逆に桑を抜かないでおいだいた方が、奨励金をもらって抜くよりも抜かないでおいだいた方がよいということで、三年後は今度はまた桑を植えろという奨励金があったり、そういう過去のことがありますが、先ほども猫の目農政というふうに言われたけれども、今、米の減反政策、転作対策が続けられる一方で、増産のための水田の復元対策事業も昨年から

らこととして二年目、やられているということなども、農政に対する不信に一層輪をかけているというのが状況であります。

もう一つは、農村地区の進出企業が下請中小企業のために、賃金が安くてそして経営が不安定で、不況となれば直ちに影響してそのはね返りを受ける、そういうところから一層土地への執着を強めて土地を放したくない、こういう状況がいろいろあるわけでありまして。

ですから、こういう状況を一つ一つ丁寧に解決の方向を見出していかないと、農地の流動化ということとは絵にかいたもちにすぎないというふうになるのであります。過去の経緯にかんがみ、これからどういうようなお考えでこの流動化を進めようとおられるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○入澤政府委員 流動化につきましましては、思ったほどという問題があるのですが、それにしても一応着実に進んでいるわけでございます。農業基本法制定前の三十五年と平成四年と比較してみますと、二ヘクタール以上の農地を持っている経営層のシェアが一三・三％から三六・二％にふえました。五ヘクタール以上は〇・二％にふえたのですが、これが七・一％になりました。北海道では十ヘクタール以上の経営層が三十五年には一七・八％でありましたが、平成四年には八一・三％になりました。二十ヘクタール以上は〇・九％だったのですけれども、六〇・八％というふうになっております。

いずれにしても、今先生御指摘のとおり、土地に対する執着、それからまた資産保有意識というのには非常に強うございます。そういう意味で、流動化政策の中心は、所有権の移転から利用権の設定の方向にどちらかというと主流を移してきたわけでございます。それでもなお利用権の設定が十分にいかないということで、農作業の受委託とか、これも全面受委託、部分受委託、その農作業の受委託まで含めて何とかして農地をまともて連担化して、そこで経営規模を大きくして生

産性が上がるようにしようじゃないかということで、農地銀行活動、農地保有合理化事業のいろいろな政策手段、農用地利用増進事業の政策手段等駆使してやっているわけでございます。これは、今回の農業経営基盤強化法を通していただきまして、その法律に基づきましてさらにまた一段と政策を強化していきたいというふうに考えているわけでございます。

○志賀(一)委員 今のお話は一応わかりましたけれども、なかなかこの流動化というのは難しい問題でありますので、私が申し上げた諸点について十分検討しながら、また状況によっては法律の改正もして前に進むように、ひとつ御努力願いたいと思います。

その次に、土地の利用区分の明確化についてお尋ねをしたいと思います。

私は、優良農地はあくまでも確保しなければならぬという立場で、土地の利用区分を明確にする必要があるというふうに思います。理由は、食糧の自給率に歯止めをかけ、むしろ引き上げなければならぬからでもあります。第二は、規模拡大、集団化に支障がないような対策を講ずるべきである、この二つの理由からであります。

かつて農振法施行当時は、やみくもに大きな網をかぶせたのでありますが、時代の変化とともに、農村工業の導入のため工場敷地になるとか、住宅団地の造成とか、あるいは公共用地の取得等によって漸次農振地域が蚕食されて、農業情勢の変化から優良農用地に対する認識の度合いが薄まってきたことなどを加えて、農振法の存在すら軽視されてきた現状ではないのかというふうに私も考えざるを得ないと思っております。したがって、優良農用地の区分を明確にして、農業の公的使命感達成のためにも、農振法等必要な改正を行うなどの措置を今とるべきではないのか、こういうふうには私は思いますが、このことについては、ひとつ大臣にその考え方についてお聞きをしたいと思います。

○入澤政府委員 大臣の前に、ちょっと事務的に。

御指摘のとおり、狭い国土の上で非常に高密度な経済社会活動が行われておるわけでございいますから、工場用地とか住宅地等の土地需要にも対応しなくては行けませんけれども、我々としてしましては優良農地を確保していくということが一つの使命でございいます。このために農振法がありまして、集団的な優良農地を対象にいたしまして農用地区域という線引きをやっております。この地域におきましては、農地転用とか開発行為を抑制して優良農地の確保を図ることにしているわけでございいます。やむを得ず農用地区域において農業外の土地利用を行わなくてはいかぬという場合にあっても、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、あるいは変更後の農用地区域の集団性が保たれることなどの条件を満たす場合に限りて農用地区域からの除外を認めております。

今後ともこういう方針でやっていきますけれども、御指摘のとおり、あしき転用例とかあるいは無断転用も数々あります。全国農業委員会を奨励いたしまして、無断転用のパトロールをきちんとかやるようにということで、これも予算を獲得して、パトロール月間等を設けてやってっております。

それからまた、都道府県等の公共機関による転用につきましても、集団的な優良農地を確保する面で問題なきにしろあらずというところも散見されますので、そういうところの対策もきちんとかやっていかなくてはいかぬということで、今いろいろと検討をしているわけでございいます。

○志賀(一)委員 先ほども申し上げたように、よく私が食糧の自給率を高めるべきだと言った、そんな土地がないからなかなか上げられないよというのがいつも大臣の答弁ですが、そういう意味でもこれ以上優良農用地を少なくしないために、やはりもっと農振法の強化なりあるいは別な面からの何らかの方法がないものか、こういうふうにかえているところであります、それらについて

総合的に検討していただきたい、そんなふうに思っています。

時間がなくなりましたから、一点だけ大臣に聞かせをいただきましたと思います。

今年度の農林予算についてでありますけれども、パーセントのみについてお聞きをいたしたいと思うのでありますが、国家の予算全体に対する農林予算の対比で見ますと、五十四年度で九%であったものが平成五年度ではわずかに四・七%というふうになり、まさに激減をいたしております。うち一般歳出ということでも考えましても、五十四年度で一・八%あったものが平成五年度の予算では八・四%と、それぞれ大幅に農林予算が減っておりますことは非常に残念だと思っております。どうか農林大臣、持てる力をひとつ精いっぱい出し切つて、これからの食糧の問題は決して生産者だけの問題ではなくて、国民全体、消費者全体の重要な関心を持っていく課題でもある。しかもなお、自給率が極めて低いという現状を考えれば、もっとも農林予算をふやして農村のいろいろな要求にこたえ、農業の活性化、蘇生化に全力を尽くしていただきたい、そんなふうな思っているところでありまして、大臣の方針をお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○田名部国務大臣 国の予算の中には、地方交付税でありますとか国債費というのがあります。これが大きく伸びていきますと、率から見れば確かにおっしゃるような御指摘をいただくわけでありますけれども、一般歳出の中で私も政策的な予算というものは何としてもふやしていきたいというところで、随分頑張ったつもりであります。何分にもシーリングの中でありまして、思うようにふやすことができないというところは御理解いただけるところであります。そういう中において、この新政策給付の予算というものはこれから着実に伸ばしていかなければいかぬというふうにかえております。

○志賀(一)委員 ありがとうございます。

○平沼委員長 沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 今私どもが審議しております関連法案の水源地というのでしようか、源は、今さら申すまでもなく新政策、昨年の六月に発表されました「新しい食料・農業・農村政策の方針」であります。この文書を見ましたとき、出だしの部分、「政策展開の考え方」という部分を見たときに、私も非常に明るい展望を見出したような感じがしました。農民団体、農民の方にお聞きしました、いいものが出た、こういう考え方が出たということは大変うれし、こうおっしゃっているのです。それはどこかといいますが、もう私がくどくど申し上げるまでもないのですが、部分的に読み上げてみたいと思うのです。それは要するに、農業、林業の果たしている公益的な役割、国土保全、環境保全に対する役割というものを評価した。今までになかったわけです。遅かったと思うけれども、とにかくいいことだと、まあ涙をこぼして喜んだ人もありました。次のような部分があります。

我々は、我が国の森林や農地が持っている国土・環境保全機能を見直し、先人の長年にわたる努力によって築き上げられてきたこれらの掛け替えのない財産を、良好な状態で後世代に引き継ぐことが求められている。

農業及び農産物が営まれている農村地域は、国土・環境保全といった多面的かつ公益的な機能を有している。そして、これらの機能はそこに定住している人々の適切な農業生産活動を通じて維持増進されている。

特に水田は、連作が可能で、洪水防止、水資源のかん養などの機能を併せ有する優れた生産装置であり、国民的視点に立ってこの機能が適切に維持増進されるよう努めていく必要がある。大臣に最初にお聞きしますが、これが今後の農業政策、林業政策の基本である、これを基本にしながら今後政策が展開されていくんだと理解したいのですが、大臣の御所見をまず承っておきたいと思ひます。

○田名部国務大臣 おっしゃるとおりでありまして、農業の果たす役割、農山村は、農業と林業、こういうものを大事にしていくことによって、洪水の防止でありますとか水資源の涵養あるいは土、大気保全、緑豊かな景観の保持、そういう重要な役割を農業、林業が果たしているわけです。これがおかしなことになりますと今申し上げたようなことが、全体のバランスが崩れて我が国にとっても大変な損失になる。したがって、農林業、農山村の持つこのような公益的な機能を維持増進させていくことが非常に大事だ。ただ守るだけではなくて、業を通じて守っていくという考え方であります。

○沢藤委員 さて、それを数量的にあらわすことができるかという問題になるわけであります。これは引用しますと、例えば農業、農村の持っている多面的な機能、公益的な機能、国土保全、環境保全、水の保全、土の保全、大気保全、生物の保全、さらには保健休養機能、さらには人文社会学的機能というふうなたくさん公益的機能があらはれる。これを評価する手段として代替法とかヘドニック法、サーベイ法という方法があるわけですが、その中の手法によってこの機能を経済的な評価額に換算した場合に一年間で十二兆円になるという数字がございいます。

時間の都合上、私の方から申し上げて、その私から申し上げたことに対する御所見を賜りたいのですが、これは、今申し上げたのは水田の有する公益的機能であります。詳しく言えば、水田の機能が十一兆八千七百億円。さて、森林の効用評価額は昭和六十一年の数字であります。水源涵養とか、土砂が流出するのを防止するとか崩壊防止であるとか、保健休養機能であるとか、野生鳥獣保護機能であるとか、大きいのは酸素を供給し大気を浄化する機能、これらを総計しますと一

年間三十二兆五千九百億円という数字が出てきております。この数字について、これでよろしいかどうか。

○上野(博)政府委員 数字を手元にちょっと持ち合わせてないものもあるのですが、ヘドニツク法の十二兆円というのとはそのとおりだというふうに思います。それから森林の持つております公益的機能の評価の問題につきましては、多分三十二兆円ですかと思えますけれども、ことしの白書におきましては、これをインフレ率を掛けまして三十九兆円というふうに表示しておったかと思えます。

○沢藤委員 先ほど私が申し上げました数字は、森林に關しては昭和六十年ですから、今おっしゃったようにふえていないと思えます。林野庁の試算ですから、これはうそはないと思えますね。それから、さっきの水田機能に対する試算ですけれども、これは農水省が委託した研究所の数字ですから、これまた間違いないと思うのです。その時点での数字を合計しますと四十四兆円ということになるわけですね。もっと上向いていけるだろう。

さてそこで大臣、先ほどから議論をお聞きしていますと、環境保全、国土保全というこの農山村機能、特に私は、中山間地帯が川上ですから、先ほど申し上げた国土保全、水涵養からいうと平野部よりも非常に重要な役割を果たしていると思うのです。そこに対して、四十四兆円と言ひませんけれども、先ほど来我が同僚議員が指摘しておりましたように、デカップリングあるいは何らかの形の支援をすべきじゃないかと思うのですが、もう一度お答え願ひいます。

○田名部国務大臣 農業、林業が農村に果たしている今お話しした国土、環境保全、こういうものは、今後とも適切な農業あるいは林業活動を通じて維持増進させていくことが重要だというふうには私は考えておるわけでありまして、

特に中山間地域につきましては、農林業の担い手の育成あるいは確保、また基盤整備などの施策の推進することによって必要な条件整備に努めることとしながら、あるいは従来から有利な補助

率の設定、採択基準の緩和、そういうことをやってきたわけでありませうけれども、これに加えて、地域の特性を生かした農林業の振興あるいは集落機能の再編強化、農林地の利活用、こういうものの促進を図っていくために新たな制度を創設する、そういうことによつて対策を強化していかんきやいかぬというふうなことを考へておられます。先ほど来申し上げておりますように、農林水産省だけでなくどうしてもできない部分というものは他の省庁に協力をいただくということ、この私が就任以来、中山間地帯あるいは農村地域というものは大変です、このままにしておいたらということ、で、閣議でも何回か申し上げるものですから、大分御理解をいただいていたと思うんですね。

ですから、まあそれは農林水産省の問題だということから何とかしなさいかぬということになりまして、自治省でも今度千八百億、その対策のためにお手伝いをいたしたとか、いろいろなことが始まってきまして、私は、この新農政をきつかけにしようともっと他省庁との連携を保ちながら、環境にしても何でも、水源保全、いろいろなことにもっと目を向けた施策というものは展開していくのではないかと、こう思っております。私どももまたそれへ向けて全力を挙げて頑張る、これは一極集中排除の一つの手だてでもありますから、そういう考え方で努力していきたい。そういうことで、ECのデカップリングにつきましては、先ほどお答えしたところでありまして、どういふことがいいのか、我々も勉強してみないとわかりませんけれども、一方には国民というものがあって、この合意が得られなければならぬという面もあります。また、公平でなければならぬという面も考えます、なかなか今直ちにというわけにはまいりませんけれども、十分私も勉強をもつてみたい、こう思ひます。

○沢藤委員 この問題については要望申し上げて次の問題に移つてまいりたいと思ひますが、デカップリングについても、大臣のお考えと私たちの考えとはちよつとずれがあるのです。社会党が

準備しております案の中では、直接やはり所得補償政策が必要だという観点で、社会党法案には我が国初めてこの考え方が出てくるわけですね。これを国民の前でどちらがいいかというふうなことの選択もお願いをしなから、これからひとつ大臣にも御努力願ひたいと思ひます、農業団体の意向を聞いてみますと、恐らく農水省にもたくさんの方には賛成なんですよ。まあかなり遠慮している部分はあるのではないかなという気もするのだけれども、その中で中山間地帯に対する農業団体の最大公約的な主張は、中山間地帯法案は、その第一歩としては評価し得る、今後本格的な中山間地域対策を確立するためには、国民の合意づくりを進めながら一層強力な制度的な支援措置をお願いしたい、こう言っているのです。これが農業団体のかなり遠慮ぎみの要請だと受け取つていただきたいと思ひます。先ほども確認いたしました、四十兆兆円、国土のために一生懸命頑張つておる、そして新農政は冒頭に先ほど申し上げたような非常に基本的なことを高らかにうたい上げておる、これを無にしないであらう、このことを強くお願いをしておきます。

次に、土地改良について、規模拡大あるいは市場原理導入というものが新農政のまた別な柱になつていて、これは議論を呼ぶと思うのですが、質問です。第四次の土地改良長期計画の主な点、特徴があつたら、ごく簡単に願ひします。

○入澤政府委員 第四次土地改良長期計画につきましては、新政策の方向に即して二十一世紀の我が国農業の基盤を築くため、三つの項目を課題としております。一つは魅力ある農業を実現するための生産基盤の整備、二つ目は快適で美しい田園空間を形成するための農村地域の総合的な整備、それから三つ目は安全な国土を維持形成するための基盤の整備でございます。計画総額を四十一兆円といたしまして、先般四月九日の閣議で決定されたところであります。

具体的な整備水準の目標といたしましては、効

率的、安定的な経営体が生産性や収益性の高い農業を展開する基盤を整備するというところで、水田では、三十アール程度以上に整備された割合を現状の五〇%から七五%に、このうち一ヘクタール程度以上の大区画に整備された割合を三%から三〇%に引き上げる、畑では、農道が整備された割合を現状の五六%から七五%に、畑地かんがい施設が整備された割合を一五%から三〇%に引き上げるというようにしております。また、農村地域における快適な生活環境の形成に資するというところで、新たに三万集落、現在五千集落でございますが、三万集落を対象に農業集落排水施設の整備を行う、こんなところが課題と特徴でございます。

○沢藤委員 事業費は四十一兆円ですね。この中で農民サイドの負担分はどのくらい見込まれておるか、ちよつと一つだけ。

○入澤政府委員 これは事業費でございます、標準的な事業を申し上げますと、国営事業で補助率が大体五〇%、その残りの五〇%を都道府県と市町村が持ちまして、農家負担は大体一五%程度ということになっております。

○沢藤委員 私は、先ほど来主張しております立場からすれば、こうしたいわけゆる国土保全、環境保全につながる事業というのは原則的に国の事業でやるべきだと考えております。それが一挙に実現しないにしても、農民負担を軽減させることに努力してほしいという気持ちを持っておりまして、これは先ほど来の議論からおわかりいただけたと思ひます。

時間の関係上、次に進ませていただきます。今の結論は、農民負担をとにかく軽減する方向に努力してほしいということでありまして、

今のことについてちよつとお聞きしたいのですが、基盤整備では一ヘクタール区画が工事地域の二五%以上を占める事業については農家負担は五ないし一〇%、従来の三十アール区画だけの工区は一七%という数字を聞いたことがあるのですが、これはどうですか。

○入澤政府委員 今申しましたように、標準的な圃場整備でありますと農家負担が一五％なんですけれども、一ヘクタール以上の大区画の圃場整備で集団化の割合が高いとかいろいろな条件に適合する場合には、そのうちの一〇％につきまして土地改良区に補助をしております。その分だけ農家負担は軽減されるということでございます。

また、ことしの予算で担い手育成の基盤整備事業というのを設けましたが、これは土地改良区に一〇％の補助金を出すのではなくて、農林公庫を通じて一〇％の無利子融資をするということで、これによりまして農家負担を軽減していきたいと考えているわけでございます。

○沢藤委員 次に進みます。

規模拡大というかけ声が非常に強いものですから、広い圃場をつくる、十ないし二十ヘクタール農家をつくるのだ、そういう広さのかけ声がかなりびんびん響いてきてまして、それが一体どのような結果をもたらすか、あるいはその規模というもの、物理空間的な規模に加えて実質的な規模、つまり収入という面を加味した実質的な規模拡大ということを常に意識してほしいということが要望なわけです。これも時間の関係上私の方から若干申し上げて、所感を賜りたいと思うのです。

例えば規模拡大しようと中核農家を育成しようと、農作業、稲づくりを例にとっても、機械作業だけではどうしてもできない、人力がかかわってくる作業というのは今のところ必ずあるわけですね。これは東北農試の一九九二年のデータでありますけれども、自走式による機械作業、あるいは自走式や輸送機による移動、つまり機械化の部分の労働力と、どうしても人間、人力がかかわらなければならぬ作業、例えば畦畔の草刈りであるとか、播種であるとか、追肥あるいは苗出し、ハウスの管理、苗の補充、補植、田の草取り、こういったものはやはり人力に頼らざるを得ないが、この二つを比較してみますと、これは十アール当たりの水田ですが、前者の機械力の労働時間は六時間ちょっと、そして人力がかかわらざるを得ない労働時間は十四・五時間、つまり十アールの米づくりをするときの労働力で人力が携わらざるを得ない部分が六九％、機械でこなしている部分が三一％、これだけ合理化されたという見方は成り立つわけです。いずれにしても、人力で補完しなければならぬという実態がありますから、そこに、先ほど来指摘されました高齢者の方であるとかパートの方あるいはＵターン、老後を農村で暮らすとか、そういった方たちを総合的に配置しなければならぬだろう。そのことを、中核農家育成あるいは規模拡大というような勢いのいい方ばかり目を向けないで、実質的なところに目を向けてほしいということが一つ。

それから、圃場整備についても、これもくどくど申し上げませんが、ある学者の説によりまして、畦畔が夜放熱する、熱が出る、したがって畦畔の近くに生えている稲は呼吸作用が抑えられるものですから、日中蓄えたエネルギーを余り使わないで済む、したがって成長が速い。こういうことから考えますと、同じ圃場整備するにしても、一ヘクタールつくる場合にも、仮に、比較ですが、二百メートル、五十メートルという区画と四百メートル、二百五十メートルという細長い区画とを比べた場合に、後者の方が収獲が多い、こういう説があります。こういうきめ細かな配分は必要じゃないかな。

もう一つは深耕、耕すときの深さですね。今のロータリー式は五センチから八センチぐらいでしょう。プラウを使いますと十五センチぐらいになりますね。この違いは大きいのだ。つまり、稲が根を張るのには、前者だとこういうふうになるのですね。そして、後者ですと深くまで根を張る。特に東北のように気候変動の激しいところはその深耕したところの水田は強いんだ。こういうこと指導あるいはそれに対応する手段もあわせて考えてほしいというのが結論ですが、いかがでしょうか。

○入澤政府委員 私、昨夜先生から御質問通告を受けまして、今の説をお聞きして、局内で、こ

ういう考え方があるのかなと言って、かなりゆうべ頭を悩ましたところなのであります。これから今先生が御指摘になった論文等も読みまして、本に効果があつて応用できるものであれば十分に検討していきたいと考えております。

○沢藤委員 念のため申し上げておきますが、今申し上げた幾つかの例は、岩手大学の前の農学部長、土地改良等では全国的に有名な石川武男先生の説でありますので、申し添えておきます。

あとは、ほほ笑ましい実例を一つ申し上げて、次の話題に移っていきなすと思うのですが、一関農業高校というのがございまして、農業科畜産専門分科三年生の研究プロジェクトチームが、牧草地の大敵、雑草のギンギンをコガタリハムシの幼虫で枯らす実用化に成功した。除草剤を使わないため、低コストで薬害の影響もないという、大変面白いニュースもあるわけです。こうしたきめの細かい、土づくり等を含めて、規模拡大という明るい表舞台、それを支えるきめの細かい農政を展開していただきたいことを申し上げて、次に入っていきます。

先ほどちょっと申し上げましたが、規模拡大ということをする別な角度から切り込んでいきますと、農民の取り分、収入ですね、これのシェア拡大というのが非常に重要な面があるのじゃないかなと思うのです。そこで私は、農畜産物の流通、加工について今質問を始めたわけでありまして、国民の食料費支出、いわば最終消費者の飲食総支出費、家計簿から出ていく食料費の全部トータルしたもの、どのくらいと見えていますか。そして、その中でどのくらいが農民、漁民の懐に入るというふうにお考えですか。

○上野(博)政府委員 昭和六十年度の産業連関表、ちょっと古いのですが、現在使える資料としてはこれが一番新しいわけございまして、間もなくもっと新しいものが出てまいることになるわけでございますが、やむを得ず六十年度の速報表で見ても、食料消費支出額は約五十八兆円ということでございまして、これの国内農業者の受け取り分というのは約十兆円、一八％ということになっております。農業生産額が伸び悩んでおるといふこともあるわけございしますが、その程度の水準であるということでございます。

○沢藤委員 確認したいのですが、国民が支出している飲食費の総支出額の約二割前後と考えてよろしいでしょうか、どうでしょうか、農民の懐に入る分。

○上野(博)政府委員 この数字で見ますと、約一八％という水準でございます。

○沢藤委員 四、五年前に私がこの農林水産委員会に質問したときは、たしか二、三％という御答弁があったのです。それが今のように下がってきている。ますます農民の取り分が少なくなってきたという事です。これは私は重大な問題だと思ふのです。

結論は、結局原材料、肥料や飼料も含めて原材料に、農民のサイドから見ればかなり支出がいく、そして生産する、売る、こっちは価格がかなり抑えられているという、取り分が少なくなってきたというところもあると思ふ。

と同時に、私は、規模拡大を質的な規模拡大にしなければならぬという主張を、別な角度から切り込んでいきますと、今お答えになったように、国民が支出している食料費の二〇％弱しか生産者に入らない。では八〇％以上はだれに入っているのでしょうか。答えは明白ですね。食品産業、流通、加工でしょう。テレビのコマーシャルもそれに入っている。これをせめて農民の取り分、シェアを四〇％まで引き上げるとしたら、収入は二倍になるわけですよ。しかもこれは不可能じゃない。この視点を私はぜひ強調したいのです。私は、質問に立つことが決まってから、岩手の一関市、一関ミートという個人の方がやっていると行ってきまして、この方は、畜産農家でありました。豚千頭を飼っています。特徴は、配合飼料を買わない、それぞれの飼料を自分で必要なくらい買って、もちろん輸入物も入るわけですが、配合は自分がやる。自分の豚に合うように、

そして後でふん尿を処理するときに、においができるだけ少なくなるようなものを加えて、とにかく自家配合する、これが一つです。それからもう一つは、いわゆる加工工場を持っておるわけです。有限会社ですけれども、これはほかからの資本は入っていません。自分で工場でハムその他をつくっている。そして、ふん尿は機械で処理をしまして、においのしない、土に近いようなふん尿処理のものを近くの農家に無料でお上げしている。運搬費だけもらっている。

この一貫作業をやっている石川さんという方がおっしゃるには、本来は農民に入るべき部分、しかもそれは大変利潤の多い部分を、それがあろうと思えば商業資本が来て持っていてしまう、結局農民は利潤に遠い、きつい、あるいは苦しい部分だけを常に残されている、これをいかにして取り戻すか、これが勝負だというふうにおっしゃっています。私はこれは本当だと思えます。

したがって、私は、食品工場とか流通業者の存在を否定するわけでもないし、敵対視するつもりはありません。しかし、農業あるいは農業団体がみずからの生産、少なくとも生産、加工、流通という部分にもっともシェアを拡大していくという体制がなかったならば、さっきの数字は二二から一七、八になって今度は十数%、下がっていく一方ですよ。そうなれば農家はもうやる気がなくなってしまうわけだ。つまり御臨終になる前に農民の取り分、シェアを高めることに、例えば加工施設を計画的に一県何カ所かに配置するとか、少なくとも地域の食糧消費、加工品を含めて、それを地域の生産物で賄う、学校給食もあるし病院給食もある、こういった体制を徹底的に追求してほしい。規模拡大も結構です、おやりになってください。同時に、実質的な規模拡大ということ、今申し上げたことをぜひ真剣に取り上げていただきたい。これはお願いを申し上げておきます。

そこで、今申し上げたことの御感想をいただくと一緒に、企業の農業参入ということについて

私今触れました。いい部分を商業資本が持っているという事です。それに関連して、先ほど来質問がありました、今度の法改正で、今まで農家に限られていた農業生産法人への出資を、制限つきながら企業にも道を開いたということは問題があるんじゃないか。いろいろな歯止めはあるようだけれども、企業というのはやはりもうけ仕事で来るわけですから、環境保全のために来るとか地域産業のために犠牲になりますなんという殊勝なことでは入ってくれないんじゃないのです。そこに住んでいる農民こそが、さっき冒頭に申し上げたその地域の環境、国土を守る、それを果たしているのが農民であり、その農民がやっている農業経営だということをおっしゃっているわけです。それを大事にするということは、いわば企業参入を私はできるだけ抑えたいと思います。

それから、さっきお聞きしていますと、いや、こういう歯止めもあり、大丈夫だとおっしゃるようなあれもありましたけれども、アリの一穴というところもある。今までの日本政府、自民党政府と言えは怒られるかもしれませんが、ここまでは、ここまではと云って、どんどん解釈で幅を広げていった実例もあるわけでしょう。憲法論議なんかその典型的な例です。そこまではやらないにしても、やはり一つの制度としてびしと穴があいた場合に、そこからどのような現象がつかねば余り信用してないのですよ。

先ほど来申し上げておきました農民団体からの要望書、これも恐らく農水省に行っていると思えますけれども、その部分について触れますと、農業生産法人に対する農外資本等による農業経営支配が生じないようチェックシステムについて強化をしてほしい、これが農民の声です。私も、県の農協中央会の方々とお話ししますけれども、いや、沢藤さん、社会党、自民党一緒に、とにかく企業化というのはストップさせてくれ。これは杞憂に終わればいいのですけれどもね。思い出してください。二年前の毎日新聞トップにいき

なりばんと出た、企業参入への道を開くと。何か不吉な予感がしたのだけれども、それが連絡と何かどこかで続いているのではないかなという不安を持っていてくることは確かです。私も持っているけれども、農業団体も持っている。この不安を消してほしい。

以上です。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、農産加工等によって農産物の付加価値を高めて農家所得の増大を図るというところは極めて重要なことであります。各地でいろいろな試みがありますけれども、やはり企業マインド、経営マインドを持った農家層、農家のリーダー、経営者を広範に育てていかないとこのような試みは成功しない。私どもでも農業構造改善事業で、今先生御指摘のとおり、いろいろな工場施設とか何かに助成をしております。例えば、秋田県の岩城町ではプラムワイン、シャレーベツで成功しております。群馬県中之条町では漬物等で非常に成功をおさめている。こうやって一次所得プラス二次産業、三次産業、流通、加工過程に翼を広げて所得を増大させているわけでございますが、こういう試みはこれから大いに助長していきたいというふうに考えております。

それから、後段の企業の参入につきましては、先ほど申しましたように、二重にも三重にもチェックシステムを法律制度上は設けておりまして、企業による一方的な農業支配というものがないように、私どもは十分に監視体制を整備していきたいと思っておりますけれども、大事なことは、どういふ場合になっても負けないという体質をつくることではないかと思うのです。新政策で望ましい経営体、効率的、安定的な経営体というの、みずから強く経営マインドを持った経営体になるということでございます。むしろ企業恐るるに足らずというふうな気持ちの経営体が多々出てくることを私は期待しているわけでございます。企業のノウハウに学んで、企業によって侵されない体質を持つことがまず基本的には

大事ではないかというふうに考えております。

○沢藤委員 次に、畜産関係について触れたいのですが、畜産業全体の流れの中の終末部分といえますか、つまりふん尿処理と死亡獣畜の処理、これは環境問題に直結しますし、畜産を展開するためには避けて通れない問題です。したがって、次のことをまずお聞きしたいのです。

ふん尿処理を有効に利用するということについて、大ざっぱで結構ですから、一〇〇%利用されているのか、あるいは、排せつ物が多くて若干公害問題を起しているという例も耳にしますので、けれども、この肥料としての利用の需給状況をよく簡単に聞きしたいということ、解体作業の中の特に死亡獣畜、私どもはへい獣と言ってきたのですけれども、死亡獣畜の処理に伴う公害発生という問題が出てくるはずなのですが、全国的な状況がもしおわかりでしたら、簡単に示したいな

だかと思います。

○赤保政府委員 家畜のふん尿の利用状況につきましては、今ちょっと資料を調べておりますので、後ほどお答えさせていただきますかと思っております。

それから、畜産経営をしておりますとどうしても死亡獣畜が出てきております。これの発生状況につきましては、統計の調査がございまして、正確な把握は困難ではありますけれども、家畜伝染病予防法に基づいて届け出をさせております。その家畜伝染病により死亡した頭数、これで見えますと、平成三年が、牛については二十三頭、豚については二百二十九頭、そういうような状況になっております。

○沢藤委員 実は私も、へい獣処理、死亡獣畜の処理について基本的な数字が欲しいなと思って、いろいろ問い合わせしてみたのです。そうしたら、なかなかつかめませんね。今出たのは恐らく法定伝染病ですから、これは数字がつかみやすいと思うのです。しかし、伝染病の数字から逆に全体的な死亡の頭数を推定しますと、恐らく数千倍あるいは一万倍になるのじゃないか。岩手県の数字を

申し上げますと、これも共済から逆にたどってきた数字ということで推定なのですが、平成三年度の数字で、乳用牛が千頭、馬四十頭、豚五千九百頭というふうについて、一年間に約一万頭死亡しています。そして、伝染病の数はという数頭、十頭になっていないのです。ですから、今お答えになった数字の何百倍というのが実際の死亡数ではないかと思われる。

さて、問題はそこから先なのですけれども、屠場でもって屠殺されたものの処理は、化製工場に運ばれて、皮は皮で塩蔵して業者に売られる、それから骨あるいは内臓はボイル、煮沸して油をとる、そして搾りかすは飼料、肥料として使うという、いわゆる再生、リサイクル産業なわけです。しかも、これは畜産全体にとってはなくてはならない部分でしょう。畜産振興、畜産振興というけれども、その頭数をふやすとか、どうなったとかああったとか、しかし、最も終末部分については余り意を払ってないという証拠がさっきの数字の不確かさになっているわけです。

これは、今までのやり方を反省しまして、行政も畜産業者も、終末処理については畜産業の避けることのできない一体的な部分だという観点に立てませんか。でないと、結局はその部分は企業に任せる、こっちはやはり採算を問題にしますから、なかなか公害対策ができないという状態があって、結局は処理工場、化製工場と、私企業と地域住民との対立になっておるわけなんです。行政や畜産関係は、高見の見物とは言いませんけれども、こっちにいます、一番の荒ぶる部分、対立部分処理工場、化製工場と地域住民とで火花を散らしておる。これはあるべき姿じゃないと思うのです。くだいようですが、畜産業の一部として位置づけて、公益的な配慮をもって、例えば第三セクターをつくるのかさういったことで対処できないか、このことをお聞きしたいと思います。

○赤坂谷政府委員 死亡獣畜の処理の問題ですけれども、先生お話しのように、畜産経営に必然的に生じてくる、これを適切に処理するということ

にしないと、畜産の発展のために支障が生ずるところで、今の制度ですと、先生御承知のとおり化製場等において処理することになっている。これまた厚生省の方で所管しているわけですから、一般的には、共済に加入しているような、共済事項のような場合には、共済組合がそこに紹介したり、あるいは民間のほかに農協で一時冷却処理施設なんかを持っておりますが、いずれにしても化製場との関係がございまして、おっしゃるとおりちょっと手抜きというところであつたかと思ひます。法律を所管している厚生省ともよく連携をとって、スムーズにいくように指導していききたいと思っております。

○沢藤委員 もう一度確認させていただきたいのですが、畜産行政としての立場からお聞きしたいのです。

残渣処理あるいは死亡獣畜の処理は、畜産業にとつては避けて通れない問題である、したがって、畜産業全体の一部として公益的な配慮をすべきだという点についてはどうか。あわせて、レンジング事業というものがその最前線で、住民との間で苦勞しているわけですね。公害防止施設の完全なものを設置しようとするれば、十億、十五億かかるそうです。大変だと思ふのです。住民も大変だ。これに対して、レンジング事業に対する各種の補助事業とか融資とか、そういったものの適用ということについては考えていただけないかどうか。

そしてあわせて、環境庁お見えになっていきます。岩手においては、二つの民間企業が悪臭公害で住民とかなり長い間鋭く対立している。これについてどのような対応をなさっているか、あるいはなさろうとしているか、これをお聞きします。

○須田政府委員 今お尋ねのございました二番目の方だと思ひますが、レンジング業につきましても私どもの方で所管しておりますので、それにつきましての今後の対応といひますか、現在の対応

状況につきまして、かいつまんでお話をしたいと思ひます。

レンジング業につきましては、食肉製造業から排出されます畜産物残渣をレンジングし、動物油脂と動物性たんぱく質をつくり出すというところで、今先生もおっしゃいましたように、いわゆる畜産の資源循環の重要な役割を機能的に果たしているというふうに思ひます。全国で約百十社存在するわけですが、非常に零細な業者がほとんどでございまして、今おっしゃいましたようないろいろな悪臭問題等も抱えているわけでございます。

これらの問題に対しては、それぞれ企業努力によりまして対処しておるわけでございますが、行政といたしましては、できる限りの対応を図っていくということで、際立ったことといひまして、今二つ取り組んでおります。

従来、金融面におきまして中小企業金融公庫等の産業公害防止貸し付けを行ってまいりましたけれども、それに加えて、一点としては、平成四年度から中小企業設備近代化資金によりまして無利子の貸付対象にレンジング業を加えて、製造機械だけではなくて、脱臭設備や悪臭密閉施設等の公害防止施設もその融資の対象といたしております。それから二点目といたしましては、平成五年度、今年度からでございますけれども、流通段階から排出されます畜産物廃棄物の処理施設を共同で設置する場合におきまして、食品商業基盤施設整備事業の補助対象に追加するというもので、これにつきましても、仕組みにかんによりましては十分レンジング企業に対しまして環境対策への支援にもなろうかと思ひます。

その他、諸般の調査も含めまして、私どものレンジング業を所管する立場におきまして最大限の対応を図ってまいりたい、かように考えております。

○後藤説明員 レンジング工場、先生がおっしゃった獣骨処理場の関係でございすけれども、代表的な悪臭の発生源の一つでございまして、平成三年度の私の調査によりますと、全国で四十一件の苦情が受理されております。このような悪臭問題に対しましては、悪臭防止法という法律を私ども所管しております、まず、国の方で、不快なお臭の原因となり、生活環境を損なうお臭のある物質を悪臭物質として指定いたします。次に、都道府県知事が規制地域と悪臭物質ごとの規制基準を設定し、さらに市町村が第一線で、事業活動に伴って発生する悪臭の規制、指導に当たるといふような法律の体系になっております。

環境庁におきましては、この悪臭問題にきめ細かく対応するために、レンジング工場みたいな主要な悪臭の発生源の悪臭の発生原因物質について、逐次悪臭物質を追加してきて、いろいろ対策を講じてきたところでございます。また、環境庁といたしまして、有効な悪臭防止技術に関する知見を取りまとめ普及させるために、悪臭防止技術改善普及推進事業という事業を今実施しております。

御指摘のレンジング工場につきましては、悪臭防止のための具体的な技術面での改善手法を盛り込んだ手引書を平成四年に取りまとめまして、関係地方公共団体に普及しているところでございます。御指摘の事件につきましても、住民の生活環境の保全を図るために、こういう手引書を活用して悪臭防止法の運用を適切に行うように、関係自治体と十分連携をとって指導していききたいと考えております。

○沢藤委員 もう一つ質問したいことがあるので先に進むわけですが、その前に一つだけお聞きしたいと思うのです。

岩手の場合は、四国四県の広さで畜産が展開されていまして、死亡した獣畜は五方所に集める、それを業者が受け取りに行く。数日かかるわけですが、当然、夏場はもう腐ってしまっている。それが、処理するまでの腐敗によるにおいが恐らく悪臭の大部分ではないだろうか。皆さん、家庭で豚や牛の臓物や肉を煮て、悪臭で困りますか。新し

いのは、屠場からずっと処理するのはいいのですよ。結局、悪臭の原因は、今申し上げた、腹がこんなに膨れてしまった家畜の処理によって悪臭が発生している、そう見てもいいと思うのです。とすれば、繰り返すようですが、これは畜産を展開すると避けて通れない一部分だということ、それに対する対応を今ここで具体的にはお答えいだだかなくても仕方ありませんけれども、大臣、今私が申し上げたような視点で、死亡獣畜の処理についてどのようなお考えかということをお聞きしたい。

○赤松谷政府委員 大臣がお答えする前に、私からちょっとお答えさせていただきます。

先生おっしゃるように、死亡獣畜は畜産に必然的に伴って生じてくるものでありまして、今の体系からいいますと、先ほど来申し上げておりますように、化製場等に関する法律によりまして、死亡獣畜取扱場において埋却、焼却されるか、そこで解体されるということになっておるわけですが、今先生おっしゃいましたような一時冷却施設それを私どもの地方競馬、地全協の助成事業で、十分ではございませんけれども、整備を進めております。また、えさ料として、未利用資源としてえさにできるわけですから、そういうものを飼料用にするために施設を整備する、こういうものに対する助成事業も進めておるわけでございます。

それで、先ほど来申し上げておりますように、死亡獣畜の処理をする場所は化製場等に関する法律で決められておりますので、所管の厚生省とその辺をよく相談いたしまして、畜産の最終処理というところとあれですけれども、そこがうまうまいかめと畜産がうまくいきませんから、厚生省とよく相談して、私どもの方でも先ほど申し上げました助成もやっておりますが、食品流通局の方でもやっております。さらにそういう点について意を用いてまいりたいと思っております。

○田名部国務大臣 よく実態に合うようにしなければならぬということは当然のことです。

で、各省とも十分連携をとりながら、どういう対応をするかということをお十分検討してみたいと思っております。

○沢藤委員 この問題はこれで締めて次の問題に移っていきませんが、この問題はこれからも継続して取り上げていきたいと思っております。

規模拡大というのを畜産に当てはめますと多頭飼育というところで、飼育頭数がふえる。沢内村という私の近くの有名な村ですが、頭数をふやした。今までは自分の農地に還元をしていわれるサイクル農業ができた。しかし、頭数をふやしたらふん尿が余る、野積みをする、川に流れるという新たな公害が出てくるわけですね。したがって、先ほど来繰り返しておりますように、規模拡大は結構なんですが、それによって生ずるひずみが随所に出てくる可能性がある。それを注意して点検しながら、市町村あるいは農業団体と十分連絡をとりながら手だてをしてほしい、このことをお願いしておきたいと思っております。

終末処理を嫌々引き受けさせられている。前は、へい獣も化製業者は一頭幾らと金を出して買ってきたそうです。二、三年前からは、もうとてもということ、向こうの方から金を出して引き受けざるを得ないという状況に変わってきている。このこともあわせて、やはり現地等の視察もしながら、対策を進めていただきたいと思っております。

時間が迫ってきましたので、質問の最後になります。

新農政を支える要素で最も大事なものは、私は人間だと思っております。そこで、先ほど岩手大学の学長さんと電話で話をしたのでありますが、岩手大学農学部、伝統の古い有名な学部なわけですが、卒業後の進路はどうなんだとお聞きしましたところ、平成三年の数字ですが、百九十六名卒業して進学、大学院等へ行ったのが四十六、公務員が六十二、サービス、団体等が四十、食料品製造八、化学工業八、農林業ゼロということ。農業高校の卒業生がどういふふうな進路をたどるかということは、既に御承知のとおりであります。

かということ、既に御承知のとおりであります。

こういう状況の中で新農政展開といっても、これは絵にかいてもちにならないうまいかねない。しかも、二十一世紀の農業、林業を良好な環境で引き継ぐんだということを新農政で高々とうたい上げておきながら、それを担う人間がいなくなったとしたら、これはまた大変なことになるわけですね。そういう意味で、後継者という言葉は使いたしません。いざれにしても農業、林業に携わる人を養成する。そして、それは学者とかこの辺の席に座っておられる官僚だとかということよりも、今望まれているのは、農協なり市町村役場なり、あるいは畜産団体なり、あるいは生活協同組合もそうです。そういう第一線でリーダーシップを発揮できる人が欲しいということに焦点を定めていけば、これは前に農林水産委員会一度触れたことがあるのです。

一昨年度学校教育法が改正されて、高等専門学校制度が、今まで商船と工業だけだったのが他の分野に拡大できるということになったわけですね。当時の井上文部大臣とやりとりしたのですが、私は、今申し上げたような観点から、農業はどうなんだと言ったら、これは結構です、こういうことをはっきり言っているのです。そして、やりとりするときにおいになった農水省の説明員の方の答弁、これは農水省の見解と違ってよろしいかと思いましたが、教育内容の高度化という面では、ろいろな道が開かれて、これは高く評価したい、そして高等専門学校制度については、農林水産省といたしましては、文部省ともよく連携をとりたいながら、今後若い農業者をいかに育てていくかを十分努力していきたい、こういうような答弁をいただいております。

そこで、質問になるわけですが、高等専門学校は窓が開かれています、農業高校を卒業した人がもう少し頑張りたいというときには、スライドして高等専門学校の四年生に編入できる、それから、高専を卒業して四年生大学に行きたいという

人は四年生大学の三年生に編入学の道が開かれるというふうな、非常に開かれた制度であり、そして高専の卒業生には準学士という称号が与えられる。若い人から見れば、一つの制度としてしっかりしたものというものはやはりあがれます。引かれるわけですね。そして、受け皿は、流域管理システムを展開している林業関係、そして新農政を展開しようとしている自治体と農業関係団体、そこで第一線の指導者として活躍するということの意味は大いだと思う。

ちなみに工業高等専門学校は、国立が全国四十九校あります。これは工業という産業界からの要請で出てきた。どうですか、大臣。今度は四十九校ゼロじゃなくて、農業は要請があるのかかわらず、来世紀の農業を立て直すために、リーダーを育てるためにも、我が方から打って出て、国立の農業林業高等専門学校をつくらうじゃないか。全国数カ所でもいいのです。青森、秋田、岩手、三県に一つくらいでもいいのです。そうした展望と意気込みを、私は大臣からお聞きしたいと思っております。いかがでしょうか。

○高橋(政)政府委員 大臣が説明する前に、ちょっと私の方から御説明申し上げます。

ただいま先生の方からお話がありましたように、これからの青年農業者、あるいは農村あるいは農業をやる場合のリーダーの皆さんを育成するに当たって、技術あるいは経営能力、いろいろな能力を習得してもらわなければならないというふうな考えをしております。国あるいは各県、ほぼ全県といていいと思っております。あるいは民間で現在農業大学校というものを設立しております。これは高校卒を対象として、実践的な研修教育あるいは座学、そのほか先進農家へ留学させますとか、あるいは普及員により指導ということを推進してきておるわけです。特に、また平成五年度でも県の農業大学校においては、先進的な農業技術の研修教育につき一層充実をするということやっております。やっております。

それで、今御指摘のありました高等専門学校につきましても、御承知のように文部省所管のものでございますが、平成三年の大学審議会の答申を受けまして学校教育法が改正されまして、今までは工学及び商船の分野に限られておりましたが、それ以外の分野でも対象とされるということになりまして、農業に関する教育の増大につながるわけでございまして、ただいま先生がおっしゃいましたように、そういう意味では非常に開かれた制度になったということで、我々といいたしましても非常に評価をしているところでござい

すが、今御指摘のありました高等専門学校につきましても、御承知のように文部省所管のものでございますが、平成三年の大学審議会の答申を受けまして学校教育法が改正されまして、今までは工学及び商船の分野に限られておりましたが、それ以外の分野でも対象とされるということになりまして、農業に関する教育の増大につながるわけでございまして、ただいま先生がおっしゃいましたように、そういう意味では非常に開かれた制度になったということで、我々といいたしましても非常に評価をしているところでござい

すが、今御指摘のありました高等専門学校につきましても、御承知のように文部省所管のものでございますが、平成三年の大学審議会の答申を受けまして学校教育法が改正されまして、今までは工学及び商船の分野に限られておりましたが、それ以外の分野でも対象とされるということになりまして、農業に関する教育の増大につながるわけでございまして、ただいま先生がおっしゃいましたように、そういう意味では非常に開かれた制度になったということで、我々といいたしましても非常に評価をしているところでござい

すが、今御指摘のありました高等専門学校につきましても、御承知のように文部省所管のものでございますが、平成三年の大学審議会の答申を受けまして学校教育法が改正されまして、今までは工学及び商船の分野に限られておりましたが、それ以外の分野でも対象とされるということになりまして、農業に関する教育の増大につながるわけでございまして、ただいま先生がおっしゃいましたように、そういう意味では非常に開かれた制度になったということで、我々といいたしましても非常に評価をしているところでござい

すが、今御指摘のありました高等専門学校につきましても、御承知のように文部省所管のものでございますが、平成三年の大学審議会の答申を受けまして学校教育法が改正されまして、今までは工学及び商船の分野に限られておりましたが、それ以外の分野でも対象とされるということになりまして、農業に関する教育の増大につながるわけでございまして、ただいま先生がおっしゃいましたように、そういう意味では非常に開かれた制度になったということで、我々といいたしましても非常に評価をしているところでござい

のです。所管の縦割りの壁を外していただきまして、ぜひいろいろな面で文部省と協議していただきたい。私は、岩手でもう既に教育委員会と農政部と一緒に話し合い、検討を進めている、そのことを申し添えてお願いしておきたいと思ひます。終わります。

○平沼委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 大臣と、委員長にもお願いをしておきますが、これは答弁要りませんが、私は国会の審議というものはきちんとしてやらなければいかぬと思うのです。ところが、最近、特に農林省、役所の方からともかくたくさん法律をばばん出してきて、今度のこの法案は、たしか七本ほどの法律を一本にしておるが、国会へ出てきたら、国会の審議で例へば、漁業は一緒だ、林業は一緒だということ、二本も三本も法律を一緒に、二日間の日程とか三日間の日程とかで処理しているのですが、国会改革ということが恐らく今度の問題になるでしょうが、私はやはり非常に大きな問題を持つておると思うのです。

ですから、やはり一国会の間でそれだけの法案が成立するのが妥当だといったようなことは、委員会の方でも考えなければいけません。農林省の方でも十分考えた上で出していだいて十分な審議がされる、そういうふうにお願ひしたいのです。法案はトンネルで、つくるところがここじゃないのだ。野党の私どものところでも毎日ぐらいい役所が大勢来て、何を聞くのだ、どうだこうだといつて次から次へ来る。こういうことを慣習として残してはいけなないと思ひます。そのことを特に農林大臣と委員長にもお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、私は、同僚の諸君がいろいろ指摘をしておられますが、重複はできるだけ避けたいと思ひますが、これは大きな問題でありますから、多少重なるところがあるかもしれませんが、一つは農業基本法と新農政の関係について、若干お尋ねをしなければいけないわけであります。この新しい農政が昨年の六月に出されたわけで

すが、それに関係者は非常に注目をしておりますし、恐らくこれは農林水産委員会へ、どういふ人が来ておられるのかよく知らぬけれども、きのうから傍聴者が多いのです。私は何ら関係ないけれども、やはり関心が深いということです。その中には、これは相当切ったことを出しておるといふ声もあります。それから、これは本当にやれるのかという不安や疑問もある。私どもは農村の現場に近づけば近づくほど、これはやれっこないよ、こういう声が非常に強いように思ひております。

そこで、この新農政というものと農業基本法はどういう関係に位置づけられるのか、まず大臣の方からお答えをいただきたいと思ひます。

(委員長退席、秋山委員長代理着席)

○田名部国務大臣 農業基本法は、農政の目標として、農業の生産性の向上でありますとか農業従事者や他産業従事者の所得の均衡ということ掲げているわけであります。この法制定後、いろいろな施策の展開をしてきた結果として、畜産や施設園芸の分野を中心に成果を上げた面もありま

す。昨年取りまとめましたこの新農政でありますけれども、基本法の政策目標を今日の視点に立って具体化したものであります。今申し上げたように、労働時間でありますとか生涯所得が他産業従事者と遜色のない経営体の育成、こうした経営体が生産の大宗を担う効率的、安定的な農業構造の実現を目指してある、こういうことであります。お尋ねのことについては私どもはこういう考えで進めてよろしい、こう考えております。

○田中(恒)委員 そこで、ちょっとこれは入澤さんに聞いた方がいいでしょうが、新農政の中で個別経営体と組織経営体とあります。そして、これが十五万戸と二万戸内外ですか、それで米作農家の場合約八〇％程度は十年後には保持するという目標を出しております。これと農業基本法のいわゆる自立農家あるいは協業経営とどういふふうに関連するのですか。今度の新農政を見ても、農家とか農業者とか、こういうのはほとんど出てないのだ。経営体という形で出ておるわけですが、この差は一体何か。

それから、たくさん言いたいだけども余り言えぬのだが、私どもも少し若いときに、私は団体におったが、かつて農業基本法をつくったときに、所得均衡というスローガンは非常に鮮烈に頭に残っております。非常に大きな影響を日本の国内に与えたと思うのです。しかし、その所得均衡は残念ながら成就していません。あなたがおっしゃる農家所得としては勤労者の所得よりも多少高いと言われているが、農業所得は年々とも低下をしております。農業基本法は失敗をした。こういう基礎の上に立って、新農政が出ておる環境の問題、あるいは世界的な食糧不足の中で農産物の自給というものが各国に求められていくということ、あるいは進め方については地域の人々の声を聞いて農政を下からつり上げていくという姿勢、これは基本的な新農政の理念として私は評価をする値打ちがあると思ひますが、農業基本法の最終目標であった所得均衡という点についてはどうも間違ひがあったと思ひております。そういう意味では、思い切つて、悪いことは悪かった、今度はこれでいきますよという大膽なびらを振りかざして臨んだ方がもっと国民的な共感を得るのじゃないかと思ひます。

小倉武一さんが、この人は農業基本法をつくった人だ。農林省の諸君の大先輩だ。彼の随筆などを讀むと、農林省は記念集と記念誌とか十年目とか二十年目とか三十年目とかやるが、農業基本法だけは一つもお祝いもししてくれぬが、葬式も

出してくれぬ、こう言っておる。農業基本法に対する評価はあなたのとこの部内だってさまざまなのじゃないか。だから、新農政だって私は、我々は確かにこれはこれでいかなければいけないと思うときはあるのですよ。あるけれども、全体を見てみると、そっくりそれはストレートにつながっていない。そのところが新農政に対する私の非常な不安であります。それについて御意見があったらお聞かせいいただきたい。

○上野(野) 政府委員　今の農業基本法の問題から先にお答えを申し上げたいと思いますが、農業基本法が他産業従事者並みの所得を確保するという命題を掲げているということにつきましては、基本的に私は間違っていない。そういう意味で、農業基本法が失敗をしたということにはならないのではないかと、依然としてそこが我々農政を担当する者の追求していかなければならない目標なのではないかというふうに考えるのです。

といひますのは、他産業並みの所得が得られないような農業であるならば、若い方がどうやうに農業に魅力を感じ、農業で一生を過ごすといふうに考えるかといふ問題になってくるのではないかと、今回新政策で提言をいたしております考え方には、所得だけではどうも条件として十分でないのではないかと。農業に従事する労働時間、これがやはり他産業並みの時間でなければ、むやみやたらと働いて心身をすり減らしてやうと他産業並みの所得を得るといふことでも、必ずしも魅力がある産業だといふことにはならないのではないかと、今回の経営体という概念が基本法ベースの自立経営農家といふような概念にプラスをして持っている部分だといふ理解をいたしているわけでございます。

いますけれども、今度の我々が考えております経営体という概念は、より個々の個人、家族であればその構成員、そういうところに焦点を当てて、個人を単位として物を考えているというところが違うかと考えております。

○田中(恒)委員 官房長、今の話を聞くと、経営体といったのは、個々の人ではなくて一つの経営組織といったようなものに焦点を置いた、考えの重点を置いた、だから農業者個々ではないのだと言っておるが、自立農家だって個別経営体の一つでもあるし、恐らく自立農家がそのまま農業基本法農政の中で育っていったら、個別経営体、当時の金でたしか百万戸つくると言っておったのだ。できやせぬ。できやせぬというか、できてないのだ、これは。だんだん崩れ落ちるから、経営体という形でいく。それは経営の効率を高め、企業化の路線を突っ走っていくという方向にながっていくと理解していいのですか、まづい

○上野(得)政府委員　その前に、先ほどの発言、若干舌足らずなところもあったかと思うので、補足させていただきたいと思うのでございますが、経営体というものは家族農業経営から発展してそういうものに至るといことは、もちろん我々としてもそういう性格のものだというふうに考えているわけでございまして、自立経営が家族農業経営であって、経営体とその淵源も全く別であると考えているわけではございません。それはかなり共通のところもある、出発点としては同じだと考えていいのではないかと思っております。

それから、今の企業という觀念で物を考へてゐるのかというお尋ねにつきましては、我々がこの経営體ということを言います場合に、経営感覺に富んだ経営體を確立していくというような物の言い方をいたしているわけでございまして、やはり所得なり労働時間なり労働条件なり、そういうものが現在の日本の社会一般で考えられているようなレベルに達するものである、それができて初めて若い方々が農業というものについてやってみよ

うかと考えていくことになるのではないか。経営感覚、経営ということをかなり重視をしているというふうに考えていたのだと思います。

○田中(恒)委員 いろいろ議論はしたいけれど

それで、ちょっと今関係があるといえはあるの
だが、農地の流動化をめぐる株式会社参入は
やらない、こういうふうにな今のこの新農政では
言っておるわけだが、株式会社参入という
のは今後ともあり得ないというふうな理解してよ
ろしいですか。

○入澤政府委員　株式会社が農地を取得して農業経営をやるということは今回も考えておりませんし、私はこれからもそういうことは、今回法律を直すわけでございますから、考えられないのじゃないかというふうに考えております。

○田中(恒)委員　なかなかこの辺は微妙なのじゃないかね、まだ。それじゃいいです。

ちよつと聞きますが、食糧の自給率を1%上げるのに金が幾ら要りますか。

○上野(博)政府委員 この問題、先ほど内々の事
前の御連絡を受けまして、私いろいろ考えたので
ございますが、非常に簡単なようで難しい問題で
ございまして、なかなか簡単ににお答えを申し上げ
られないのではないかと思います。

それは、自給率を、これはカロリーベースであ
れ何であれ、あるいは穀物自給率のことを言っ
ておられるのかという気もいたすわけでございます

が、それを計算するということになり、一体何でもって、何を国内で生産することによってこの自給率の％を上げるといふ試算なりなんなりをやるのかといふことが非常にお答えに響いてまいるところが大きいわけでございますし、しかも、簡単に数字としてはあるいは出るのかも知れませんが、そのことの背景には、土地の利用であるとか、農家の作目の選択の問題であるとか、経営の問題であるとか、いろいろな問題があるわけ

でございまして、私として、それを簡単に数字だけばんと出して、はい、これがお答えでございまして、ということをお願いしているのかどうかという疑問もわいてまいっているわけでございまして、ちょっと逡巡をいたしているところでございまして、

○田中(恒)委員 それはだめだよ。自給率の問題は今、日本の農政の基本ですよ。そして、これまでの論議で大臣は、今の自給率、穀物自給率は二九％、カロリー計算は四六％か、これを三一％と五〇％にする、恐らく平成十二年ですね、という気配をされたわけだが、これは、大臣がそういう気持ちで日本の食糧政策を担当するということになるから、二九％から二％ふやすんだから、あと二％ふやすということについて本気になって、金も知恵も全部ぶち込んでやっていく、そういう気持ちだと思いますが、そのためには幾らの金が必要って何をどういうふうにやっていくかという体制ができないければやれぬでしょう。

しかも、この自給率の問題は、何もこの法案の審議で問題になったのじゃないですよ。もうこれは何年も前から、日本の農業が自給率低下を重ねている中で議論されておるわけだから、そういうことをあなた、農林省の官房長が、知恵袋が、まああちよつとなかなか言えぬなどという答弁を国会でするのは不見識だよ。それははっきりしてもらななければ。（発言する者あり）

○平沼委員長 静肅に。今準備していますから。
○上野(博)政府委員 私は、計算の仕方が非常に、まあ短時間に検討するようにということで御質問をいただいたということもございまして、なかなか適切な計算の仕方というのはわからない。今、一つの考え方として、例えば小麦を増産して一%の自給率を上げるとなると、四十万トンぐらいの小麦の増産をしなければいけないのです。それを、じゃ一体どうやって国内で生産を余計してもらうのかということの金額的な必要の計算をするというときにどういう計算をしたらいいののだらうということ、実はいろいろ逡巡をしてい

るというふうに申し上げたわけでございまして、この四十万トンに現在の小麦の国の買い取り価格と輸入小麦のえさの原料価格の値段との差を掛けるとというのが一つの方法かとも思うのですが、じゃあそれだけ掛ければ、その数字で国内生産は小麦が四十万トンできるかと言われれば、私は全然自信がございません。といいますのは、政府は現在その麦の値段で買うということと約束しているわけでございまして、にもかかわらず、あと四十万トンの麦の生産がでないわけではございません。だから、それだけの計算から出ますと約五百億の数字になるのですが、五百億かけて一%上げられるというふうには私は申し上げられないので、じゃあ一体幾らかけたらいいのかというふうになると、これは正確な答えがなかなかしにくいなというふうに思ったことを申し上げたわけでございます。

○田中(恒)委員 小麦というのを簡単に出したが、私もそれは、穀物の自給率を上げるのには、やはりえさだから、えさをやればばつと上がるから、あなたは多分小麦を言うだろうと思ったが、案の定言うた。

それは、確かに五百億や七百億ぐらいの金でできるはずはないんだ。私は、漠としたことで大変あれだけれども、相当な金が必要。これは、中には一兆円要ると言う人もおる、五千億と言う人もおる、七千億と言う人もいろいろあって、的確な数字を持っていないが、これは農林水産省は持っているのだと思うが、出すべきですよ。単に小麦というだけじゃなくて肉畜も含めて、あるいは果樹、蔬菜、そういったようなものも含めて、日本農業の日本型食生活の体系を組み立てる上に、必ず全部日本の食糧でやっておるのではないのだから、ほとんどたくさん何もかも入れよるのだから、今、米を除いたら。だから、そういうものの日本型食生活の標準のことを考えた場合にはこうこうこれだけと、だから輸入農産物全体を計算すると、あれ四兆三千万ぐらいですか、そして土地面積が千百万ヘクタールぐらい要る。だから、

今の日本の農地の二倍ぐらい、二倍半ぐらい土地が必要。こんなことを大ざっぱに言っておるわけだから、ぜひこれは精査をして、そして後で知らせてください。いずれこの自給率の問題はこの委員会でも細かく議論をしなければいけませんよ。こういう議論を続けてきておるわけですか。

○平沼委員長 上野官房長、的確な返事をしてくださいます。

○上野(博)政府委員 我々は、作業をしないというのを申し上げるつもりはございませんが、ただ、その農地面積、農地の造成の問題であるとかいうだけでは必ずしもないわけではございまして、人の問題、いろいろ関連する問題は大きいと思うのです。この一%という数字、たった数字は一でございすけれども、やはり日本の食糧消費構造であるとか生産構造であるとか、そういうものが非常にかかわっての現状でございすので、それから出てきます一%上げることについてというものの計算、努力はしてみたいと思ひますが、なかなかいろいろ難しい状況があるのではないかと、条件があるのではないかとというふうに考えております。努力はしたいと思ひます。(発言する者あり)

○平沼委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○平沼委員長 では、速記を始めてください。

では、改めて、田名部農林水産大臣。

○田名部農林水産大臣 私が閣議で決定したことに基づいて、これは我々としては最大の努力をしなければならぬことは当然であります。それを具体的に、こう言われると、人口の動向がどうなっていくのか、だんだん日本の人口が減っていくんだということになる、それでもまた変わりますし、あるいは消費、あるいは国民の好みによって何が消費されなくなるか、何が伸びていくか、いろいろな要素がありまして、しかし、私どもは、土地基盤整備をやる、あるいはバイオテクノロジーを駆使して生産性も上げていくという中でや

はり努力していかなければならぬ。

数字、具体的にどうできるかということ、これはちょっと検討させていただきます。まあ、どこをとらえて出すかということによっても大きく差がありますし、皆さん方も二%自給率を高める、こういう御提言がありますけれども、社会党の案がですね、二%上げるというのですから、それ今もみないなことでもちとやるとなるとなかなか簡単には出ないのだからと思うのです。しかし、私たちも最大限努力してみますので、どういう試算で出せるか、やってみますから。(発言する者あり)

○平沼委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○平沼委員長 では、速記再開。

上野官房長。

○上野(博)政府委員 先ほどの御質問、非常に端的に一%と、一%上げるために幾らかかるかという御質問でございまして、私はああいうふうにお答えをしたわけでございしますが、長期見通しとの関係でいいますと、長期見通しというのはいろいろな趨勢や何かをもとに平成十二年の見通しを立てたものでございまして、それについて政策的にどういうような裏打ちをしてやっていくかということまで全体として整えてあるわけではございません。しかも、五%というのはこの長期見通しの付表に載っておるわけでございまして、若干抜いておるわけではございます。この辺は、やはり今いろいろございしました御議論にも関連をいたすのだからと思うわけでございしますが、政府として一定の将来の見通しの自給率の達成ということについてどこまで責任を負うか、計画としてそういうものを立てるものではないかということをやっているものではないかというふうに我々は理解をしているわけでございまして、やや、今の御議論をお聞きしております際に、以上申し上げておいた方がよろうかと思つて、御発言をお許しいただきました。ありがとうございました。

○田中(恒)委員 大臣が、あなたか、質問に対して三%にする、こう言われたのです。それは今のお話では閣議で決めたんだ。三%にするなら三%にする道筋をつくらなければだめじゃないか。それが何か、そうしたら自給率の向上ということとはもう全然日本の農政は考えていないのかということになりますよ。そういう裏打ちこそ今直ちにつくらなければいけないので、それが今すぐできぬと言ふなら、私はそんなに、それはあなたが言うように、責任持って全然狂わないようなものといったって、無理だと思ひますよ。だけれども、一応私もこの国会で質疑をしたんだから、ここで正式に——やめと言えどもやめてもいいわ、後に譲つてもいいですよ、十分か五分かもらえればいいんだから。それで処理してもいいですけれども、そうしたら、何か難しくてできないんだということですか。

○上野(博)政府委員 この五%とか三%とかいう数字自身は、形式論、手続論でございすけれども、閣議決定の対象にはなっておりません。あくまでも参考付表という形で示されているものでございす。ただ、先ほど来大臣も申し上げておりますので、私もとしまして御質問の趣旨を十分に検討させていただきます、どういうようなお答えができるか、検討することをお許しをいただきたいというふうに思ひます。

○平沼委員長 委員長からちょっと申し上げますけれども、きょうは法案に対する質疑ですから、後からしかるべく返事をするということでその部分は保留をさせていただいて、審議を続行していただければと思うのです。理事会でよく協議させていただきます、前向きに検討することによって、審議を続行していただきます。

○田中(恒)委員 理事会でよく相談していただきます。もう時間に入っておりますから、あとわずかな問題について二、三お尋ねしますが、やはり価格政策ですよ、一つは、価格政策ですが、これもがたがた言いませんが、やはりこれからの価格政策

で気をつけておかねばいけない点は、農家の生産者の生産性向上のメリットですね、このメリットがどういふふうに分けられていくか。これは自民党の諸君は乳価のとき、米のとき、このメリット論がこの数年間、プラスアルファをつけるときに大変御苦労されておる点だと思うのですが、新農政の中で設定される価格政策の中に、生産性のメリットは農家に返す、こういう原則をやはり打ち立てる必要があると私も思いますが、この点はどうかということ。

それから、御承知のように稲作を見ても、五ヘクタールですかね、五ヘクタールまでは急速に経費は下がる、コストは下がる、しかし、五ヘクタールを超えると停滞していく、十七、八から二十ぐらいになると逆にコストが高くなる、こういう傾向を持っておりますね。もちろん技術水準の問題もありましかねども、現在は。そうすると、想定される規模拡大の上の方は大体この辺だと言ふこともできるわけですよ。そういう点を配慮した上で価格政策というものを考えてもらふ必要があると思うので、その点についてちょっと答えてください。

○上野(博)政府委員 農産物の価格決定に当たりましては、生産費をもとに農家の再生産の確保や需給の安定、価格の安定というようなことを考えて決定をしまいついては基本的に変わらないだろうというふうにも思うわけでございます。

その際に、生産性向上のメリットをどう扱うかという問題でございますけれども、これは、農家が個々に生産性を向上されれば、その中でその農家が価格、要するに、並み以上の生産性向上があれば当然経営にプラスという形ではね返ってまいらるだろうというふうにも思うわけでございます。今、価格決定の仕方でもそれなりに反映しているんだらうというふうにも思うわけでございます。

ただ、今この新政策の考え方では経営規模の拡大を図りながらコストを下げてまいり、そうすると

価格関係にもいろいろその影響は出てまいらるうというふうにも思うわけでございますが、生産性向上の進みぐあいと価格のそれへの反映の仕方というものが跋行を来さないように十分考えていかねければならないということは、新政策の中にもうたわれているわけでございます。

それから、規模拡大をした場合に生産性の向上がどこまでも図れるというのとはそうなのかどうかという御疑問でございますけれども、現在の統計の制約もございまして、米の生産費調査によりまして、十ヘクタール以上層の大規模農家の生産コストは農家平均の約六割ということでございます。非常に大きく低減をしておるというふうには理解をいたしております。

それから、大きくなっていったときにどこかで生産性向上のスピードが落ちるというポイントがあるんじゃないかというお話でございますけれども、これは、現在の技術水準、機械の性能、そういうようなものからいって、一定の条件というのはあるいはあるのかもしれないと思ひます。しかしその前に、経営耕地が分散錯雑をしているということが非常に大きな問題になるんじゃないかというふうにも考えておりました。この集団化を図っていくということができれば、大きな経営規模はそれなりの生産性の高い経営を営むことができるのではないかとこのうふうにも考えているところでございます。

○田中(恒)委員 今の議論をやり出したらこれもまた限度がないのだが、いわゆる効率性のある経営体という言葉を随所に出しておるんだ。その効率性というのはそれなんだ。それでいけば大規模にやった方がいいんですよ。株式会社も入れてやった方がいいんですよ。私は、そうはいないが、家族経営体というのはなかなかそんなに簡単に崩れないと思うんですよ。家族経営体の中で、私はミカンだけれども、自分もミカンをつくっておるが、やはり二町五反ぐらいから上はだめですよ。それは家族労働力の限界があるから。それは統計だつて出てるんじゃないの。稲作だつて同

じじゃないかと思ひます。だからそれは、大規模にすればするほどいいというわけにはいかない。全体的に今、日本の農業の停滞というのか、農業もうだめだと言つておるのだ、つくつておる連中は。その連中の理由は、やはり幾ら一生懸命やつて合理化をして生産性を高めても、そのメリットが返つてこないというところに最大の問題がある。私は思うんですよ。マクロ的に見て日本の農業の生産性は国際的に高いですよ。ずっと生産性の努力というのは高くなっておるんですよ。しかし、報われるものが少ないから、もうだめだといううなあきらめになつてきておるんじゃないですか。そういう限界性というものはやはり持たないけんじのじゃないかと私は思うのだが、まず持つておるかな。

まあいいよ。答弁する必要ないわ。それで、もう一つわかりやすいことを言ひますが、この農地、農林省は農林省の生命線だと言つたのだ、五百万ヘクタールというの。これは二千万ヘクタールですかね、国民に最低必要な栄養、カロリーを補給するために五百万ヘクタールの土地が必要だ、これを放したら農林省は崩れる、こうまで言ひ切つたのだが、今の農地というのはどういう状態になつておりますか。五百万切つておるのじゃないの。

○入澤政府委員 ちょっと今、どの局で答えるべきかということがありましたので、ちょっと遅くならまして申しわけありません。現在の農地面積は、平成三年で耕地面積合計で五百二十万ヘクタール、田が二百八十三万ヘクタール、畑が二百三十八万ヘクタールということでございます。平成十二年の例の長期見通しの必要耕地面積は全体として五百万ヘクタールから五百二十万ヘクタールというふうにしております。

○田中(恒)委員 平成三年の耕地面積五百二十万ヘクタールなんだが、しかし御承知のように、耕作放棄地というのは平成二年で二百二十二万ヘクタールあるんだ。だから、これはずっと減つておるから、今の時点でやたら、たしかあなたの

ところの統計でもマイナスになつておるんだと思うの。これも今の一部の穀物自給率と同じほど重大な問題ですよ。私はこれ以上突っ込みませんが、ひとつ十分目を光らせておいていただきたいと思ひます。

ちょっとどうしてもお願いしなければいけないことがあるので、後は羅列して申し上げますが、農林省のドッキング、これは私なんか若いときから言つておつたことで、山村の地帯では、森林組合の中心に農協が入り込め、一緒になれ、こんなことを若いときから言つた組ですが、一遍に言つたつてできぬでしようが、できるまで、法律改正まで入り込んでもらいたいと思ひます。

今林業は非常に深刻だ。農業以上に深刻ですね。それで、流域単位の森林計画をつくるということになつておるんですよ。そこで、今当面しておるのは、流域単位の森林計画をつくるプランメーカーがないということなんだ。そういう林業のことに細かい練達の人が地方にはいないというんですよ。それは町村長が産業課長、林業課などをつくらつておる町村があつて、あるけれどもそれはまばらで、これは林野庁の現役かOB、こういう人はやれるようなんですよ。我々はいつても勉強しよるんだが、ああいう諸君をこの際使つてみる必要があるのではないかと思ふのです。林野庁来ておるかな。その辺が今非常に大切な問題なんだ。流域単位の計画というのは、林野庁のそれを使つたらどうかということ。

次から次へ言ひます。そして、国有林の労働者は恐らく二万人になると思うが、どんどん減らしていかうけななんだが、やはりそうはいつても非常に優秀な林業技術と装備を持つておるんですよ。組織体ですよ。これは組織部隊ですよ。民有林は国有林以上に荒廃しておるんですよ。この国有林と民有林が流域単位の森林計画で一緒にやるわけですから、この労働者層は民有林に活用していく、同一施業をやつていく、こういう方向に向けるべきだと思ふのです。私なども、赤字の問題で柳沢さんなんかとも

いろいろなことをやったのだが、そのときから私はそんなことを申し上げておったのです。これは検討してもらいたいということ。

○馬場政府委員 二つの問題があるかと思ひます。

一つは、流域管理システムの中で流域林業の活性化のためのセンターを設置しておるわけです。そこで取りまとめの任に当たる、我々はこれを計画推進員と言っていますが、これになかなか人がいない、つてはそういうものについて国有林の職員等を充てたらどうかという御質問、もう一つは、実際に林業をやる労働力が民有林ではない、これで国有林の職員を活用したらどうか、こういうお話だと思ひます。

最初の方の流域林業活性化センターの計画推進員でございすが、おっしゃいますように、流域全体の林業・森林について通曉しておて、かつ調整能力を持つ人というのはなかなか難しいわけでございます。これは、活性化センターの構成員である関係者、いろいろな団体等が入っておりますが、これらの人方の合意によりまして選ばれてくるということになっておるわけでありまして、国有林の方は、もちろん国有林も流域管理システムに積極的に参加するというところで、営林署長を中心にいろいろと参加をして林業の技術協力なり情報提供をやっておるわけでございますが、この調整の任に当たります計画推進員ということになりますと、今言いましたように、これは広くその地域について通曉しておる人ということ、そういう人がいるかどうかということにならうと思ひます。

実際に置いているところの数字といひますか例を見ますと、おっしゃる様に県の職員は市町村の方あるいは森林組合系統の職員の方あるいは市町村のOBの方等がかなり選任されております。残念ながら今のところ国有林のOBの人というのは実績としては出ておらぬわけでございますけれども、地域によりまして国有林が非常に大きなウエイトを占める地域あるいは民有林がほとんど

地域等がありますから、一律に申し上げられませんが、そういう能力のある人が選ばれて活用されることは非常に望ましいことだと思つております。

それから、国有林野事業に従事する職員を民有林の仕事に活用することについてでございます。これは、委員御案内のとおり、国有林野事業の保有する技術等の有効活用を図るということで、国有林野事業の運営の妨げにならない限りにおいては民間の委託によって森林の管理経営あるいは調査等を受託することができるといふのが法律であります。また、受託事業というものは実際にもある程度ござしております。

ただしながら、国有林野事業の健全性を確保するための改善計画の中では、国有林野事業というものはむしろ民間実行になるべくしていこうという方向が示されたわけでありまして、したがって、国有林野事業の実施のために必要な職員というものは当然国有林野において確保すべきであります。これは、このほかに民間の事業を国の職員がやることについては、どうしても限定的な、例えば国有林野事業が季節的にあるいは地域的に余り事業がないというようなときに限定的に受託をするということとはあり得ますが、一般的に国有林野の事業の職員を民間の仕事をするために抱えておくというようなことはなかなか難しからうと考えております。

○田中(恒)委員 ちょっと意見は違ふけれども、やる時間がありませんから、これはまたいつか機会を持って長官とは話をしたいと思ひます。

長官にせつかく出てもらったから、ちょっと長官に關係したことで、特に大臣にお願いをしておかなければいかぬが、百二十三国会で松くい虫の被害対策特別措置法が制定されました、私なども実は少し苦勞をしたのでありますが、この際、結局空中防除が中止になる、空中防除については、住んでおる人々の安全性という立場で、その地域の人々や多くの人々が反対をしているところは

やってはいけない、反対者が多いところはやってはいけない、こういうことになりまして、附帯決議ももちろんそういうようにきちんと書いてあります。特に、行政的には基本方針というのがあるのです。その基本方針の中にも、特別防除、つまり空中防除の実施について「地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて実施するものとする。」見込みがないものは実施しない、こういうふうに書いておるのです。

それで大臣は、これは私の質問であります。最後の段階で、「今お話しのように環境保全への配慮、この基本方針の趣旨が都道府県初め地域の特別防除の実施者の段階まで徹底するように、各種担当者会議等あらゆる機会を通じて指導していきなさい、万が一そういうことで反対ということころは、これは絶対やってはいかぬ、そう思ひます。」こういうふうなきちんと言われているわけですよ。こういうことで、日本社会党はこの法案にずっと反対してまいりましたが、賛成をしたという経過が実はございします。

ところが、それから以降の空散の状態を見てみると、必ずしも私も考えたようになっていないところがある部分にはあるようであります。私などは、またそれぞれ林野庁に、あそこはこうしてくれ、こうしてくれと言ってきたのですが、今のところ、ここに足利の人々から大変な苦情が実は持ち込まれておるのです。これは林野庁にも行ったのです。ここでは、これは約七千人の署名。それだけではないのです。ここにも書いてありますが、団体名。これは団体署名ですよ。百七十一団体。これを見ると、学校、お寺、これは宗教界ですが、それから自治会、病院、足利にある大きな団体はほとんど全部だと思ひます。全部が空中防除をやめてくれと言っているのです。

そういう状態なのに、ことしどうなるかと聞いたら、やるかもしれないが面積を少し何とかというところがあるのかと言ったら、森林組合が言うてきておるそうです。森林組合というのは日本ではど

こでもやってくれと言ふでしょう、この法律に基づいて出されたんですから。しかし、これだけの関係団体が、遠慮をしてくれ、やめてくれと言つておるのだから、これは聞いてあげなければいけません。

ところが、これを決定するのは市だということではわかっております。市が従来の方式で多少面積などを少なくしてというふうな考えのようでありましたが、私などはこの委員会であらう議論をして、そういうことでこれを認めたという経過があるから、特に大臣とは直接話をしておるわけですから、私は、実情をそれこそよく見てもらつて、これをとめるように、やらさないように、林野庁、農林省として御指導いただきたいと思つておりますが、どうですか。

○田名部国務大臣 特別防除の実施に当たりましては、昨年の国会での十分な御審議をいただきまして、今お話しした附帯決議を踏まえまして、昨年の四月に新たに松くい虫対策の基本方針を定めたとことでありまして、適切に実施するように指導しているところでありまして、御指摘の、利用者の集まる場所の周辺の森林においては、その周辺の居住者あるいは管理者の意向を十分に確認して、大多數の同意が得られない場合は実施しないという方針で対処しているわけでありまして、

具体的に足利市につきましては、その方針を受けて、昨年度の実施に当たって、住宅等の周辺は散布区域から除外したと報告を受けておるわけでありまして、特別防除の実施に当たりましては、今後とも地元の方の意向を十分把握するなどして、円滑な事業が実施できるように指導してまいりたい、こう考えております。

○田中(恒)委員 この松くい虫の防除のやりとりの中で、いつもそういう答弁が返ってくるのです。人家等問題のないところは避けておりますと言ふのだが、そこに住んでおる住民の諸君に言わせると、飛散したものが飛んできて心配でたまらないと言つておるわけなのです。だから、これだけ自治会なり病院なり学校なり保育所なり、こ

ういう周辺の人が挙げて、これは困りますからやっていたくない、こう言っておるわけですが、山の奥で、だれも人がいないところで、被害がないようなところでやってくれるならそれは結構だと私は思いますよ。だけれども、少なくとも足利市の中心の市街地とか、相当これは飛散しますから、そういうところの地域については、これだけの人がこれだけの動きをしておるわけですから、昨年もおるはずですよ。これは林野庁にも行っておる。この間も大勢行ったでしょう。私は怒られて、そして林野庁に行ってみなさいといっで行かしたのだから。よく実情を見てもらって処理していただくようお願いしておきますよ。長官。どうでしょう。

○馬場政府委員 ただいま大臣が申し上げましたように、地元の住民の方あるいは管理者の方の同意を十分得てやるように指導してまいりたいと思っております。

○田中(恒)委員 自治省に來てもらっておりますから、自治省にお答えをいただくのが、礼儀でありますので、農林水産委員会として。

私、デカップリングの問題も実は聞きたいけれども、もうそういう質問はできませんが、やはり地方自治体では、若者がいない、人は減る、そういうことで今必死になつていろんな努力をしておりますよ。私のところなんかでも、子供が一人生まれたら町長が十萬円の御祝儀を持っていくとか、そんな町が大分出てき始めておる。立派な家をつくったり、低い家賃でやつたり、そんなことは普通ですよ、今山村地域では。

そして、私のところでは、広田村というのがありますが、ここのなんかは、小学校ですが、三人しかおらぬということで学校がつぶれる。それで、学校を守りたいということで村外からの入学者を募集したら、物すごい人が集まったというんだ。松山はもとよりですけども、高松とか広島とか九州からも来ておるといふんだ。やはり自然教育の要素を含めた学校ということを考えておる

のでしょね。

ただ、そういうところへ行つて聞くと、やはり金が必要といつて頭を痛めておりますよ。そういうところに対してやはり県なり国なりが応分の手伝いをしていく、そういう道はないかということ、いろいろ聞いておるわけでありすが、なかなか思うようにはいきません。自治省は、千八百億か千七百億の環境保全のいろいろな予算を組んでおるはずですが、地方財政のこういう実情に対してひとつ力を入れてもらいたいと思うので、それについて、ことし考えられておる施策をここで明らかにしていただきたいと思います。

○林説明員 お答えを申し上げます。

いわゆる中山間地域におきましては、人口の減少とか高齢化の進展等によりまして地域活力の面での懸念がございまして、地方団体におかれましてはいろいろな努力をされておるといふことは私も承知しておるところでございますし、また自治省といたしまして、こうした地域の活性化を図ることは極めて重要な課題であると認識をいたしております。このため、中山間地域の振興のために、農林業を初めといたしまして産業の振興、就業、所得機会の創出、生活環境の整備等の各般にわたる施策の推進が必要であると考えてお

りまして、いずれもなかなか大変難しい課題ではございますが、この課題に対する地方公共団体の果たす役割というのは大変大きいものがあると私も認識いたしておりますのでございます。

このため、自治省といたしましては、関係各官庁とともに、こういう問題にどういふふうに対処すべきかいろいろ勉強させていただいておるところでございますが、平成五年度におきましては、御案内のように、森林の公有化とか担い手対策等によりまして森林、山村対策のための地方財政措置を講ずることといたしましたが、このほかにも、定住条件の整備に不可欠と考えられます農道や林道の大幅な整備促進を図るための新しい単独事業の制度を創設するなどいたしまして、農山村地域の振興対策を積極的に推進することといたしてい

るところでございます。

今後とも、いろいろたくさん課題はございますので、関係官庁と連携を図りながら、また地方団体におきますいろいろな努力の実態をも参考とさせていただきますが、地方財政の立場から必要な施策を検討し、充実に図れるよう努力してまいりたい、こういうふうにご考えております。

○田中(恒)委員 農林省、ひとつしつかりやうてくださいます。自治省の方向はあなたらもわかつておるかもしれぬけれども、私も地方行政委員会の諸君からそれらの経過、細かいことを聞いたわけでありすが、これからの農政は、どうしたってやはり自治省、建設省、国土庁、農林水産省、全体の横の体系がどううまくいくかということにかかってくると思う、大臣もおっしゃったけれども、これが非常に大きな役割を果たすと思ひますから、ぜひデカップリングの問題も含めて十分検討していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○平沼委員長 次回は、来る五月十一日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時九分散會

平成五年五月十四日印刷

平成五年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局